

4.地業工事	◎砂利地業	材 料 (4.6.2) ○再生クラッシャーラン G ・切込砂利又は切込碎石 砂利厚さ (4.6.3) □ 60mm 範 囲 ○基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下 ・図示による() 範 囲 (4.6.4) ○基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による() (4.6.4) 厚 さ (4.6.4) □ 50mm 設計基準強度 (4.6.4) □ 18N/mm ² スラブ (4.6.4) □ 15cm又は18cm 材 料 (4.6.2) ○ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 範 囲 (4.6.5) ○建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) 種類及び施工方法等 ○図示による(Sa-01)	6.コンクリート工事	○コンクリートの類別 (6.2.1) コンクリートの類別 (6.2.1) □ I 類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II 類(JIS A 5308に適合したコンクリート) ・普通コンクリート (6.2.1～4)(6.3.2) 設計基準強度 (N/mm ²) スラブ (cm) 気乾単位容積質量 (t/m ³) 適用箇所 ○24 ○18 ○2.3程度 ○全箇所 構造体強度補正値 □標準仕様書 6.3.2による ・軽量コンクリート (6.2.1～3)(6.3.2)(6.10.1,2) 設計基準強度 (N/mm ²) スラブ (cm) 気乾単位容積質量 (t/m ³) 種類 適用箇所 □ 21 構造体強度補正値 □標準仕様書 6.3.2による 種 類 (6.3.1) □普通ポルトランドセメント、高炉セメントのA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 適用箇所() 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g 以下、かつ28日目で 402J/g 以下のものとする ・高炉セメントB種 G 適用箇所() ・フライアッシュセメントB種 G 適用箇所() アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1) □ A ・B ○混和剤 (6.3.1) 混和剤の種類 (6.3.1) □標準仕様書 6.3.1(4)(a)による ○混和材 (6.3.1) 混和材の種類 (6.3.1) □標準仕様書 6.3.1(4)(b)による 適用期間 (6.11.1) ・図示による() 構造体強度補正値 (6.11.2) ○標準仕様書 6.11.2(3)(7)による ・積算温度による 構造体強度補正値 (6.12.2) □ 6N/mm 適用箇所 (6.13.1) ・図示による() セメントの種類 (6.13.2) ・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 G ・フライアッシュセメントB種 G ・シリカセメント 混和材料 (6.13.2) ・混和剤 混和剤の種類 標準仕様書6.13.2(2)(7)による ・混和材 混和材の種類 標準仕様書6.13.2(2)(4)による スラブ (6.13.2) □ 15cm 構造体強度補正値 (6.13.2) □標準仕様書表6.13.1による コンクリートの種類 (6.14.1) ・普通コンクリート セメントの種類 □普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 ・高炉セメントB種 G ・フライアッシュセメントB種 G 設計基準強度 (6.14.1) □ 18N/mm スラブ (6.14.1) □ 15cm又は18cm 適用箇所 (6.14.1) □標準仕様書 6.14.1(4)(7)～(h)による 適用箇所 (6.15.1) ・図示による() 打継ぎの位置 (6.6.4) ○図示による() 目地寸法 ・標準仕様書 9.7.3(1)(7)～(ウ)による ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法 (6.8.1) ○図示による()	○構造体コンクリートの仕上り 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5) 種 別 適用箇所 ・A種 ・B種 ・C種 コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5) 種 別 適用箇所 ・a種 ・b種 ・c種 ・打増し厚さ (打放し仕上げ部) (6.8.1) ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm ・20mm せき板の材料及び厚さ (6.8.2) ○合板(※12mm G) ・断熱材を兼用した型枠材の使用 (6.8.2) 使用箇所 ・図示による() ・MCR工法用シートの使用 (6.8.2) 適用箇所 ・図示による() 打増し厚さ ・20mm 打増し範囲 ・図示による() スリーブの材種・規格等 (6.8.2) ・図示による() 実施要領 ・図示による(構造関係共通事項(構造関係共通事項) 構－2 施工方法等計画書関連等コンクリートの単位水量測定) ・ ・図示による(木造基礎構造標準図8)			
	◎捨コンクリート地業							
5.鉄筋工事	◎鉄筋	鉄筋の種類等 (5.2.1) 種類の記号 呼び径(mm) 備考 ○ SD295 D10,D13,D16 ・ SD345 ・ ・ 鉄線の形状等 (5.2.2) 種 類 種類の記号 鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 (mm) 使用部位 ・溶接金網 ・鉄筋格子 鉄筋の継手の方法等 (5.3.4)(5.5.2)(5.6.3) 部 位 継 手 の 方 法 呼び径(mm) 柱、梁の主筋 ・ガス圧接 ・機械式継手D10,D13,D16 ○重ね継手 耐力壁の鉄筋 ・重ね継手 その他の鉄筋() ・重ね継手 継手位置 (5.3.4) ○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)5.1) ・ 柱及び梁主筋の重ね継手の長さ (5.3.4) ○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1 表3.1) 耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4) ・図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1 表3.1) ・図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1(a)(3)) ・ 鉄筋の定着長さ (5.3.4) ○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1(b)) ○図示による(木造基礎構造標準図4.(h)) 最小かぶり厚さ (5.3.5) ○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)表4.1) ○図示による(木造基礎構造標準図4.(g)) 軽量コンクリートを適用する場合 ・あり 適用箇所() ・最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm ・ 耐久性上不利な箇所がある場合 (塩害等を受けるおそれのある部分等) ・あり 適用箇所() ・最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm	○骨 材 (6.3.1) ○混和材料 (6.3.1) ・寒中コンクリート (6.11.1) ・暑中コンクリート (6.12.2) ・マスコンクリート (6.13.1) ○無筋コンクリート (6.14.1) ・流動化コンクリート (6.15.1) ○打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.4)	○コンクリートの単位水量測定 ○コンクリートの強度試験				
	・溶接金網							
	◎鉄筋の継手及び定着							
	◎鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網を含む)							
	◎各部配筋	(5.3.7) 各部配筋 ○図示による(構造関係共通事項(配筋標準図))						

	K A P		香 山 建 築 研 究 所 K O H Y A M A A T E L I E R		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		S-01
					構造関係特記仕様書	-	
	環境省新宿御苑管理事務所						
	一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)	一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)					86
	構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 意匠主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)					164

構

造

概

要

等

1.建物概要等

2.構造設計条件等

3.地盤調査資料

4.液状化対策

建

物

概

要

工事名称令和7年度新宿御苑日本館御殿工事

工事場所東京都新宿区内藤町11

延べ面積 (456.71)m²

建築面積 (456.71)m²

階数地上1階

高さ(7.29)m

軒高(4.83)m

工事種別新築・増築・改築・移転

大規模の修繕・規模の模様替

備考

階段に算入しない階

無し・有り()

構

造

概

要

構造種別地上

木造

地

なし

木造

なし

備考

架構形式X方向 (木造在来軸組)構造

Y方向 (木造在来軸組)構造

耐震構造

方式耐震構造・制振構造

基礎方式直接基礎・独立・連続・べた

杭基礎・場所打ちコンクリート杭・既製コンクリート杭

耐震安全性の分類Ⅰ 類(1.5)・Ⅱ 類(1.25)・Ⅲ 類(1.0)

備考

適用箇所は

図示による

()

計

算

方

法

許容応力度計算(令第82条各号+令第82条の4【ルート1】

許容応力度等計算【ルート2】

保有水平耐力計算【ルート3】

限界耐力計算

その他の計算法(令第46条壁量計算)

特別な検証法(時刻歴応答解析による)

大臣認定(認定番号)

指定性能評価機関名()

評価・高層評価・免震評価・その他

(評価番号)

X方向| Y方向

新御殿

新御殿

X方向、Y方向の適用する計算法に○を記載する

外

力

等

地震力

設計用一次固有周期)秒

地震地域係数(Z) Z=○1.0・0.9・0.8・0.7

地盤の種類第(2)種地盤 Tc=()秒

標準せん断力係数 X方向 Y方向

一次設計 C=(0.2) C=(0.2)

二次設計

風圧力(施行令第87条)・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s

風圧力(施行令第82条の4)・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s

積雪荷重

区域・多雪区域・多雪区域以外

設計垂直積雪量 (30)cm

単位荷重 (20)N/m²/cm

垂直積雪量の低減・低減する○・低減しない

積載荷重

一般部床2900 N/m²2400 N/m²1300 N/m²

縁側1800 N/m²1300 N/m²600 N/m²

屋根600 N/m²- -

令第85条 百貨店

令第85条 屋上広場

短期荷重として検討

・当該敷地の既往調査報告書

○当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査結果(今回工事に含まれる地盤調査については構造図を参照)

実施した試験・標準貫入試験・SWS試験・室内土質試験

・有り

(範囲・工法・仕様・計測・試験等については構造図を参照)

○無し

・

5.軽微な変更への対応

(あらかじめの検討)

5.軽微な変更への対応

(あらかじめの検討)

施

工

の

関

係

上

や

む

を

得

ず

発

生

す

る

可

能

性

の

高

い

変

更

等

(位置の変更)

施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分

構

造

関

係

共

通

事

項

(共通事項)

構-1

総則

1.1適用範囲

(1)構造関係共通事項(配筋標準図)は鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。

(2)構造関係共通事項(鉄骨標準図)は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。

1.2優先順位

設計図書の図面のうち建築構造図に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。

1. 構造図及び構造関係共通事項 (共通事項)

2. 構造関係共通事項 (配筋標準図)構造関係共通事項 (鉄骨標準図)

1.3特記仕様

(1)項目は、番号に○・印の付いたものを適用する。

(2)特記事項は、○・の付いたものを適用する。

(3)○印の付かない場合は□印の付いたものを適用する。

(4)○印と□印の付いた場合は共に適用する。

1.4用語の定義

(1)構造図とは、建築構造図のうち構造関係共通事項以外の図面をいう。

(2)異形鉄筋の径(本文、図、表において「D、d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。

(3)長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。

1.5記号等

図面で使用する記号等は表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。

表1.1 異形鉄筋の断面表示記号

区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築		○	×	∅	○	○	◎	⊗	◎

表1.2 各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
○S	スラブの配筋種別	⊕	杭の位置
◇	スラブ厚さ	⊕	試験杭の位置
○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲
○D○	土間コンクリート	⊠	スラブ開口
▨▨▨	コンクリートブロック壁(CB壁)	⊕	ポーリング位置
▨▨▨	梁・スラブの上がり下がりの範囲		FLからの上がり下がり
EW○○	耐力壁		
EKW○○	片持ちスラブ階段を受け、かつ耐力壁		
ERW○○	土圧を受け、かつ耐力壁		

表1.3 梁貫通孔記号

区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建築		⊖	×	+	⌒	⊕	※	≡	⌒	⊕	※	≡	⌒	⊕	※	≡

表1.4 スリーブ材質の凡例

管 名	鋼 管	溶融亜鉛めっき鋼板	硬質塩化ビニル管(薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)
記号(建築用)	SP(白管)	GA	VU	RS

□建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

表1.5 高力ボルト径の記号

区分	径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト(F10T、S10T)		○	◇	◇	※	※
溶融亜鉛めっき高力ボルト(F&T相当)			⊐	+	※	※

表1.6 普通ボルト径の記号

区分	径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト		○	◇	◇	※	※

表1.7 溶接継手及び溶接面の分類別記号

分 類		記 号
溶 接 継 手	完全溶込み溶接	突合わせ継手 B
		T型継手 T
		かど継手 L
	隅肉溶接	F
	部分溶込み溶接	P
溶 接 面	フレア溶接	FL
	片面溶接	1
	両面溶接	2

表1.8 溶接の補助記号

区 分	補助記号
現 場 溶 接	▶
全 周 溶 接	○
全 周 現 場 溶 接	▶
断続溶接の長さ及び間隔	L-P

現場溶接

全周溶接

全周現場溶接

引出線

基準線

引出線(折線)

基準線

溶接面溶接継手

断続溶接の間隔

断続溶接の長さ

60°

60°

60°

□特記無き限り、完全溶込溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。

図1.1 溶接記号の記載例

	K A P 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康 則（一級建築士第272618号） 構造主任技術者 萩生田 秀之（一級建築士第341678号） 担当技術者 池谷 聡史（一級建築士第367949号）	香 山 建 築 研 究 所 KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川 祥 久（一級建築士第289714号）	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ） 構造関係共通事項 1 -	S-02 87
		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋 平（一級建築士第367970号）	環境省新宿御苑管理事務所	164

木造基礎構造標準図

1. 一般共通事項

(a) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
(b) 本仕様書は、3階建て以下木造建築物の、べた基礎及び布基礎に適用する。
杭基礎・独立基礎、部分地下などの壁・擁壁については、別途添付の設計図を参照すること。
防湿シート・断熱材については意匠図による。
(c) 本仕様書表記単位は、特記なき限り N、mm、N/mm²とする。
(d) 本図と構造関係共通事項(配筋標準図)と相違がある場合には、構造関係共通事項(配筋標準図)の記載内容を優先する。

4. 鉄筋工事

(a) 鉄筋の種類

図中で使用する記号は、下表を標準とする。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
○	×	●	●	⊕	⊙	⊗	⊗

(b) 鉄筋末端部の折曲り形状
(d) 鉄筋の定着及び重ね継手
(f) 鉄筋のあきと鉄筋間隔

構造関係共通事項(配筋標準図)の記載内容による。

(g) 基礎に対するコンクリートの設計かぶり厚さ

部位		最小かぶり厚さ設計かぶり厚さ	
土に接しない部分	ベタ基礎立上り部屋内側	30	40
	ベタ基礎耐圧版の屋内側	40	50
土に接する部分	布基礎立上り部 ベタ基礎立上り部の屋外側	40	50
	ベタ基礎立上り部以外の部分 ベタ基礎耐圧版の接地側	60	70

基礎梁

基礎梁

基礎梁

布基礎

基礎梁

耐圧版(シングル配筋)

耐圧版(ダブル配筋)

(h) 鉄筋の定着長さ
(1) ベタ基礎

基礎梁

基礎梁

基礎梁

布基礎

基礎梁

耐圧版(シングル配筋)

耐圧版(ダブル配筋)

(注) □ 1...立上り部分で垂直に定着できない場合は、斜めに定着を確保する。
□ 2...受け筋はD13以上とし、スラブ主筋との併用も可とする。

(2) 間仕切基礎

(3) 布基礎

(4) 基礎梁端部

梁主筋

梁主筋

補強筋 D13かつ主筋と同径以上

主筋を補強筋と兼ねる場合

(5) 基礎梁段差部

梁主筋

補強筋 D10

梁主筋

梁主筋

40d

40d

主筋を補強筋と兼ねる場合

(6) 基礎梁直交部分の主筋の定着 及び コーナー補強筋

出隅・入隅

コーナー補強筋 D13(内側に配筋)

T字部

コーナー補強筋 D13(内側に配筋)

(注) □ 3...直線部分で40d確保する。

(i) スリープ補強

(1) 梁

折筋 D10

35d

35d

150以上

35d

35d

・孔径80mm以上又は梁せい1/8以上の貫通孔には補強筋を入れること
・貫通孔径は150mm以下かつ梁せい1/3以下とすること
・孔が複数の場合は、中心間隔を径の3倍以上とすること
・スターアップを切断してはならない
・補強筋は、貫通孔より、かぶりが確保できる最短位置に入れること

(2) スラブ

補強筋

35d

35d

スラブ筋切断の場合

補強筋

35d

・補強筋はD13、かつスラブ筋と同径以上とすること
・孔径100mm以上の貫通孔には補強筋を入れること
・貫通孔径は300mm以下とすること
・孔が複数の場合は、中心間隔を径の3倍以上とすること
・スラブ筋を切断する場合は、縦横補強筋を追加すること

6. アンカーボルト工事

(a) 木造軸組工法標準図による。
(1) アンカーボルトのかぶり厚さは、50mm以上を確保すること。
(2) 土台用アンカーボルトの寸法は、土台天端から-10mm～+50mm程度とする。

7. コンクリート工事

(a) コンクリートは、JIS A 5308 に適合するJIS認証工場で製造されたレディミクストコンクリートとする。
(b) コンクリートの強度

調査管理強度(呼び強度) = 品質基準強度 (aとbの大きい方) + 構造体強度補正值(c温度補正)

(1) 設計基準強度は、21N/mm²を標準とする。
(2) 耐久性基準強度は、短期:18N/mm²、標準:24N/mm²長期30N/mm²、超長期36N/mm²より選択する。
(3) 構造体強度補正值は、下表による。

セメントの種類	コンクリートの打込みから28日までの期間の予想平均気温の範囲(℃)
早強ポルトランドセメント	5℃以上 5℃未満
普通ポルトランドセメント	10℃以上25℃未満 10℃未満
構造体強度補正值	+3 +6

・暑中期間(日平均気温の平均値が25℃を超える期間)における構造体強度補正值は6N/mm²とする。

(c) 特記無き場合のスランパは、18cm以下とする。

(d) コンクリートの養生

(1) コンクリートは、打込み後5日以上湿潤養生を行うこと。
(2) 気温が2℃以下となるおそれのある場合には、適切な保温養生を行うこと。
(3) コンクリートの打込み後1日間は、振動、衝撃を与えてはならない。

(e) 型枠の最小存置期間

セメントの種類	平均気温	15℃以上	5℃以上 15℃未満	5℃未満
早強ポルトランドセメント	2日以上	3日以上	5日以上	8日以上
普通ポルトランドセメント	3日以上	5日以上	8日以上	10日以上

建設省告示第1655号による。

8. コンクリートの強度試験

(a) 試験総則

(1) コンクリートの強度試験は、製造工場及びコンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上、かつ、コンクリート150m³ごと及びその端数につき1回以上とする。コンクリート数量が少量の場合も実施する。
(2) コンクリートの強度試験方法

1) 1回の試験の供試体の個数及び試料採取
i) 1回の試験の供試体の数は、表6.9.2による試験用その他必要に応じてそれぞれ3個とする。
ii) 適切な間隔をあげた3台の運搬車から、それぞれ試料を採取し、i) で必要な数の供試体を作製する。ただし、調査管理強度の管理試験用は、1台の運搬車から同時に作製した3個の供試体で1回の試験を行う。
iii) ii) で3台の運搬車から作製した供試体から、それぞれ1個ずつ取り出し、3個の供試体で1回の試験を行う。ただし、調査管理強度の管理試験用は、1台の運搬車から採取した試料で同時に作製した3個の供試体で1回の試験を行う。
2) 供試体は、JIS A 1132 に基づいて工事現場で作製し、それぞれ試験の目的に応じた養生を行う。
なお、脱型は、コンクリートを詰め終わってから16時間以上3日間以内にを行う。
3) 供試体の養生方法及び養生温度
i) 標準養生は、JIS A 1132 による20±2℃の水中養生とする。
ii) 工事現場における養生は水中養生又は封かん養生とし、養生温度はコンクリートを打ち込んだ構造体にてできるだけ近い条件になるようにする。
また、水中養生の場合の養生温度は、養生水槽の水温の最高及び最低を毎日測定し、養生期間中の全測定値を平均した値とする。
なお、供試体の保管場所は、直射日光の当たらない屋外とする。
4) 圧縮強度試験
i) 試験方法は、JIS A 1108 による。
5) 供試体の養生方法、材齢、1回の試験の個数及び試験回数は表6.9.2による。寒中コンクリートの場合は別途とする。

表6.9.2				
試験の目的	養生方法	材齢	個数/回	試験回数
調査管理強度の管理試験用	(2) (3) i) による標準養生	28日	3個/回	a) による
型枠取外し時期の決定用	工事現場における水中養生	必要に応じて定める28日		必要に応じて定める
構造体コンクリートの圧縮強度推定用	工事現場における封かん養生(注)	28日を超え91日以内	3個/回	a) による
	(2) (3) i) による標準養生	28日		

(注) 強度試験の不合格が想定される場合

(b) 調査管理強度の管理試験

調査管理強度の管理試験の判定は、1)及び2)を満足すれば合格とする。
1) 1回の試験結果は、調査管理強度の85%以上とする。
2) 3回の試験結果の平均値は、調査管理強度以上とする。
(c) 構造体コンクリート強度の推定試験

構造体コンクリート強度の推定試験の判定は、次の1)2)3)のいずれかを満足すれば合格とする。
1) 現場水中養生供試体の材齢28日の圧縮強度の試験結果が、次を満足すること。
i) 材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合は、1回の試験結果が、調査管理強度以上であること。
ii) 材齢28日までの平均気温が20℃未満の場合は、1回の試験結果が、設計基準強度に3N/mm²を加えた値以上であること。
2) 現場封かん養生供試体の材齢28日を超え91日以内の圧縮強度試験の1回の試験結果が、設計基準強度に3N/mm²を加えた値以上であれば合格とする。
3) 標準養生供試体の材齢28日の圧縮強度試験の1回の試験結果が、調査管理強度以上であれば合格とする。
不合格となった場合は、監督職員の承諾を受け、JIS A 1107 又はその他の適切な試験方法により構造体の強度を確認し、処置について監督職員の指示を受ける。
(d) 検査機関

検査は第三者機関で行うことを原則とする。

10. 配筋要領

(a) 独立立上り

平面形状

フックの場合

フープの場合

D10@100

D13

直交方向へ定着

250

250

180

250

250

(b) 両側スラブが取り付くダブル配筋

(c) 梁を介する段差スラブ

(1) 段差100mm以下の場合

(2) 段差100mmを超える場合

(3) スラブ筋がハンチ筋を兼ねる場合

(d) 段差スラブの補強

(1) 段差が小さい場合 (H≦t/2)

6H

D13以上

H≦t/2

t

幅6Hの段差部分もスラブ配筋とする。

ひび割れ防止筋(縦横、上下共)

D10@300

D13

35d

H>100

t

段差Hが100を超える場合は、左図の他、ひび割れ防止筋を追加する。

(2) 段差がスラブ厚程度の場合 (t/2<H≦2t)

(イ) 梁型断面および配筋要領

(ロ) 梁型へのスラブ筋定着要領

梁型主筋D16@250

スラブ筋と同径同ピッチ以上

10dかつ150mm以上

8dかつB/2以上

B

Bは、350 かつ1.5t かつ1.5H とし、梁型内へスラブ筋フック付定着長さL2h=25d が確保できる寸法とする。

K A P

一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)

構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)

香山建築研究所

KOHYAMA ATELIER

一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第269714号)

一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)

木造基礎構造標準図

環境省新宿御苑管理事務所

S-04

89

164

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事

工事設計図

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

S-02 構造関係共通事項1.建物概要による

2. 工 期

同上

3. 敷地面積

同上

4. 建物概要

1. 新御殿新築整備

木造平屋

一式

建築面積

S-02 構造関係共通事項1.建物概要による

延べ床面積

同上

2. 上記に伴う、電気及び機械設備工事

一式

3. 上記に伴う、外構工事

一式

5. 指定部分

・有・無

対象部分()

指定部分工期

年 月 日

6. 工事範囲

□「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。

・「3. 工事種目」のうち

の工事範囲は下記表のとおりとする。

ただし、他の工事種目はすべて今回工事範囲とする。

2 仮 設 工 事

3 土・地業・基礎 工事

4 木 造 工 事

5 軸組構法(壁構造系)工事

6 軸組構法(軸構造系)工事

7 枠組壁工法工事

8 丸太組構法工事

9 CLTパネル工法工事

10 木 工 事

11 防 水 工 事

12 石 工 事

13 タイル 工 事

14 屋根及びひい工事

15 金 属 工 事

16 左 官 工 事

17 建 具 工 事

18 塗 装 工 事

19 内 装 工 事

20 断熱・防露、ユニット及びその他工事

21 排 水 工 事

22 舗 装 工 事

23 植 栽 工 事

II. 建築工事仕様

(1)図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築木造工事標準仕様書(令和4年版(令和4年))」(以下「木造標準仕様書」という。))による。図面、本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編(令和4年版)(令和4年))」(以下「標準仕様書」という。))による。

(2)電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は()図、機械設備工事の特記仕様書は()図による。

(3)本特記仕様書の表記

1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2)特記事項は、●印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、□印の付いたものを適用する。

○印と□印の付いた場合は、共に適用する。

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

5 軸組構法・壁構造系)工事

K A P		香 山 建 築 研 究 所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）		S-05	
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 管理技師 相野 康樹（一級建築士第272618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技師 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久（一級建築士第289714号）		木造特記仕様書 1		-	
構造主任技師 萩生田秀之（一級建築士第341678号） 担当技師 池谷 聡史（一級建築士第367949号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 意匠主任技師 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平（一級建築士第367970号）		環境省新宿御苑管理事務所		90	
						164	

使用材料表1<5.2.2>

・「製材の日本農林規格」による目視等級区分構造用製材 							
施工箇所	樹種	構造材の種類	等級	寸法 (mm)	含水率	保存処理	間伐材等の適用

※「製材の日本農林規格」による機械等級区分構造用製材 							
施工箇所	樹種	曲げ性能 (等級)	寸法 (mm)	含水率	保存処理	間伐材等の適用	
土台	ひのき	E90	130x130	SD20	D2・インサイジング		
柱	ひのき	E90	130x130他	SD20			
梁	すぎ	E70	130x130他	SD20			
梁	からまつ	E110	120x240他	SD20			

(注)無等級材、広葉樹製材及び丸木材の縦振動ヤング係数による基準強度の確認は、以下による。・無等級材のうちの樹種については、製材の日本農林規格第6条に定める品質曲げ性能における等級の区分に準拠する。それ以外の樹種については、既往の研究等に基づき適切に定め、施工計画書を作成し、提出する。・あかまつ、べいまつ、からまつ、ひば、ひのき、べいつが、えぞまつ、とどまつ、すぎ

(参考)製材の日本農林規格第6条に定める等級の図機械的等級区分と測定曲げヤング係数							
等級	E60	E70	E90	E110	E130	E150	
曲げヤング率 (×10N/mm)	3.9以上 5.9未満	5.9以上 7.8未満	7.8以上 9.8未満	9.8以上 11.8未満	11.8以上 13.7未満	13.7以上	

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材 							
施工箇所	樹種	等級	寸法(mm)	含水率	保存処理	間伐材等の適用	
		・特等 ・1等 ・2等					

加工前に縦振動ヤング係数を測定する部材 (対象部材:)

※無等級材 							
施工箇所	寸法 (mm)	樹種	含水率 (%)	保存 処理	強度試験	材面の品質	間伐材等の適用
					・製材のJAS規格第6条 (対象部材:) ・縦振動ヤング係数測定 (対象部材:)	・製材のJAS規格 第6条 ・旧JAS規格第10条 ひき角類1等	
間柱・垂木 床太・垂木 貫	45x90他 45x120	すぎ ひのき	20%以下 20%以下				・ ・

旧JAS規格とは、昭和42年農林省告示第1842号をいう。・

・国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材 							
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級 (材面の品質)	含水率(%)	間伐材等の適用		

・「製材の日本農林規格」による下地用製材 							
施工箇所	樹種	等級	寸法 (mm)	含水率(%)	保存処理	間伐材等の適用	
		・1級 ・2級		・SD15 ・SD20			

使用材料表2<5.2.3>

※「合板の日本農林規格」による構造用合板 								
施工箇所	厚さ (mm)	接着の 程度	等級	板面の 品質	曲げ性能 (強度等級)	単板の 樹種名	保存処理	間伐材等の適用
耐震壁	12mm	・1類	2級					
野地板	12mm	・特類	2級					
床組	12mm	・2類	2級					
小屋組	24mm	・2類	2級					

使用材料表9<10.2.2>

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 							
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級 (材面の品質)	形状	含水率	間伐材等の適用	
			・2級 ・1級				

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材 							
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級 (材面の品質)	形状	含水率	間伐材等の適用	
見え掛り面			・上小節 ・				
見え掛り面以外			・小節以上 ・				

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材 							
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級 (材面の品質)	含水率(%)	間伐材等の適用		
			・1等 ・	・10以下 ・13以下			

・「製材の日本農林規格」以外の下地用針葉樹製材 								
施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の 品質	乾燥処理 の適用 ・適用する ・適用しない	防虫処理 の適用 （ ） ・適用しない	難燃処理 の適用 ・適用する ・適用しない	含水率	間伐材等の適用

・「製材の日本農林規格」以外の造作及び仕上げに用いる針葉樹製材 								
施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の 品質	乾燥処理 の適用 ・適用する ・適用しない	防虫処理 の適用 （ ） ・適用しない	難燃処理 の適用 ・適用する ・適用しない	含水率	間伐材等の適用
							□ A種 ・ B種	・

・「製材の日本農林規格」以外の造作及び仕上げに用いる広葉樹製材 								
施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の 品質	乾燥処理 の適用 ・適用する ・適用しない	防虫処理 の適用 （ ） ・適用しない	難燃処理 の適用 ・適用する ・適用しない	含水率	間伐材等の適用
							□ A種 ・ B種	・

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 							
施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面数 (面)	見付け材面の品質	間伐材等の適用	
					□ 1等 ・2等		

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成柱 							
施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	見付け材面数 (面)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板: 芯材:				□ 1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱 							
施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	見付け材面数 (面)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板: 芯材:				□ 1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材 							
施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率(%)	間伐材等の適用		
				□ 15以下 ・			

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材 							
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率(%)	間伐材等の適用	
		化粧薄板: 芯材:			□ 15以下 ・		

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱 							
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率(%)	間伐材等の適用	
		化粧薄板: 芯材:			□ 15以下 ・		

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 							
施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工				防虫処理 の適用	間伐材等の適用
		・無(・1等 ・2等 ・3等) ・有(・天然木化粧加工 ・塗装加工)				・適用する () ・適用しない	・

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 							
施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工				含水率	防虫処理 の適用
		・無() ・有(・天然木化粧加工 ・塗装加工)				□ 14以下	・適用する () ・適用しない

・CLT(直交集成板) 							
施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	曲げ性能 (強度等級)	接着性能 (使用環境)	間伐材等の適用	

使用材料表10<10.2.3>

・「合板の日本農林規格」による普通合板 							
施工箇所	厚さ (mm)	単板の 樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の 適用	間伐材等の適用	

・「合板の日本農林規格」による構造用合板 								
施工箇所	厚さ (mm)	等級	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	防虫処理の 適用	強度等級の 適用	間伐材等の適用
								・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 							
施工箇所	単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理の 適用	間伐材等の適用		

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 							
施工箇所	化粧板に使用する 単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理の 適用	間伐材等の適用		

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 							
施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の 方法	防虫処理の 適用	間伐材等の適用	

・パーティクルボード 							
施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	耐水性 による区分	厚さ (mm)	間伐材等の適用		
		□ 13・	・Pタイプ ・Mタイプ	・15 ・			

・「構造用パネルの日本農林規格」による構造用パネル 							
施工箇所	等級 (・常態曲げ試験 ・湿潤曲げ試験)				厚さ(mm)	間伐材等の適用	
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級						

・MDF 							
施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	接着剤 による区分	難燃性 による区分	間伐材等の適用	

木造工事構造関係補足事項

特記仕様

1. 適用範囲

建築物および工作物の構造上主要な部分に木材を用いる工事に適用する。
項目は番号(○)の付いたもの、特記事項は・の付いたものを適用する。

2. 優先順位

設計図書の図面に相違がある場合の優先順位は、以下のとおりとする。
(1)(2)以外の図面
(1)木造工事構造関係補足事項

1一般共通事項

2材料の品質

3材料の品質の検査方法

3構造用集成材、構造用単板積層材、構造用合板、構造用パネル等

4接合具（Z・C・D・S・Mマーク表示金物も含む）

特記事項

4耐久性・防雨・防蟻処理

5木材の加工

6製作金物の加工

7接合部の工法

5ラグスクリューの工法

5接合金物（Z・C・D・S・Mマーク表示金物、製作金物）

6ドリフトピンの工法

7輪型ジベル接合、圧入型ジベル接合の工法

8接合金物の工法

9その他の方法による工法

8運搬・運方

5アンカーボルトの施工

6建方精度

搬入される材料について、設計図書に明記された接合具であることを確認し、以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を出す。なお、同等性能の接合具を用いる場合には、承諾を受ける。

接合金物・接合具等	確認項目	確認の方法
○防突いプレート	鋼材種別、形状、仕上げ、認定規格等	・ミルシートの写し
○引き寄せ金物		○表示の確認
○梁受け金物		・認定規格書
		・
・鋼材	鋼材種別、形状、仕上げ	

搬入される材料について、設計図書に明記された接合具であることを確認し、以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を出す。なお、同等品を用いる場合には、承諾を受ける。また必要に応じて立会いによる性能確認を実施する。

接合具の種類	確認項目	確認の方法
○釘・特殊釘等	鋼材種別、頭・頭径部、長さ、仕上げ	・ミルシートの写し
○木ねじ	鋼材種別、径、長さ、仕上げ	○表示の確認
○ボルト、ナット	鋼材種別、径、長さ、仕上げ	○出荷証明書
○アンカーボルト	鋼材種別、径、長さ、仕上げ	・認定規格書
○金金	鋼材種別、径、仕上げ	
○ドリフトピン	鋼材種別、径、長さ、仕上げ	
・ラグスクリュー	鋼材種別、径、長さ、仕上げ	
・木栓・木だば	材種、基準強度	
・輪型ジベル	鋼材種別、径、形状、仕上げ	
・圧入型ジベル	鋼材種別、径、形状、仕上げ	
・		

設計図書に示されていない事項については、監督職員の指示によるほか下記による。
(1)建築工事標準仕様書・同解説 JASS11 木 工 事
(2)

木材の断面を表示する寸法は、仕上り寸法とする。

1. 製材

(1)特記無き梁桁、母屋、垂木等の曲げ材のうち、見えがかり材は目視等級材の甲種2級、見え隠れ部分の木材は甲種3級とする。その他は乙種2級とする。
(2)乾燥の際、背割りを行う。ただし見えがかり部・相欠き部材・構造用合板の釘接合面には行わない。
(3)強度等級を指定した材料は特に、材料の欠点の節、目切れ等に注意して材料を選定する。

1.共通事項

(1)木材等の加工工場に搬入された材料及び接合具・接合金物等は、受け入れ検査を行い、監督職員に報告する。また、設計図書で定められた性能を満たさない材料は用いない。
(2)加工材は、現場搬入前に断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について全数確認を行い、記録を監督職員に提出する。
(3)加工材は、現場搬入後建方前に寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。検査数量については、施工計画書で定める。

2.製材及び枠組壁工法構造用製材

現場または木材等の加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を出す。また、必要性能を満たさない材料は用いない。
(1)日本農林規格に適合する木材又は国土交通大臣の指定を受けた木材の受け入れ検査は、出荷証明書に基づき表示の確認を行う。
(2)(1)以外の木材の受け入れ検査は出荷証明書に基づき、木造標準仕様書によるほか日本農林規格に準じて行う。
(3)無等級材、広葉樹製材及び丸太材の縦振動ヤング係数による基準強度の確認は、以下による。
(ⅰ)無等級材のうち次の樹種については、製材の日本農林規格第6条に定める品質曲げ性能における等級の区分に準拠する。それ以外の樹種については、既往の研究等に基づき適切に定め、施工計画書を作成し提出する。
あかまつ、べいまつ、からまつ、ひば、ひのき、べいつが、えぞまつ、とどまつ、すぎ
製材の日本農林規格第6条に定める等級の区分(機械的等級区分と測定曲げヤング係数)

等級	E50	E70	E90	E110	E130	E150
曲げヤング率 (×10 N/mm)	3.9以上 ～5.9未満	5.9以上 ～7.8未満	7.8以上 ～9.8未満	9.8以上 ～11.8未満	11.8以上 ～13.7未満	13.7以上

(ⅱ)広葉樹及び丸太材については、既往の研究等に基づき適切に定め、施工計画書を作成し提出する。

日本農林規格に適合する木材を使用する場合は、製材工場の認定書の写しを提出する。
・全乾重量法及び静的ヤング係数試験は、公的試験場にて行う。また、試験体は生産地毎に使用する同一部材の中から抽出し、試験方法は、木材の試験方法(JIS Z 2101)に準じて行う。
・全乾重量法試験 ・静的ヤング係数試験
検査数量()

搬入される材料について、以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を出す。また、必要性能を満たさない材料は用いない。

材料	確認項目	確認の方法
・構造用集成材	部位、断面、長さ、数量、樹種、品名、強度等級、材面の品質、使用環境、ホルムアルデヒド放散量	・日本農林規格(JAS)表示の確認
・構造用単板積層材	部材、断面、長さ、数量、樹種、区分、曲げ性能、水平せん断性能、使用環境、ホルムアルデヒド放散量・出荷証明書	・立会い目視検査
・構造用合板	寸法、数量、強度等級、曲げ性能基準、板面の品質、	・
・構造用パネル	接着の程度、ホルムアルデヒド放散量	・
	寸法、数量、部位、曲げ性能、ホルムアルデヒド放散量	

1.刻み時の注意

製材に背割りのある場合、曲げ材は断面の弱軸と背割りの方向を一致させる。
仕口や接合部に欠点が生じないように加工する。

2.加工寸法の精度

加工材の断面寸法、長さは次による。
○建方精度等を考慮し、施工計画書に定める。
・

孔あけ加工は次による。
○公共建築木造工事標準仕様書 5.4.3 による。
・

1.寸法精度

接合金物の寸法精度
幅、長さは製作図の寸法○ ±2.0mm ・

孔あけ許容寸法
孔芯ずれ○ ±1.0mm ・
孔間隔のずれ○ ±1.0mm ・

1.仕口、継手の原則

(1)仕口、継手の方法・位置は設計図書による。
(2)下記、2～8の接合部の項目については、設計図書に記載された仕様を確認し施工する。

2.釘の工法

(1)釘は材の繊維に対して乱打ち、割れを生じないように端距離、縁距離、釘間隔を大きく取る。
(2)釘の長さは、特記がなければ材厚の2.5倍以上とする。
(3)接合部1ヶ所の釘の本数は2本以上とする。
(4)自動釘打ち機を使用する場合は、釘頭部が過度にめり込まないようにする。

3.木ねじの工法

(1)木ねじの先孔の径(dは木ねじ径)は、針葉樹の主材を0.6d、側材は0.8d、広葉樹の主材を0.8d、側材は1.0dとする。また、先孔の深さは、主材へのねじ込み深さの2/3程度とする。
(2)ねじ込みには適切な道具を使い、ハンマーなどで打ち込んではいらない。
(3)ねじ込みが難しい場合には、ねじ込みを容易にしたり、損傷させないために潤滑油などを用いてもよい。

4.各種ボルトの工法

(1)締付けに先立ち、ボルトの長さ、材質、呼び径、座金等が設計図書に適合していることを確認する。
(2)ボルトの締付けは2回以上に分けて行い、1群のボルトの締付けは一様となるように行う。
(3)ボルトの締付けは、座金が部材にめり込む程度とし、めり込み音が発生した時点で締付けを完了する。
(4)締付けを完了したボルトは、ねじ部がナットから2～3山以上出ていることを確認する。
(5)一度締付けたボルトについても、木材の収縮によるボルトの緩みを確認し、緩んだものについては再度締め直しを行う。

5.ラグスクリューの工法

(1)締付けに先立ち、ラグスクリューの長さ、材質、呼び径等が設計図書に適合していることを確認する。
(2)ネジ部の先孔の径：ネジ径の50～70％(長さはネジ部の長さと同寸とする。)
(3)ラグスクリューは先孔にレンチンなどで回しながら挿入し、ハンマーなどで打ち込んではいらない。
(4)ねじ込みを容易にする為や損傷させない為に潤滑油などを用いてもよい。
(5)脚部の先孔の径は脚部と同径とし、長さも脚部と同寸とする。
(6)一度ねじ込んだラグスクリューを抜き直し、再びねじ込むことはしない。

製品の輸送に当たっては、建方計画に支障がないように、道路状況、現場作業手順等を考慮し十分な検討を行う。また、輸送時に製品の品質を損なわないようにする。
○輸送計画書の提出

集積の際は適当な受け台などを設け、材にねじれや曲がりの損傷を与えないように注意する。降雪や降雨に対する保護としてシート養生を行う。ただし、エアコンの効いた室内は乾燥による割れが発生するため避ける。
○集積場の確認

アンカーボルトの施工方法、建方スペース、建方機械、搬入・仕分け、地組み、足場計画、建方、養生、安全対策などについて検討し、建方計画書としてまとめる。
・建方計画書の提出

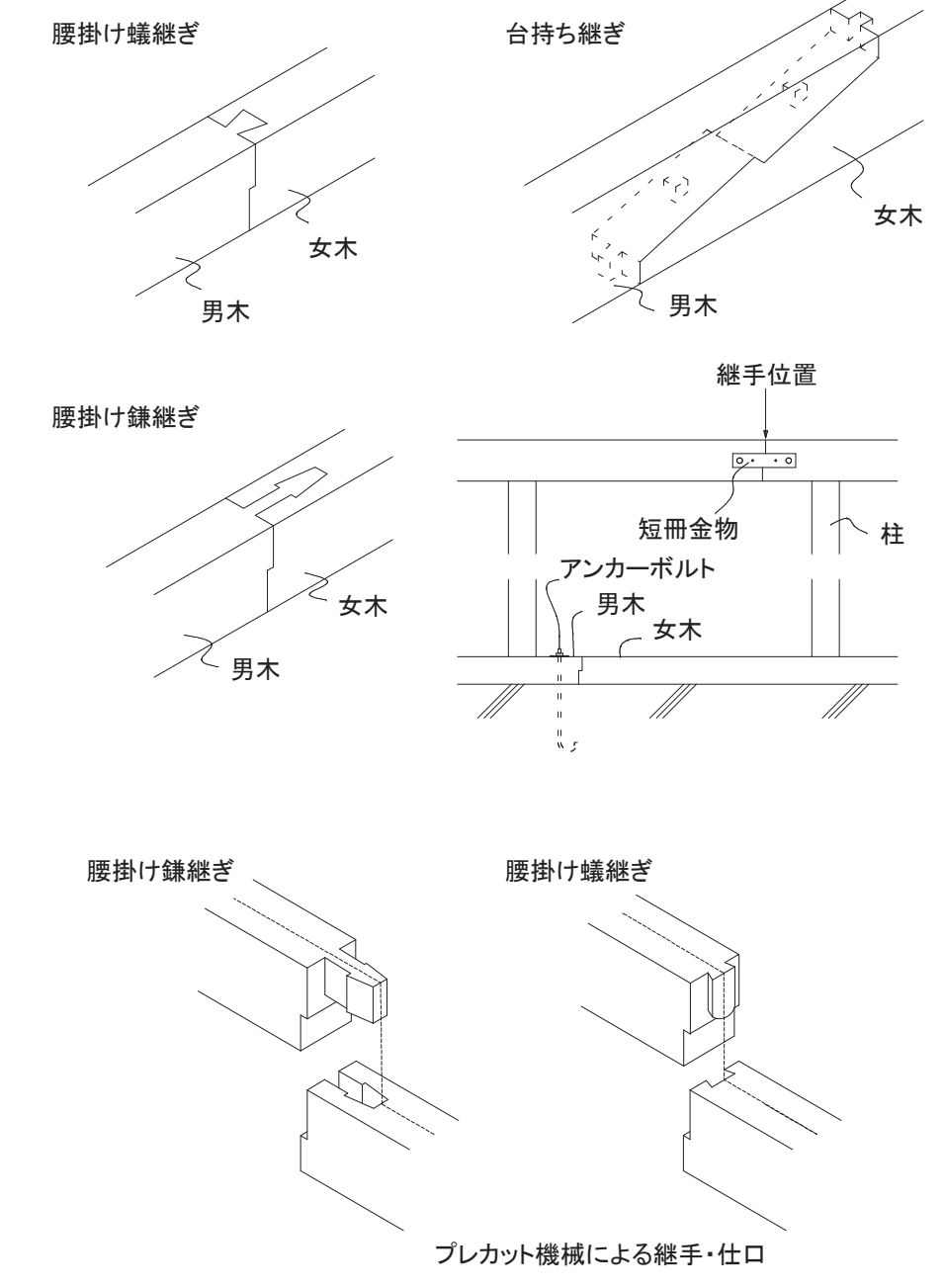
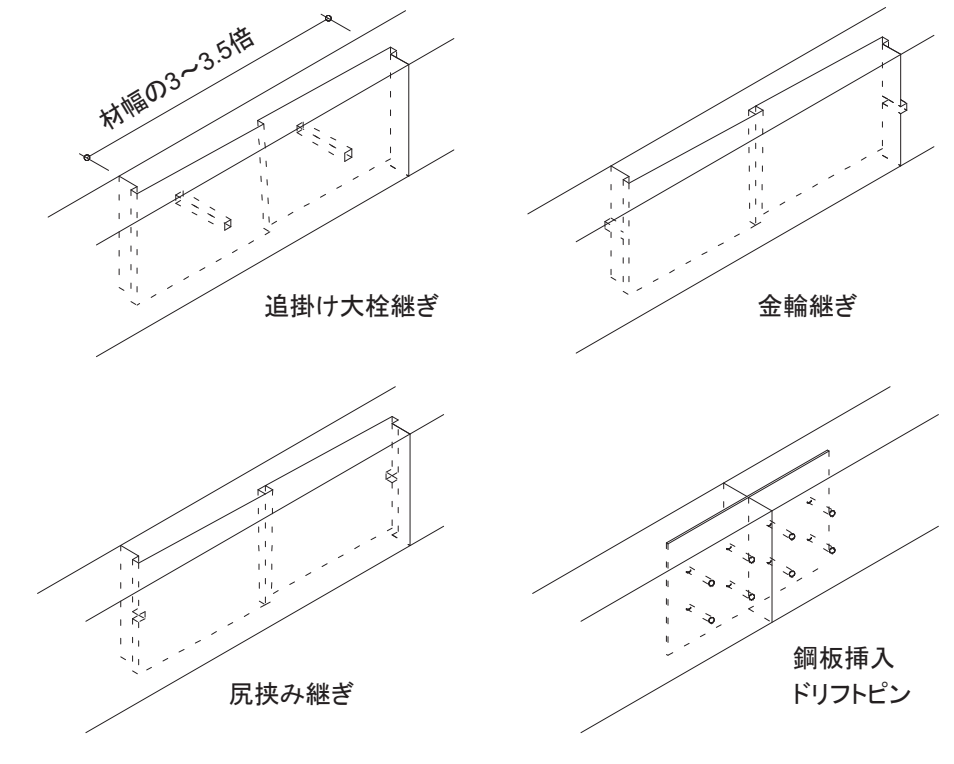
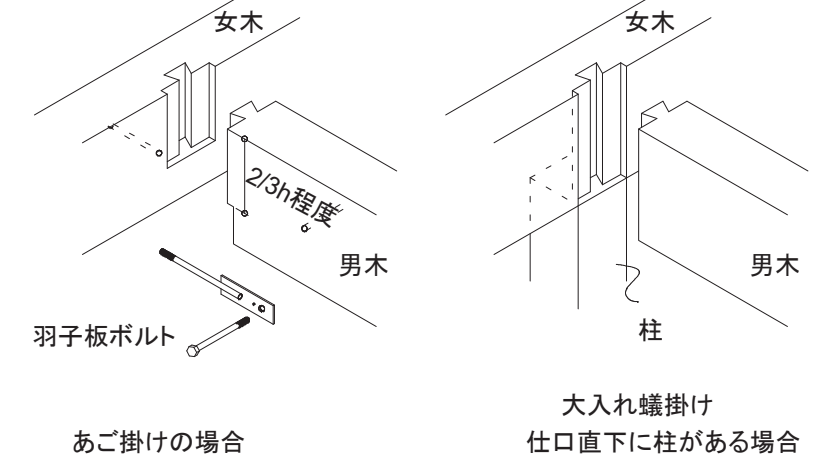
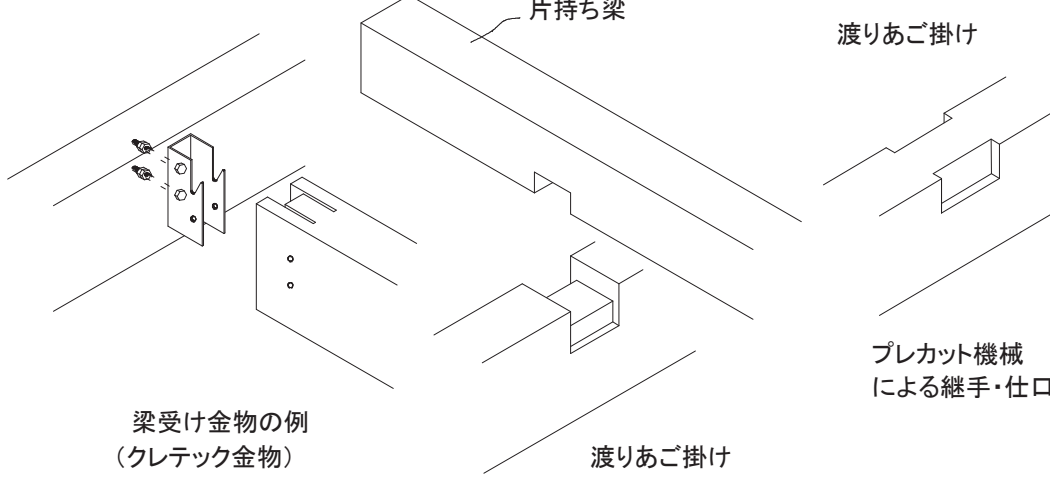
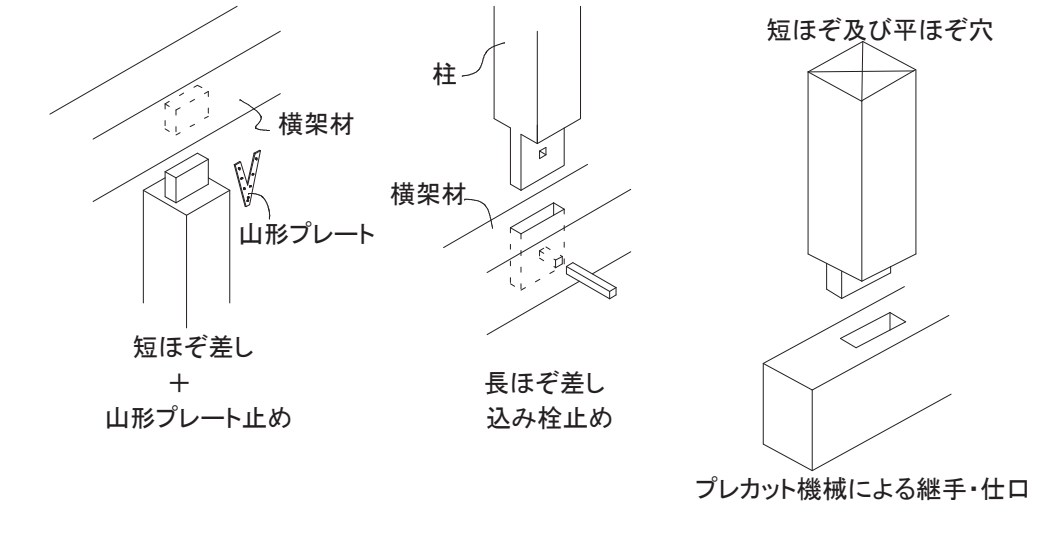
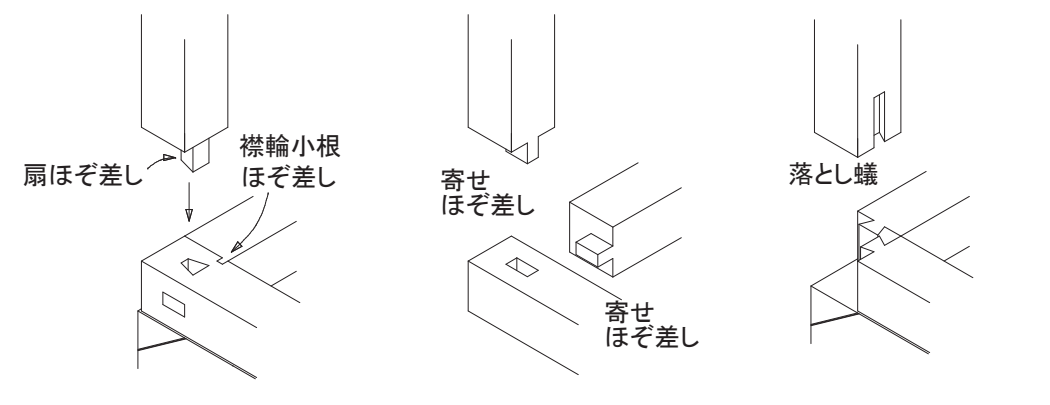
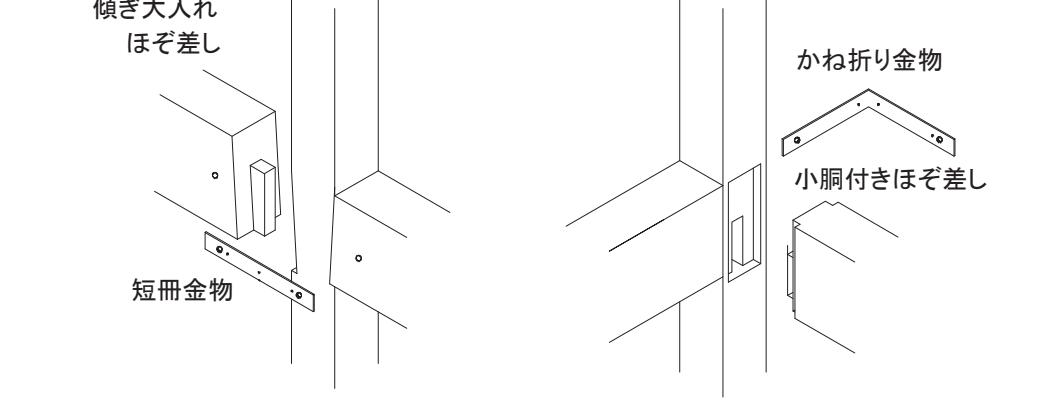
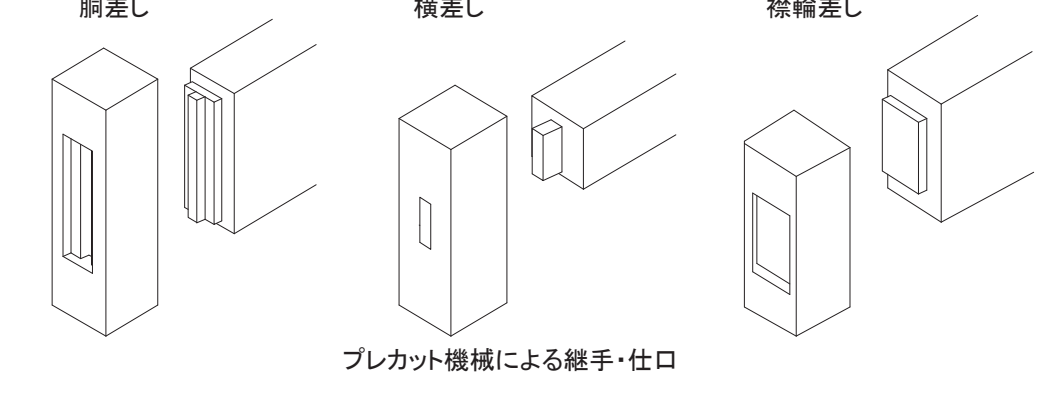
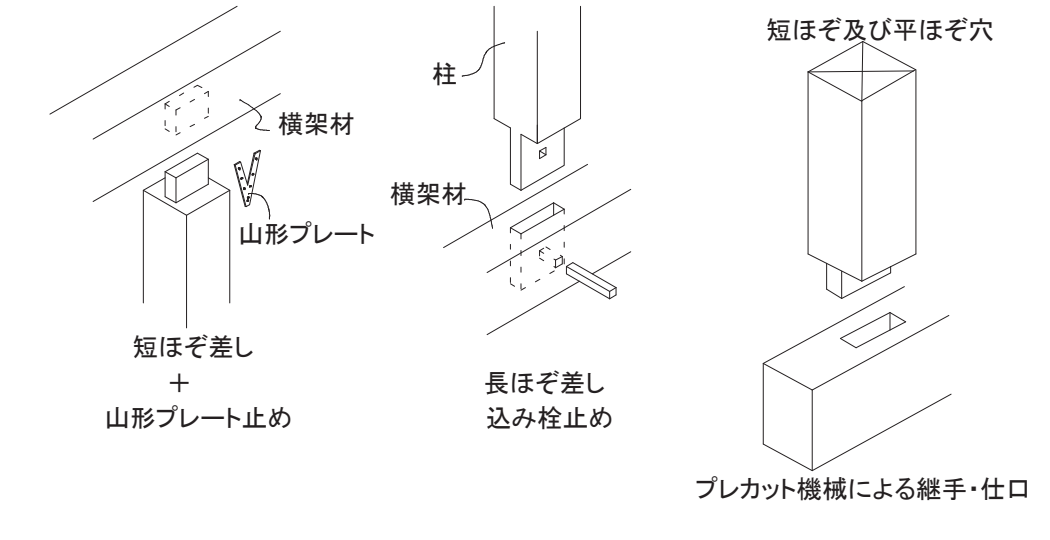
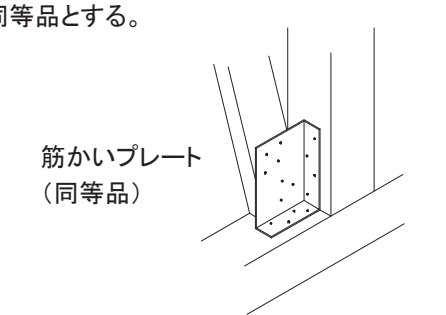
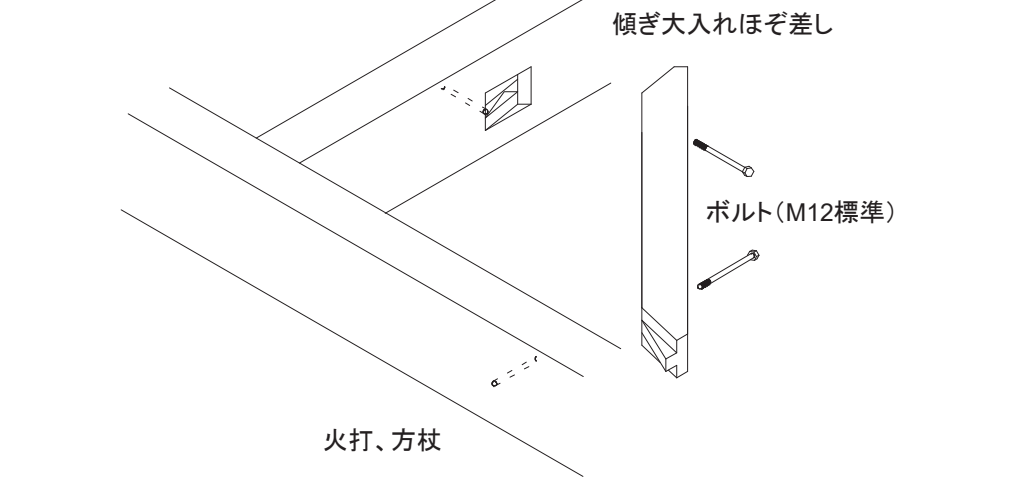
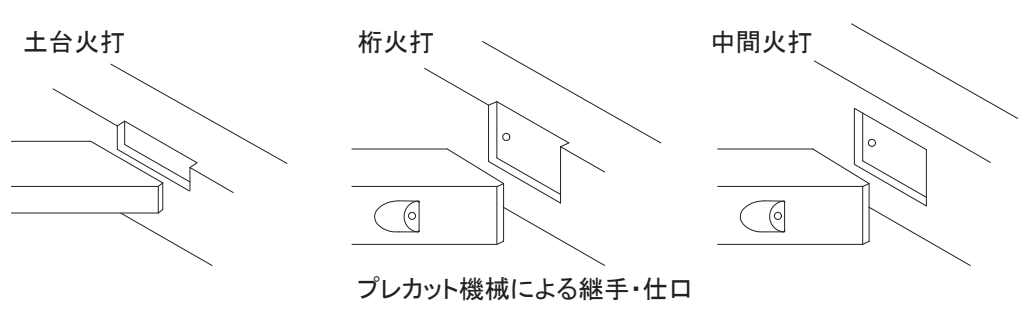
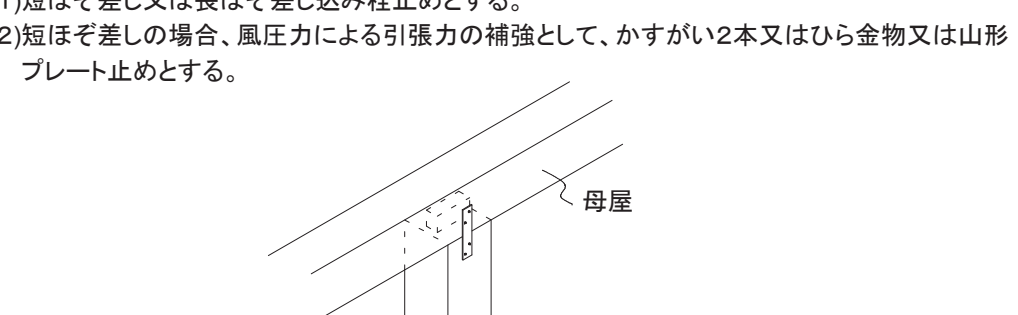
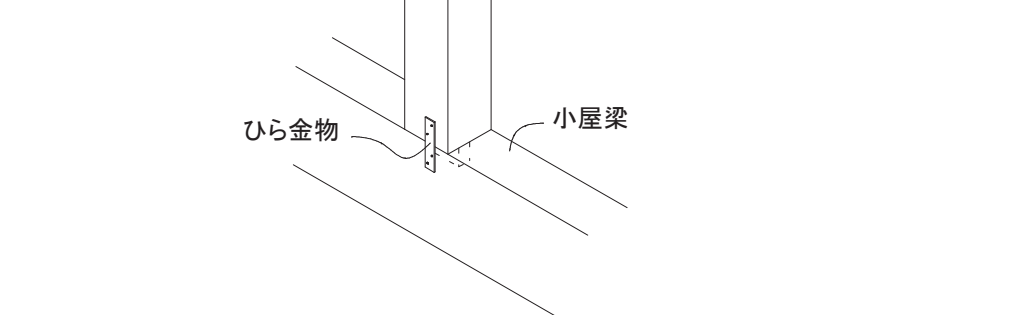
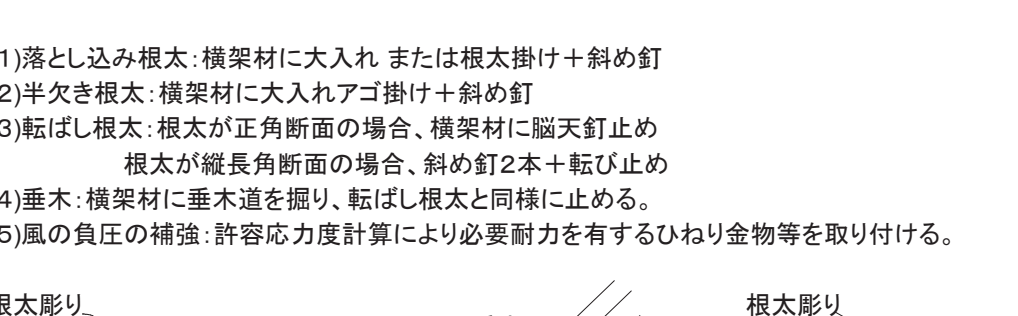
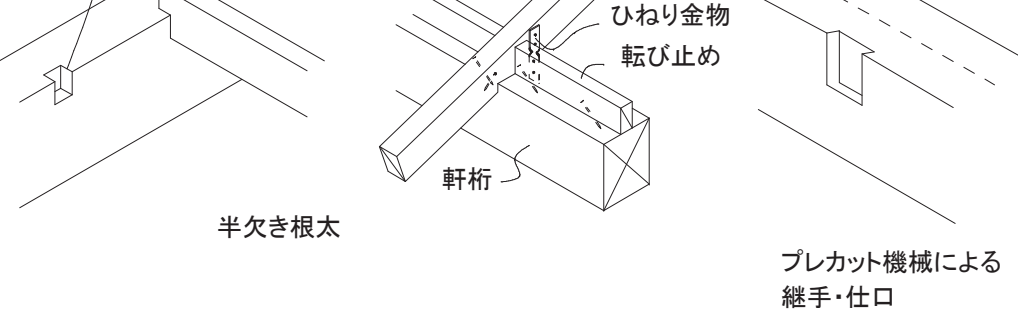
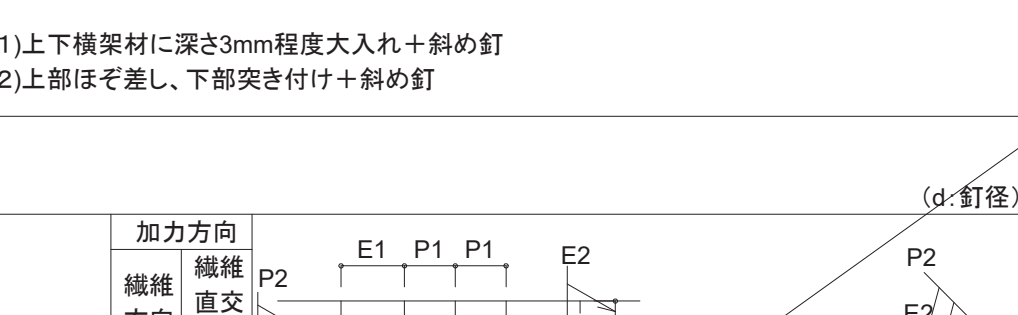
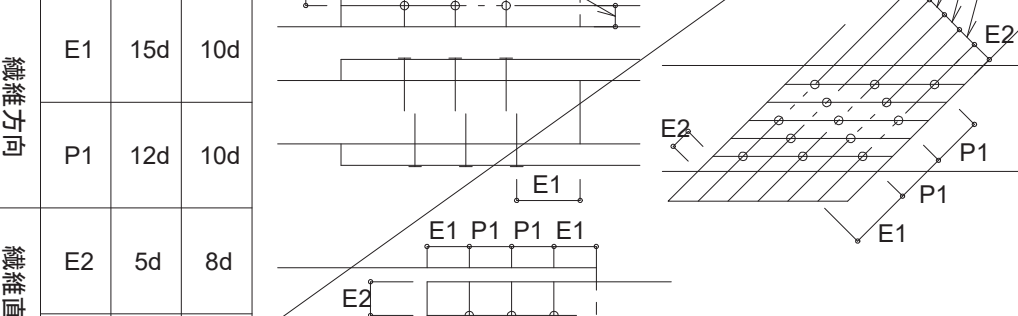
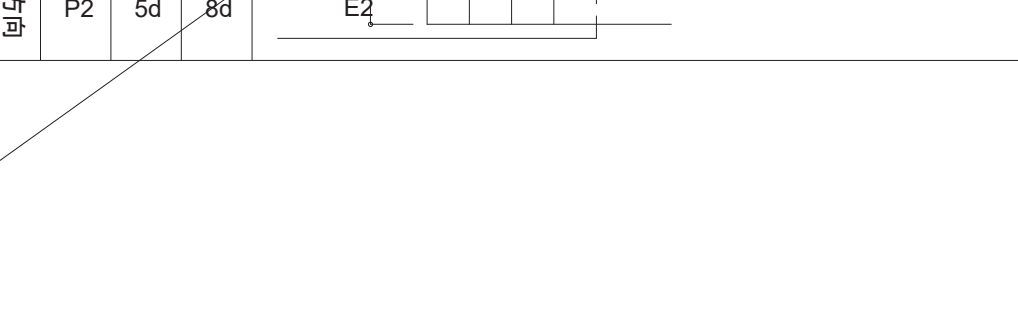
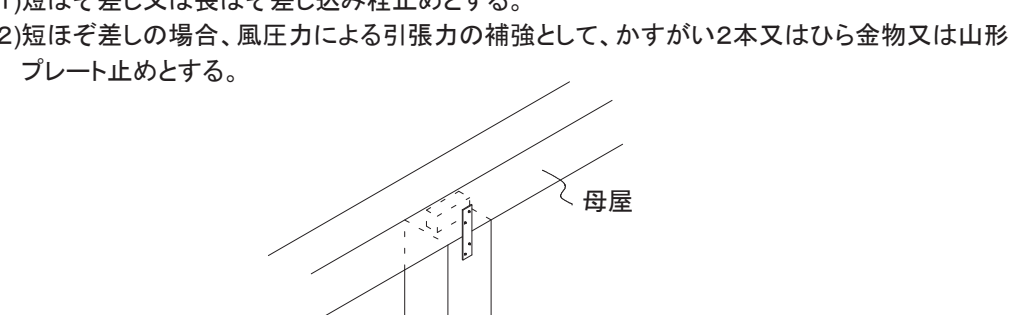
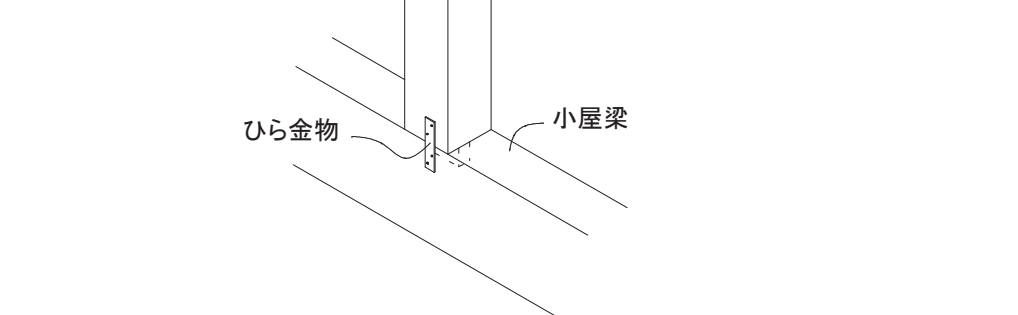
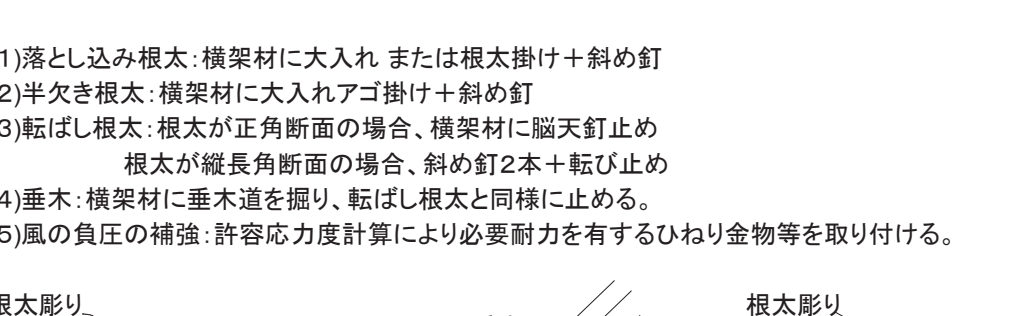
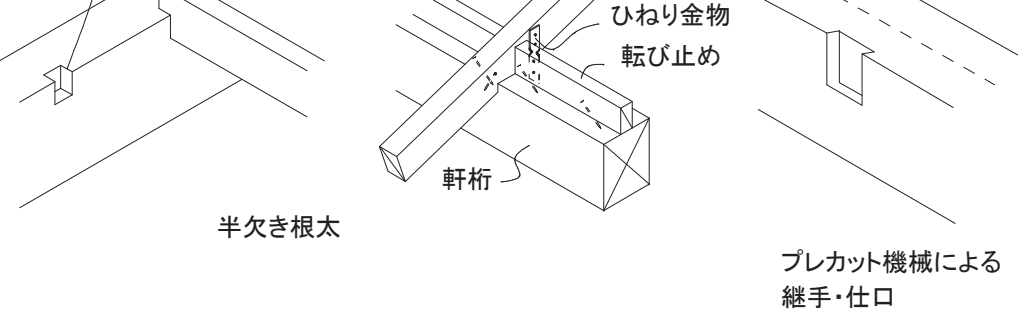
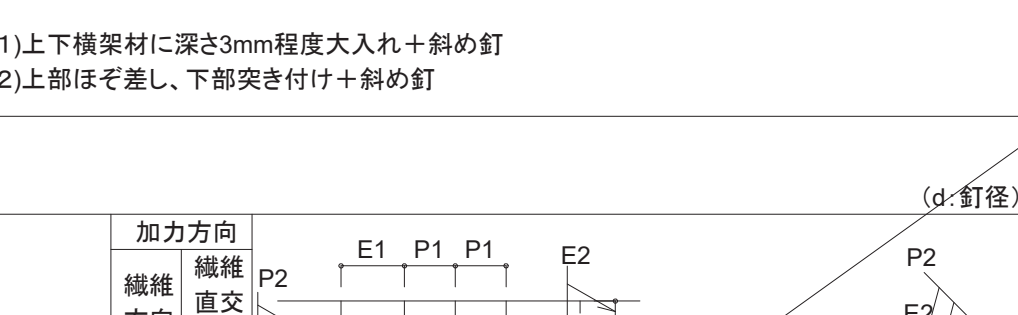
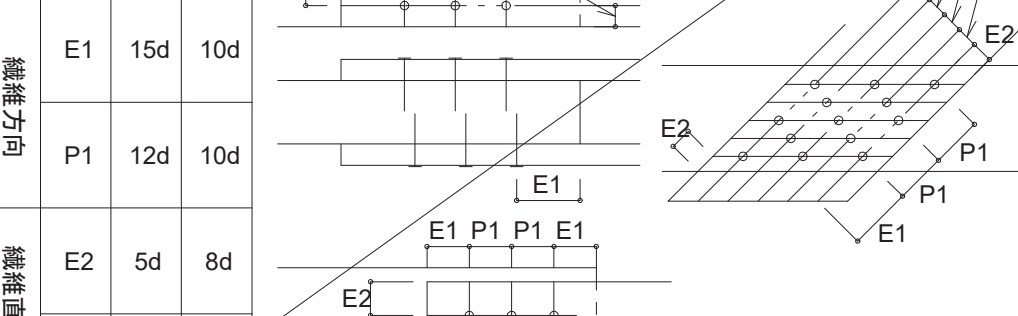
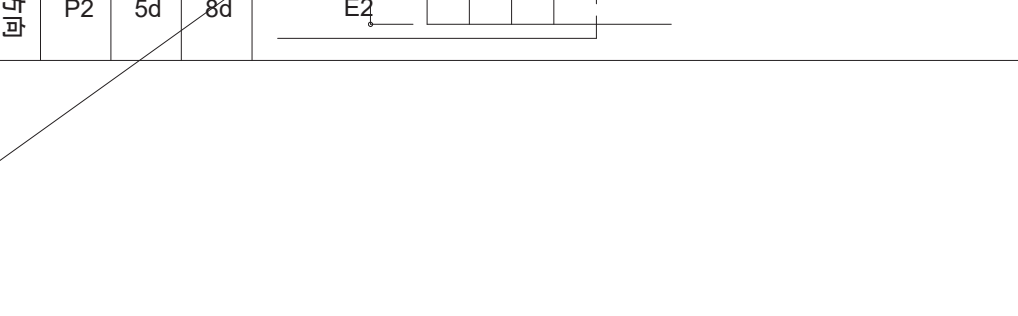
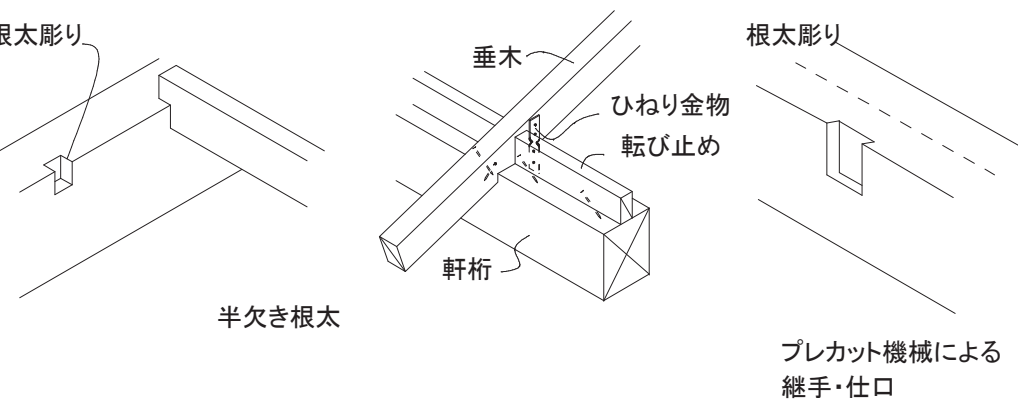
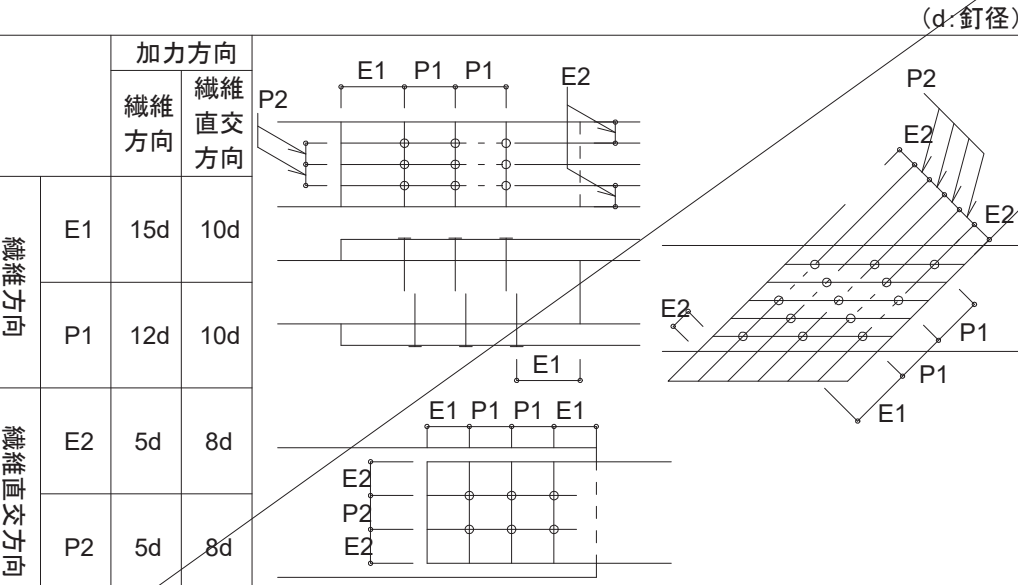
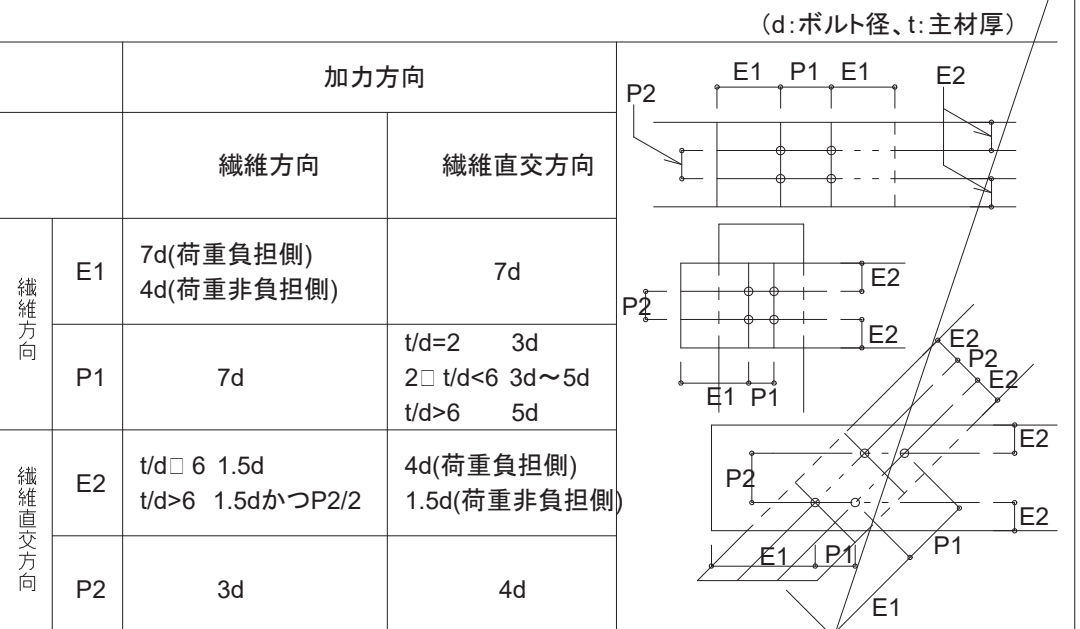
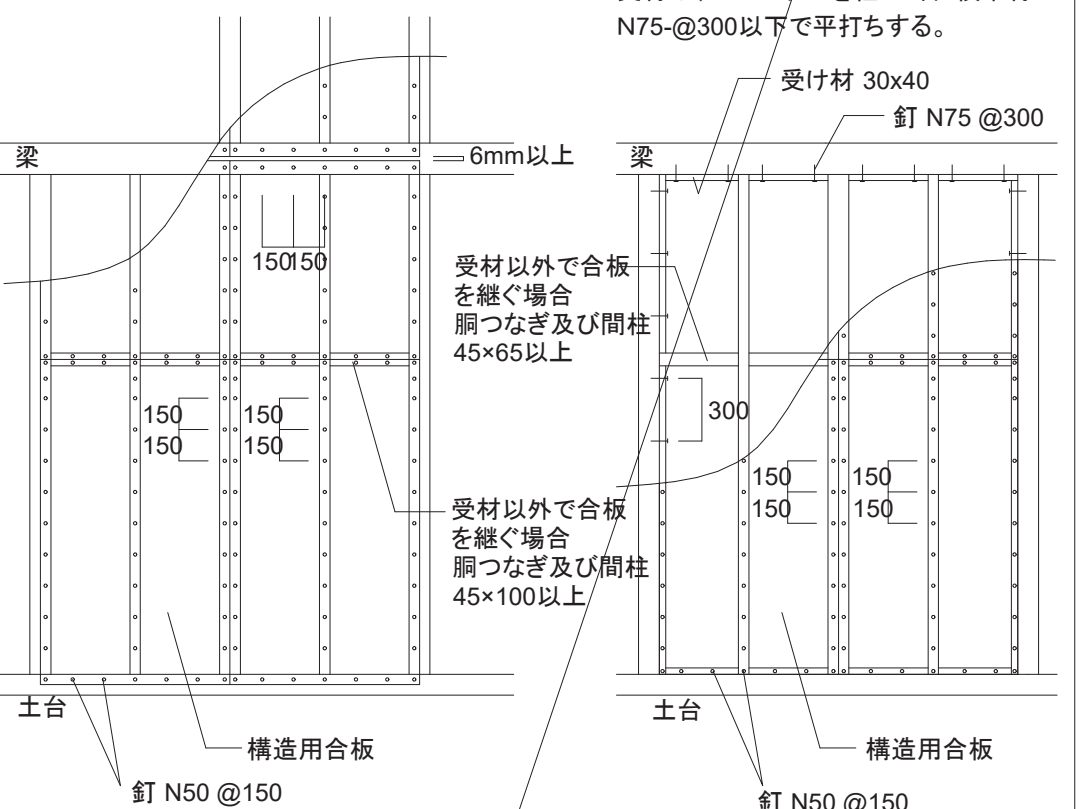
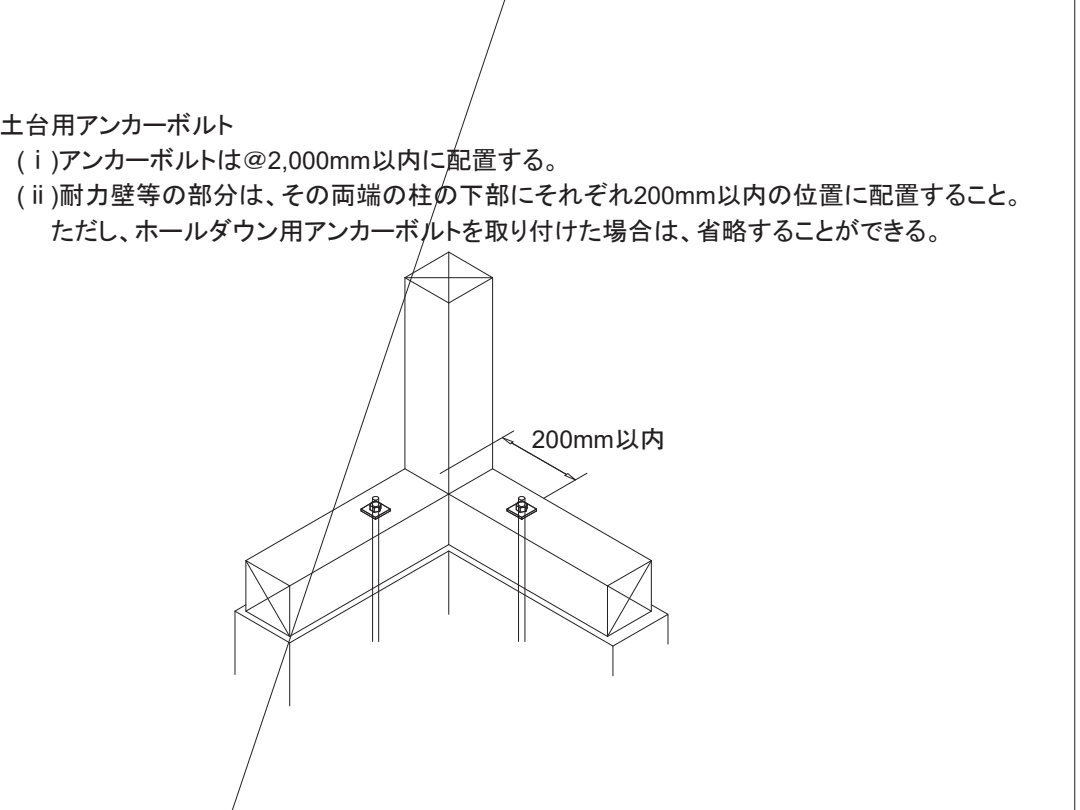
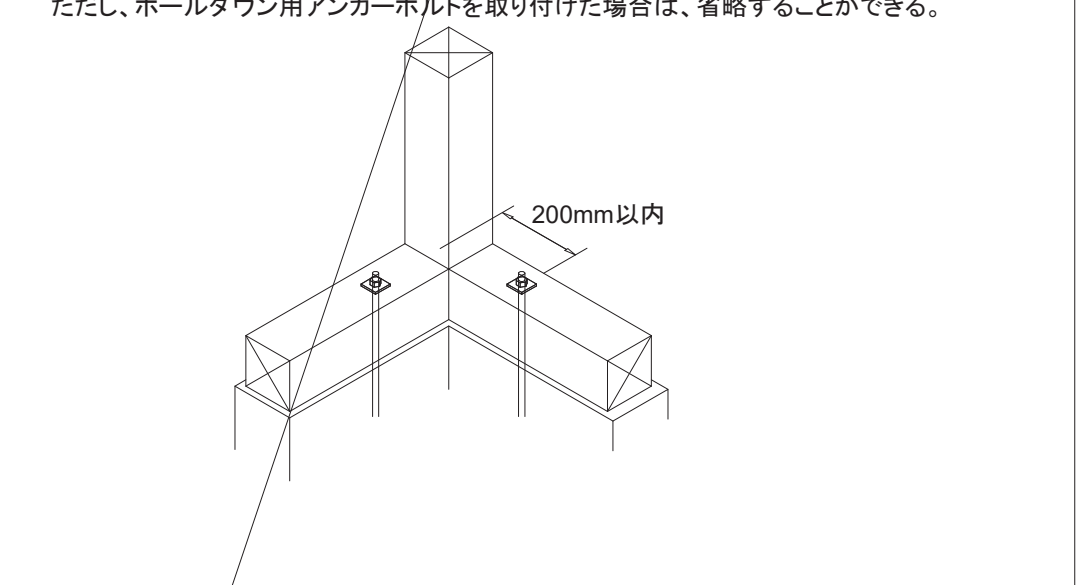
建方作業中および作業後、横架材上に諸材料または機械などの重量物を積載する場合、あるいは柱に大きな引張力を与えるなどの場合は承諾を受ける。また、強風などによる諸外力に対しては、必要に応じて仮設補強等の処置を施す。
・施工時の安全性に対する検討書の提出
・施工時荷重条件の報告

(1)芯出しは、型板を用いて基準値に正しく合せて適切な機器等で正確に行う。
(2)アンカーボルトの埋込工法は、型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の振れ等のないように固定しコンクリートの打ち込みを行う。
○アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差：±5mm
(3)アンカーボルトは二重ナットとする。
(4)土台の孔あけはコンクリート打設後、ボルトの通り芯からのずれを実測してから行う。
(5)柱頭部に接合金物を使用する部位については以下の数値を受入基準とする。
○柱据え付け面・基準高さからの誤差 ±2mm以下
○柱脚接合間中心距離の誤差e1: ±2mm以下
○通り心からの誤差e2: ±2mm以下

a: 芯からのずれ L: スパン距離

(1)建入れ直し後の建方精度は、特記仕様書による。なお、特記がなければ施工計画書に定め、監督職員に提出する。
(2)柱据え付け面の高さ及びアンカーボルトの位置
○柱据え付け面の基準高さからの誤差：±3mm以下
○通り芯からの誤差：±3mm以下
○階高：－5mm≦△H≦＋5mm

K A P 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富田2-4-9 1階 管理技士者 桐野 康則 (一級建築士第272618号) 構造主任技士者 萩生田 秀之 (一級建築士第341678号) 担当技士者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 管理技士者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久 (一級建築士第289714号) 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 最主任技士者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平 (一級建築士第367970号)	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		S-08
		木造工事補足事項 1	-	93
		環境省新宿御苑管理事務所		164

項 目		特 記 事 項
9 船組構法接合部の標準仕様	1.共通事項	プレカスト製品を使用する場合はその形状および許容耐力に及ぼす影響を確認する。
	②横架材どうしの継手	(1)曲げ応力や引張力を負担しない継手：腰掛け蟻継ぎ、腰掛け鎌継ぎ (i)せん断力が大きい場合は台持ち継ぎとする。 (ii)長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。 (iii)逆せん断と引張りの補強として短冊金物等を併用すること。 (iv)柱からの持出し位置は、連続梁の長期荷重の反曲点付近とする。 (v)土台の場合は、継手から男木側100mm付近にアンカーボルトを設ける。  (2)曲げ応力や引張力を負担する継手：追掛け大栓継ぎ、金輪継ぎ、尻挟み継ぎ、銅板挿入ドリフトピン接合 (i)伝達できる曲げモーメントや引張力は母材全断面強度の20%以下と考えること。 
	③柱の継手	(1)階の中間部における柱の継手は原則として禁止する。 (2)やむを得ず柱の継手进行場合は、曲げ応力と軸力による複合応力の検定を行い安全性を確認する。
	④横架材どうしの仕口	(1)せん断力が母材全断面強度の30%以下の仕口：(大入れ)蟻掛け (i)長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。 (ii)逆せん断と引張りの補強として羽子板ボルト等を併用する。 (iii)男木のせいの2/3程度の高さをつける。なお、男木の梁せいが女木の2/3以下の場合、または仕口直下に柱がある場合には、大入れとしてもよい。 
⑤横架材どうしの仕口		(2)せん断力が母材全断面強度の30%を超える仕口：梁受け金物 (i)既製品の場合は、製品の許容せん断耐力の値を用い、特注品の場合は構造計算で許容せん断耐力を算出して安全性を確認する。 (3)一方を片持ち梁とする場合：レベル差を設け渡りあご掛け (i)逆せん断の補強として羽子板ボルト等を併用する。  (1)柱の上下端部：短ぼぞ差し、長ぼぞ差し込み栓止め (i)短期の引張力に対しては、平12建告1460号、N値計算または許容応力度計算により必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。  (2)土台の出隅入隅部：土台どうしは襟輪小根ぼぞ差しまたは寄せほぞ差し、柱脚部は肩ぼぞ差しまたは寄せほぞ差し(柱勝ちの場合、落とし鎌または土台を寄せほぞ差しとする) (i)短期の引張力に対しては、平12建告1460号、N値計算または許容応力度計算により必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。落とし鎌の場合は、HD金物を用いる。  (3)通し柱と胴差：小胴付きほぞ差し、傾ぎ大入れほぞ差し、梁受け金物 (i)梁受け金物以外の仕口には、引張りの補強として短冊金物やかね折り金物等を併用すること。  
⑥柱と横架材の仕口		
⑦筋かい端部		平12建告1460号の仕様又は同等品とする。  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖  土台火打 桁火打 中間火打  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖  土台火打 桁火打 中間火打  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖  土台火打 桁火打 中間火打  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖  土台火打 桁火打 中間火打  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖 
⑧火打、方杖		(1)角材を用いる場合は端部は、傾ぎ大入れほぞ差し+ボルト締めとする。 (2)Zマーク鋼製火打金物又は同等品としてもよい。
⑨小屋東の上下端部		(1)短ぼぞ差し又は長ぼぞ差し込み栓止めとする。 (2)短ぼぞ差しの場合、風圧力による引張力の補強として、かすがい2本又はひら金物又は山形プレート止めとする。  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖  土台火打 桁火打 中間火打  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖  土台火打 桁火打 中間火打  傾ぎ大入れほぞ差し ボルト(M12標準) 火打、方杖  土台火打 桁火打 中間火打 
⑩根太、垂木と横架材		(1)落とし込み根太：横架材に大入れ または根太掛け+斜め釘 (2)半欠き根太：横架材に大入れアゴ掛け+斜め釘 (3)転ばし根太：根太が直角断面の場合、横架材に臨天釘止め 根太が縦長角断面の場合、斜め釘2本+転び止め (4)垂木：横架材に垂木道を掘り、転ばし根太と同様に止める。 (5)風の負担の補強：許容応力度計算により必要耐力を有するひねり金物等を取り付ける。 
⑪間柱と横架材		(1)上下横架材に深さ3mm程度大入れ+斜め釘 (2)上部ほぞ差し、下部突き付け+斜め釘
⑫釘の最小間隔及び最小端あき距離		
⑬ボルトの最小間隔及び最小端あき距離		
9.13.面材耐力壁		(1)大壁造の場合  (2)真壁造の場合 受材は、30×40以上を柱・土台・横架材にN75-@300以下で平打ちする。 
9.14.アンカーボルト		土台用アンカーボルト (i)アンカーボルトは@2,000mm以内に配置する。 (ii)耐力壁等の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ200mm以内の位置に配置すること。 ただし、ホールダウン用アンカーボルトを取り付けた場合は、省略することができる。 

木造軸組工法標準図

1.1 軸組標準接合部

S-08 木造工事補足事項2 による。

1.2 継手・仕口の補強金物

使用する接合金物を事前に監督職員に報告し、了承を得ること。

(a) 耐力壁枠柱 柱頭・柱脚

(1) 構造図に記載された耐力壁枠柱の柱脚・柱頭接合部には、下表の引張耐力を保有する接合金物を使用すること。または、下図の接合法とする。構造図表記の無い場合は、(は)以上の引張耐力を保有する接合金物を使用すること。上階に耐力壁が取り付く場合、下階柱脚の接合金物は上階の接合金物以上の引張耐力を保有すること。

構造図表記	短期許容引張耐力(kN)	構造図表記	短期許容引張耐力(kN)
い	0.0kN以上	と	15.0kN以上
ろ	3.4kN以上	ち	20.0kN以上
は	5.1kN以上	り	25.0kN以上
に	7.5kN以上	ぬ	30.0kN以上
ほ	8.5kN以上	る	40.0kN以上
へ	10.0kN以上	を	50.0kN以上

<柱脚接合部>

構造図に表記がない場合

・山形プレート等

・T型金物

山形プレート

ホゾ

横架材(土台、梁)

T型金物

ホゾ

横架材(土台、梁)

(い)～(ほ)の場合

・L型金物 と アンカーボルトの併用

L型金物

M12 アンカーボルト

※座金の仕様：40×40×4.5以上
：φ45×4.5以上

柱脚金物が(い)の場合、
60×60×6.0以上 または
φ70×6.0以上

150 程度

7d以上

ホゾ

横架材(土台、梁)

(へ)～(ぬ)の場合

・M16アンカーボルトと直結させる

引張金物専用 アンカーボルト M16以上

ホールダウン金物

M12 アンカーボルト

座金の仕様：40×40×4.5以上
または φ45×4.5以上

7d以上

ホゾ

横架材(土台、梁)

<柱頭接合部>

(い)～(ぬ)の場合

横架材

角座金
下表参照

ホゾ

M16 アンカーボルト

ホールダウン金物

横架材

偏心座金付きボルト

座金サイズ一覧表

ボルトの引張耐力以上のめり込み耐力をもつ座金を使用すること

柱頭金物	すぎ類	座金サイズ ひのき類	べいまつ類
い	40×40×4.5以上 φ45×4.5以上	40×40×4.5以上 φ45×4.5以上	40×40×4.5以上 φ45×4.5以上
ろ			
は			
に			
ほ	60×60×6.0以上 φ70×6.0以上	60×60×6.0以上 φ70×6.0以上	60×60×6.0以上 φ70×6.0以上
へ			
と	90×90×9.0以上 φ90×9.0以上		
ち		90×90×9.0以上 φ90×9.0以上	90×90×9.0以上 φ90×9.0以上
り			
ぬ			
る	高耐力専用座金	高耐力専用座金	高耐力専用座金
を			

<柱頭・柱脚接合部>

(い)～(ぬ)の場合

横架材

M16 アンカーボルト

ホールダウン金物

150 程度

7d以上

ホゾ

横架材(土台、梁)

(b) 化粧納まりの柱・横架材接合部

化粧納まりとなる柱脚は下図の接合とすること。

・[カナナイ] ぼぞパイプ

ぼぞパイプ

横架材(土台、梁)

(c) 外部の独立柱(製作金物)

ドリフトピンφ12

柱受け金物 P L-90×90×6

内鋼 φ24～

埋木

120

※300～500

コンクリート又は
無収縮モルタル

BPL-9

2-M12

t=20～30mm

※300～500

※監理者との協議によって決定する。

(d) 梁・胴差/柱仕口

(1) 梁仕口においては、地震力によって外れ落ちることのないよう、下図の引張耐力を保有する接合金物を使用すること。

柱：スギ製材と同等以上、横架材：ペイマツ製材と同等以上とし、それ以下の性能の場合は、事前に監督職員と協議することとする。

<化粧納まりではない場合>

・羽子板ボルト(7.5kN以上)

羽子板ボルト

羽子板ボルトの座彫りの有無は
監理者と協議の上、
決定する。

座彫り深さは
標準30mmとする。

羽子板ボルト

<化粧納まりの場合>

・両引きボルト(7.5kN以上)

両引きボルト

角座金

孔深さ57～60

57～60

面引きボルト

角座金

≤180

羽子板ボルトの座彫りの有無は
監理者と協議の上、
決定する。

座彫り深さは
標準30mmとする。

両引きボルト

角座金

・[タナカ]パイプ羽子板かくれんぼ(10kN以上)

2.1 耐力壁

(a) 一般事項

(1) 耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できるよう、耐力壁線には同等以上の壁量となるよう小屋耐力壁(くも筋かい)を設ける。

(2) 釘打ち機を使用する場合は、釘頭を面材にめり込ませないよう注意する。

(3) 面材張り耐力壁の面材に対する釘頭のめり込みが1.5mmを超えてしまった場合には、隣り合う釘との中間部に増し打ちすること。

(4) 基礎天端は予め清掃、水湿し、モルタルなどを水平に塗り付ける。または、セルフレベルリング材を天端に流して表面を平滑にしてもよい。

(5) 耐力壁の土台と基礎との間は、無収縮モルタル又は十分な耐久力を持つスペーサー材を挿入し隙間を埋めること。

(6) 横架材継手位置は原則として、耐力壁内に設けないこと。

2.2 筋かい耐力壁

(a) 施工令46条に準じた筋交耐力壁と告示1460号第1項に基づく筋交端部の接合

S-08 木造工事補足事項2 による。

(ホ) 45mm×90mmの木材の筋交

(1) 各部材料および寸法

①筋かい：45mm×90mm以上
②柱間隔：900mm≦P≦1000mm
③高さH≦3000mm：1段、H>3000mm：2段 2段の場合：6000mm≧H>3000mm H1及びH2は、H/2内外
④中横：幅：柱と同等、成≧柱幅
⑤間柱：幅30mm以上、間隔500mm以下 端部は上下横架材の間柱欠きに6～15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち

(2) 各部仕口形状及び性能

A筋かい端部：突き付けの上 筋かいプレート(2倍用)を使用、在来工法及び金物工法とも柱梁ビスどめタイプ基本とする

B各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、水平力時に柱頭柱脚各部へ生じる引張力を上回る耐力を有する金物を使用する

C中横端部：15mm大入れの上、必要耐力以上の金物を横向きに使用

必要耐力：1Pの場合→8kN以上、2Pの場合→16kN以上

D梁端部在来仕口部補強金物：耐力壁の許容せん断力以上の引抜耐力を有するものとする

E梁端部金物工法梁受け金物：耐力壁の許容剪断力以上の引抜耐力を有するものとする

F耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト：M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置(柱芯から200mm内外)に1本ずつ設ける

1段の場合(H≦3000mm)

2段の場合(6000mm≧H>3000mm)

2-N75 両面釘打ち

ア詳細図

イ詳細図

③中横端部補強金物

必要耐力

1Pの場合：8kN以上

2Pの場合：16kN以上

15mm大入れ

柱勝ち(在来工法)

梁勝ち(在来工法)

柱勝ち(金物工法)

土台勝ち(在来、金物工法共通)

(注) 1. 筋かいの芯は、柱と横架材の内法面の交点にあわせる。

2. 接合金物はZマーク金物またはZマーク同等品を使用する。

3. 筋交用の材は、目切れ等軽微なもの、かつ、節経比・集中節比が目視等級1級相当のものを使用する。

4. 下記のような納まりはしない。

筋交耐力壁が取り付く梁と直行する梁に、接合金物を取り付ける。

柱のみに接合金物を取り付ける。

KAP

一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則(一級建築士第272618号)

構造主任技術者 萩生田秀之(一級建築士第341678号)
担当技術者 池谷 聡史(一級建築士第367949号)

香山建築研究所

KOHYAMA ATELIER

一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 長谷川将久(一級建築士第289714号)

一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 責任主任技術者 松本 洋平(一級建築士第367970号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)

木造標準図 1

環境省新宿御苑管理事務所

S-10

95

164

2.3 昭56建告1100号に準じた面材耐力壁

(a) 面材張り大壁仕様耐力壁

(1) 各部材料および寸法

壁倍率	2.5倍
①面材	構造用合板 t=9mm以上 又はOSB t=9mm以上
②柱間隔	600≦P≦2000mm
③高さ	H≦6000mm かつ H≦5P
④間柱	幅30以上、間隔500mm以下（合板継目部は幅45mm以上）
⑤中棧	幅90mm以上
⑥受け材	幅45mm以上

(2) 各部仕口形状及び性能

A各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、設計図に記載の金物等を使用する
B中棧端部：まぐさ欠きに15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち
C間柱端部：間柱欠きに6～15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち
D耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト： M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置（柱芯から200mm内外）に1本ずつ設ける

(3) 構造用合板の釘打ち方法

壁倍率	4.3倍	3.7倍-1	3.7倍-2	2.5倍
-----	------	--------	--------	------

面材の4周を釘打ちする
㊦柱及びはりに対するかかり寸法：22.5mm以上
合板に対するへり空き：10mm以上
柱はりのへり空き：12.5mm以上
金物および直交する梁等が干渉する場合は、金物を避けた位置に所定の本数を釘打ちする

④横架材・柱	N50φ75mm以下	CN50φ75mm以下	N50φ75mm以下	N50φ150mm以下
⑤中棧	N50φ150mm以下	CN50φ150mm以下	N50φ150mm以下	N50φ150mm以下
⑥間柱	N50φ150mm以下	CN50φ150mm以下	N50φ150mm以下	N50φ150mm以下

面材の接合はb.㊦に準ずる

両面張り耐力壁出隅部要領図

大壁造の面材耐力壁において、面材の四隅を切り欠いて山形プレートと柱と横架材に直接釘打ちする場合は下図のように近傍に釘の増し打ちをする。

N50φ100mm
釘の増し打ちN50
山形プレートVP

(b) 受材付き真壁仕様耐力壁

(1) 各部材料および寸法

壁倍率	4.0倍	3.3倍-1	3.3倍-2	2.5倍
-----	------	--------	--------	------

①面材	構造用MDF t=9mm以上 又は 構造用PB t=9mm以上	構造用合板 t=9mm以上	OSB t=9mm以上	構造用合板 t=9mm以上 又はOSB t=9mm以上
②柱間隔	600≦P≦2000mm			
③高さ	H≦6000mm かつ H≦5P			
④間柱	幅30以上、間隔500mm以下（合板継目部は幅90mm以上）			
⑤中棧	幅90mm以上			
⑥受け材	幅45mm以上、成30mm以上			

(2) 各部仕口形状及び性能

A各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、設計図に記載の金物等を使用する
B中棧端部：突き付けの上、2-N75斜め釘打ち
C間柱端部：突き付けの上、2-N75斜め釘打ち
D耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト： M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置（柱芯から200mm内外）に1本ずつ設ける

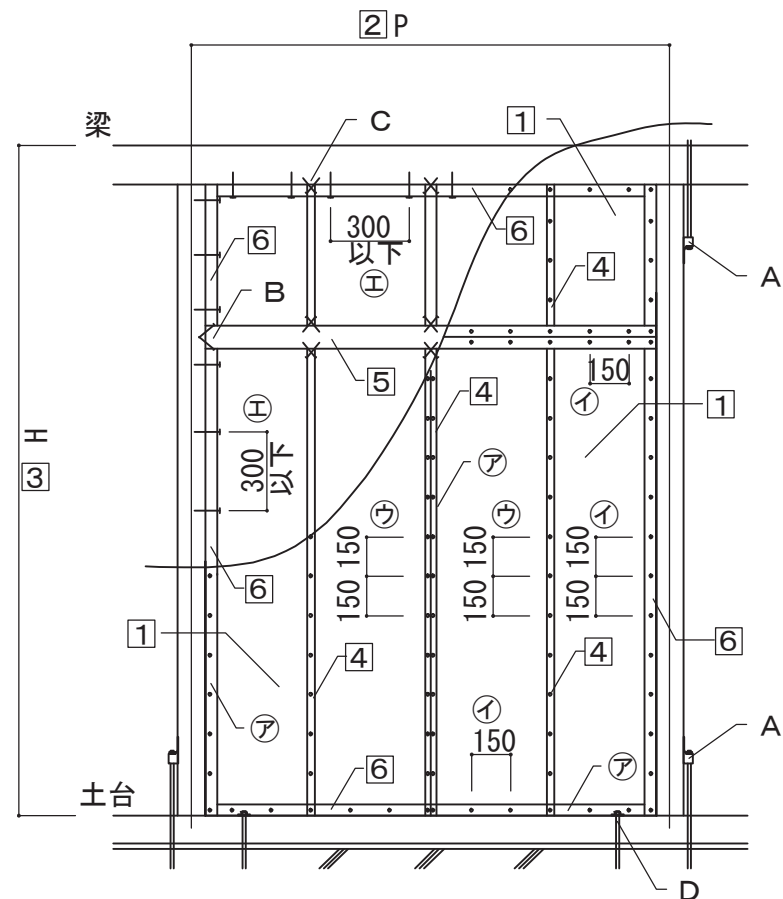
(3) 構造用合板の釘打ち方法

壁倍率	4.0倍	3.3倍-1	3.3倍-2	2.5倍
-----	------	--------	--------	------

面材の4周を釘打ちする
㊦柱及びはりに対するかかり寸法：22.5mm以上
合板に対するへり空き：10mm以上
柱はりのへり空き：12.5mm以上
金物および直交する梁等が干渉する場合は、金物を避けた位置に所定の本数を釘打ちする

④受材、中棧	N50φ75mm以下	CN50φ75mm以下	N50φ75mm以下	N50φ150mm以下
⑤間柱	N50φ150mm以下	CN50φ150mm以下	N50φ150mm以下	N50φ150mm以下
⑥受材と柱梁	N75φ120mm以下	N75φ200mm以下	N75φ200mm以下	N75φ300mm以下

(両面構造用合板（またはOSB）張りの場合はφ150以下)



2.4 その他の耐力壁

(1) 木造軸組工法住宅の許容応力度設計の詳細計算法による面材張り耐力壁については、同書の規定に準拠し、仕様については設計図による。

(2) 指定性能評価機関またはそれに準じる公共の評価機関で成績書を取得して耐力が明示された耐力壁については試験成績書の仕様に準拠する。

(3) 大臣認定を取得した耐力壁については、認定書に記載された適用範囲及び仕様を守ること。

3.1 水平構面

(a) 一般事項

(1) 各部仕口形状は、1.1による。

(2) 構造図に記載された水平構面は、3.2の（a）に記載されている<A>～<F>の仕様とする。

(3) 木造軸組接合部標準図の詳細計算法による水平構面については、木造軸組工法住宅の許容応力度設計同書の規定に準拠することとし、釘ピッチ配列等の仕様については設計図による。

(4) 指定性能評価機関またはそれに準じる公共の評価機関で成績書を取得して耐力が明示された水平構面については試験成績書の仕様に準拠することとする。

3.2 水平構面の仕様

(a) 各水平構面の仕様

<A>日の字釘打ち

①面材：構造用合板t=24mm～30mm
横架材に直貼
釘打及び：構造用合板はN75φ150mm
ビス止め：日の字釘打ちで横架材、
甲乙梁、床受材に留め付ける

②甲乙梁：構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には甲乙梁を設ける
幅45mm以上×せい45mm以上
梁及び甲乙梁の間隔1000mm以下
仕口：甲乙梁端部は小梁に対して深さ15mm程度の大入れ
＋ N75 1本斜め打ち

③各部仕口形状及び性能
水平力時に継手、仕口各部へ生じる引張力を上回る耐力の金物を使用する

※高低差のある梁へは側面に床受け材（幅45mm以上、高さ90mm以上）をN90φ150で取り付け、構造用合板を受ける構成とする

川の字釘打ち

①面材：構造用合板t=24mm～30mm
横架材に直貼
釘打及び：構造用合板はN75φ150mm
ビス止め：川の字釘打ちで横架材、
床受材に留め付ける

(注意)
(1) 水平構面外周部の横架材に面材が載る場合、N75φ150mm山の字釘打ちとする
(2) 左図のように梁に対して90°回転させて面材を貼る

②各部仕口形状及び性能
水平力時に継手、仕口各部へ生じる引張力を上回る耐力の金物を使用する

※高低差のある梁へは側面に床受け材（幅45mm以上、高さ90mm以上）をN90φ150で取り付け、構造用合板を受ける構成とする

<E>垂木-合板

①面材：構造用合板t=9mm～15mm（横置）
釘打及び：N50φ150mm川の字打ちで垂木に留め付ける
ビス止め

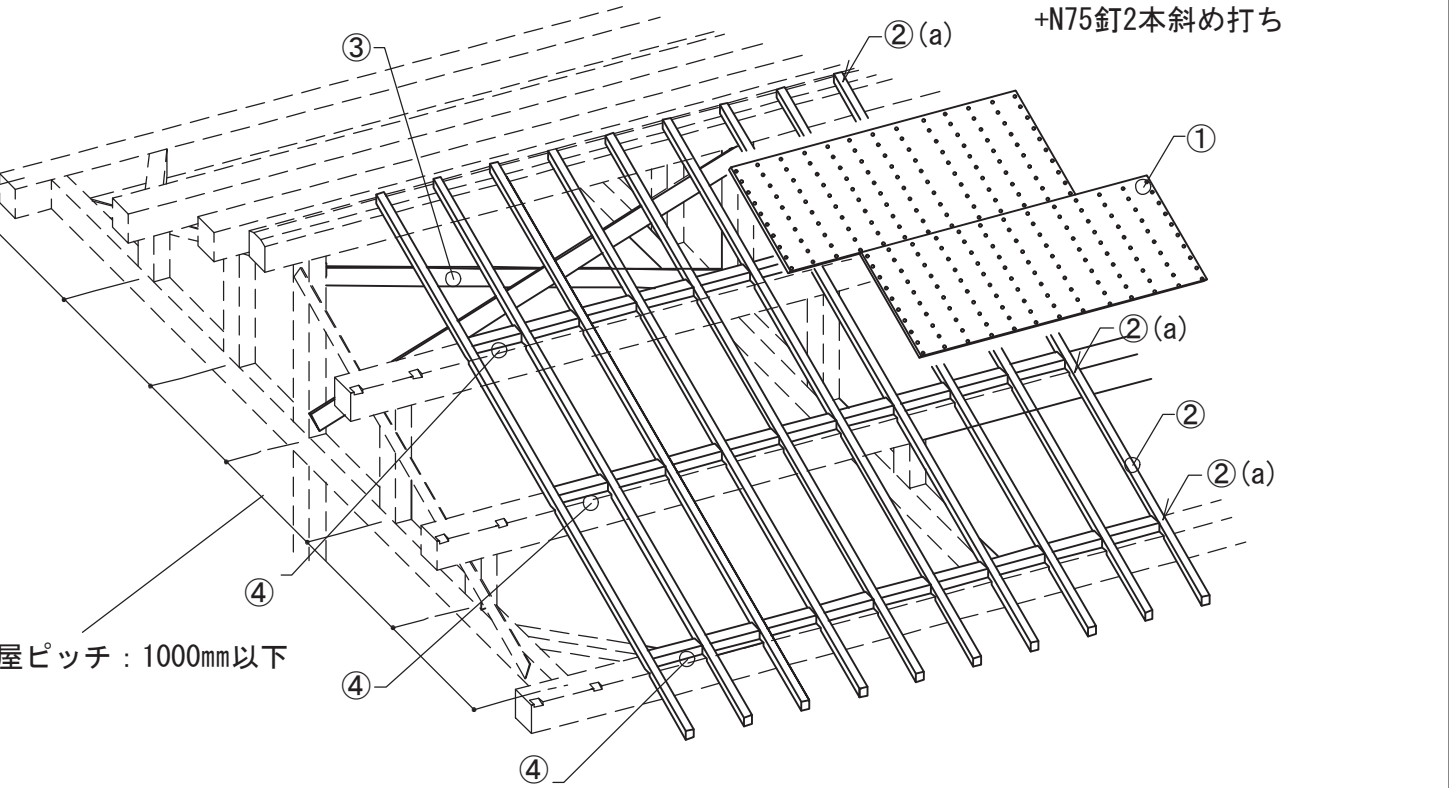
構造用合板の釘打ち
a: 面材上下端まで10mm
b: 面材左右端まで10mm
c: 軸材端まで（最小値）12.5mm

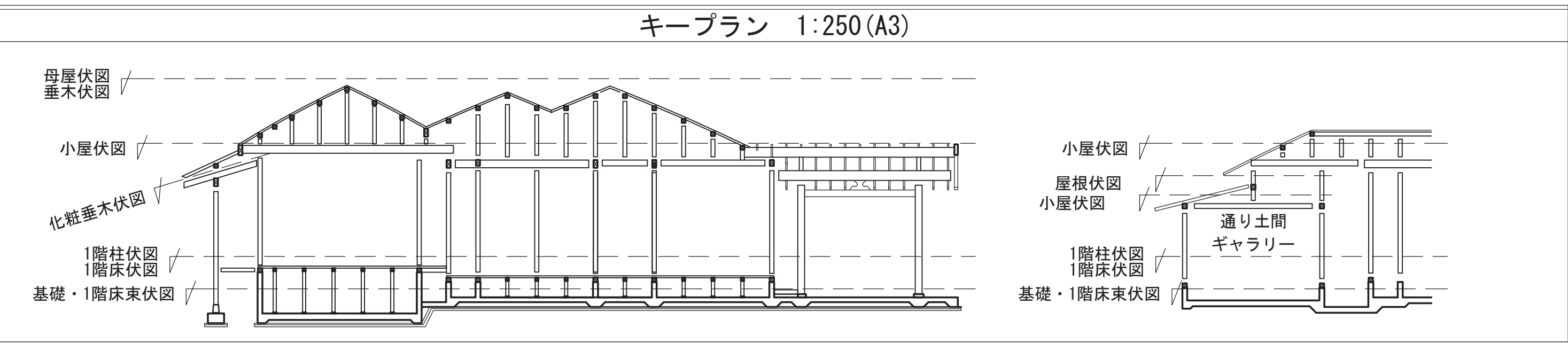
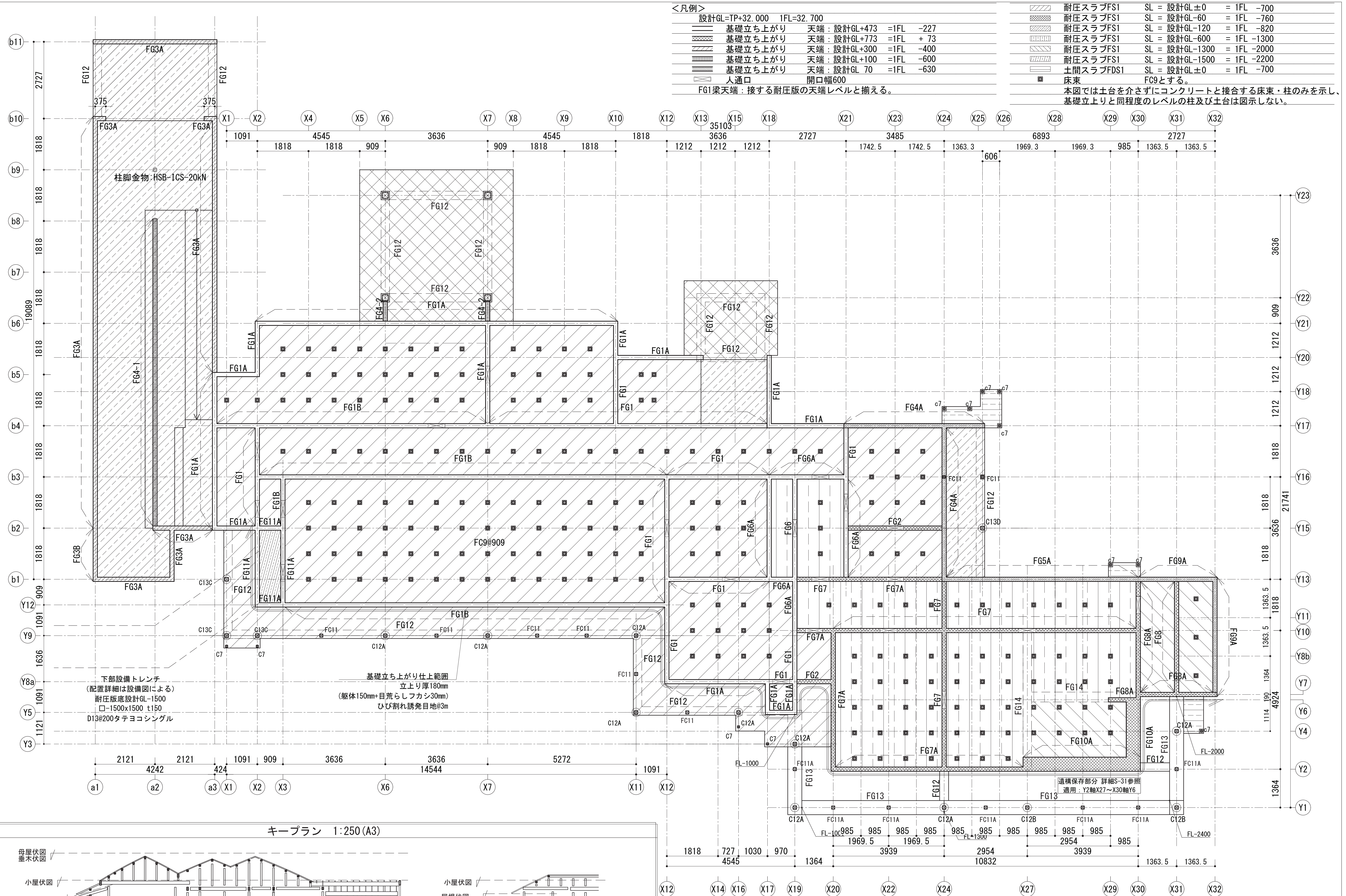
②垂木（a）仕口：幅45mm以上×せい45mm～90mmφ500mm以下
：垂木の留め付けは、垂木の側面から軒桁、母屋、棟木の上面に対してN75釘2本打ち及び、吹上対策としてひねり金物を使用する

③小屋耐力壁：15mm以上×90mm以上、または面材
小屋組には振れ止めとして、小屋耐力壁（くも筋かいまたは面材）を設ける
耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できるよう、耐力壁線上には同等以上の壁量となるよう小屋耐力壁を設ける
仕口：くも筋かい端部は平12建告1460号の筋かい耐力壁の接合
④転び止め：転び止めを設ける場合は下図による
転び止めは軒先・棟だけでなく垂木-母屋の接点全てに使用する
仕口：下図による

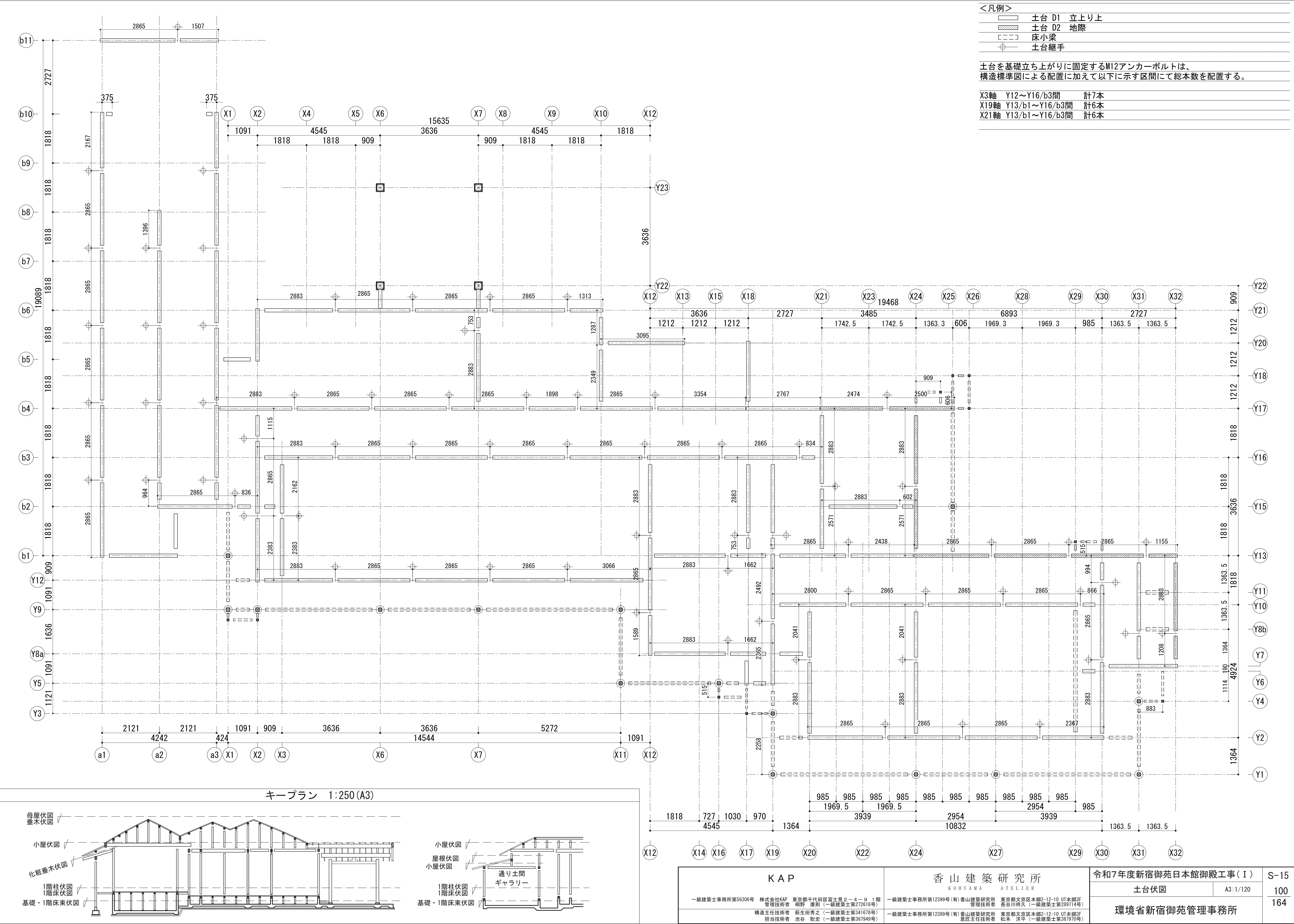
(H≦240)
転び止めの幅：H≦180⇒B≧60、180<H≦240⇒B≧90
天端は屋根面に合わせて切り欠く
接合金物：N75釘4本（表2本と裏2本を千鳥配置）斜め打ち

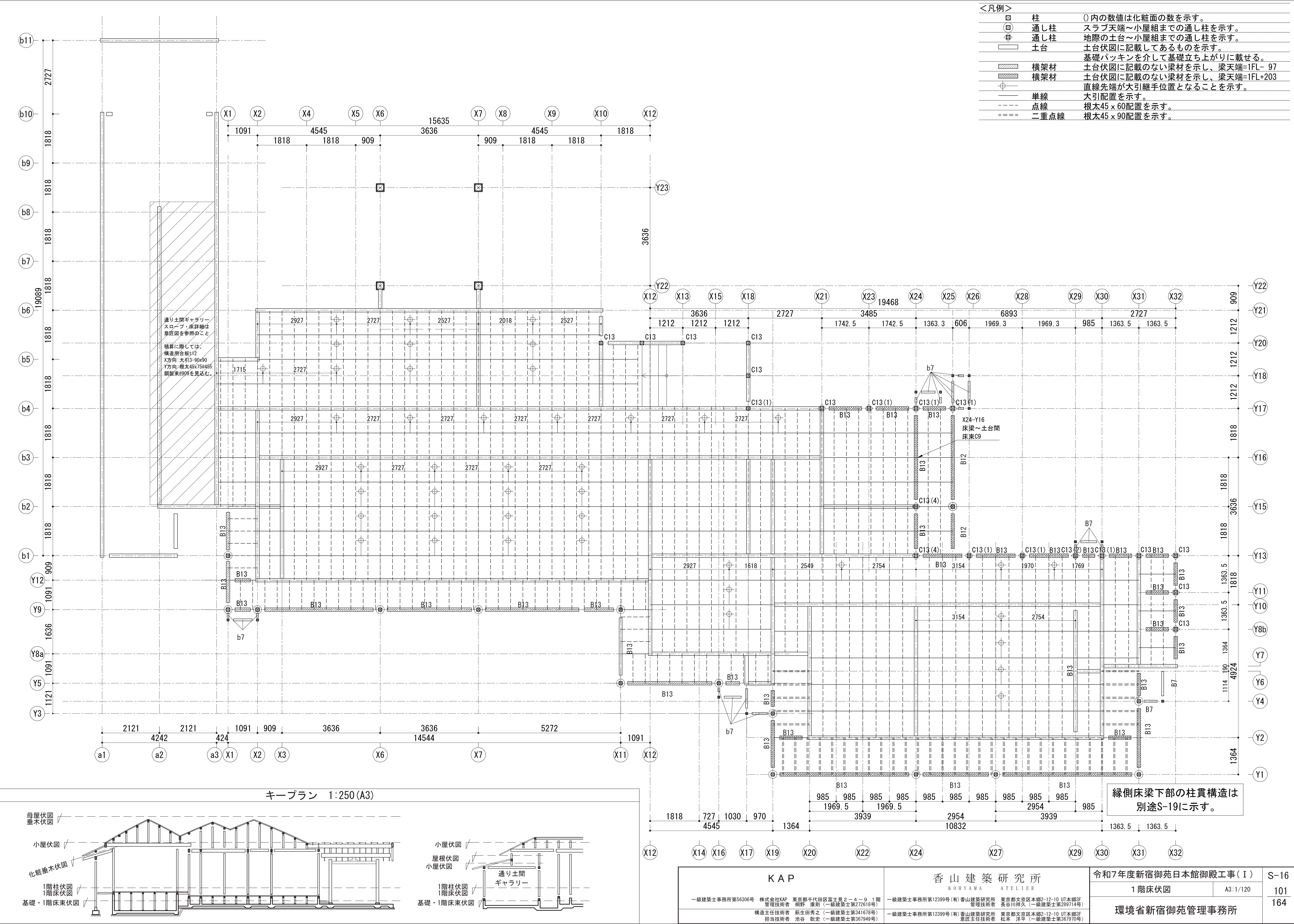
(H>240)
転び止め：構造用合板：t=12mmに60以上x75以上の受け材をN75くぎを100mmピッチで留め付ける
接合金物：受け材は直交材に深さ15mm程度の大入れ
+N75釘2本斜め打ち





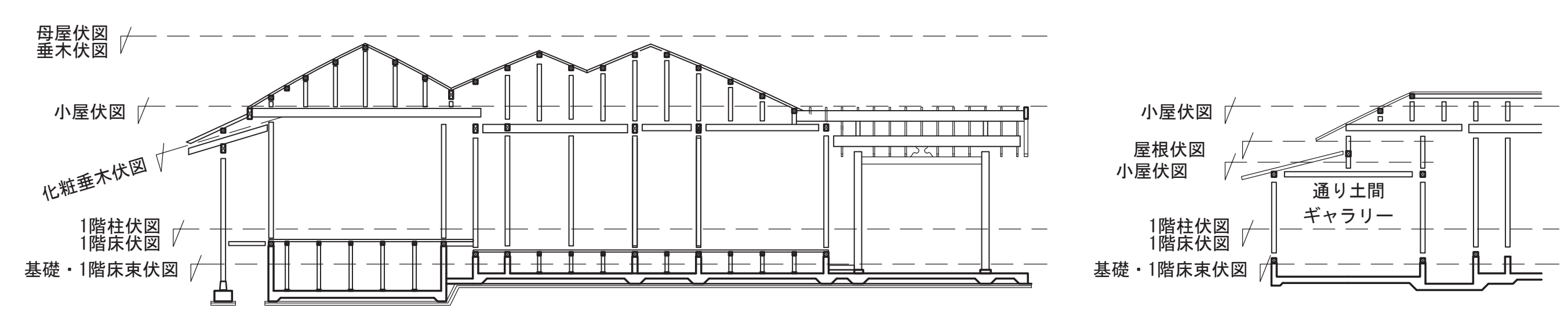
K A P		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）		S-14
一級建築士事務所第586306号 株式会社KAP 管理技術者 東京都千代田区富田二 4-9-1 1階 桐野 康則（一級建築士第272618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久（一級建築士第289714号）		基礎伏図 A1: 1/ 60 A3: 1/ 120		99
構造主任技術者 萩生田秀之（一級建築士第341678号） 担当技術者 池谷 聡史（一級建築士第367894号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 意匠主任技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平（一級建築士第367970号）		環境省新宿御苑管理事務所		164



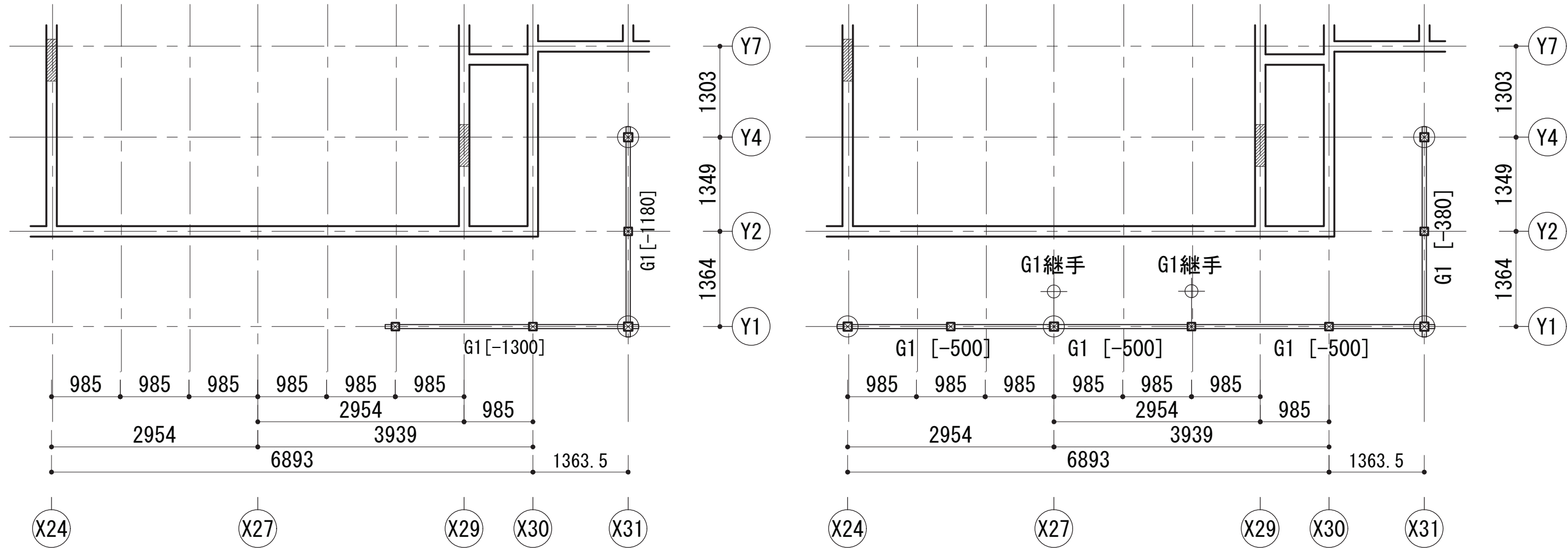
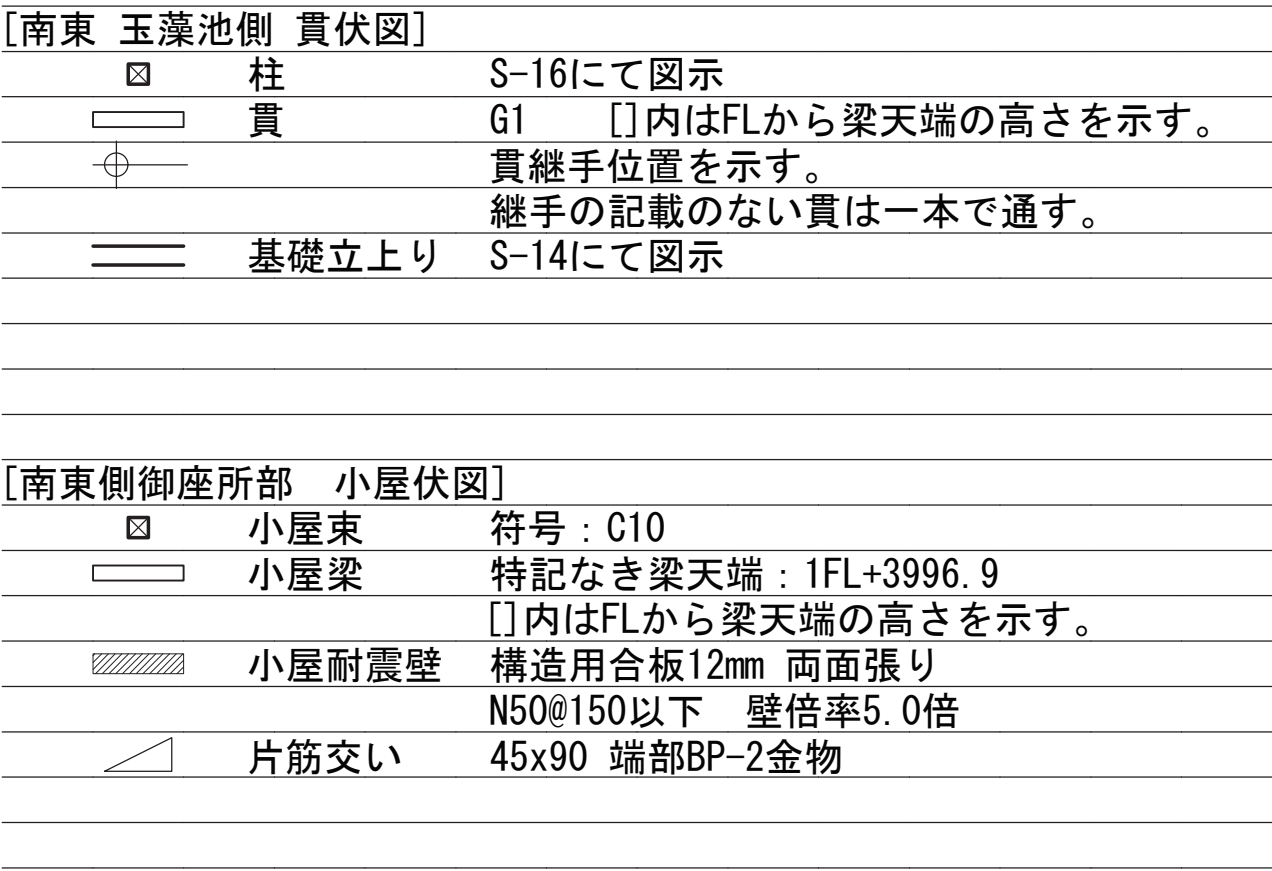
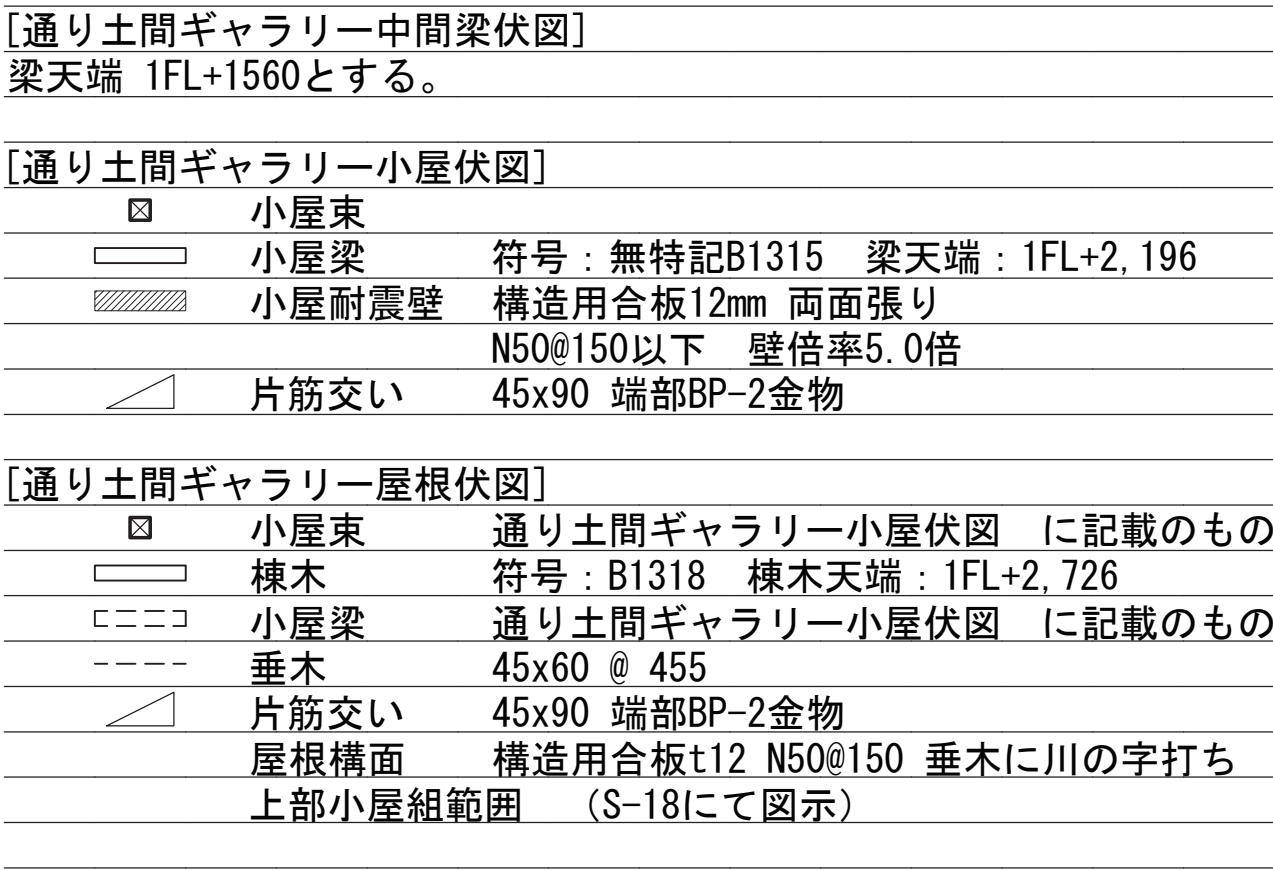
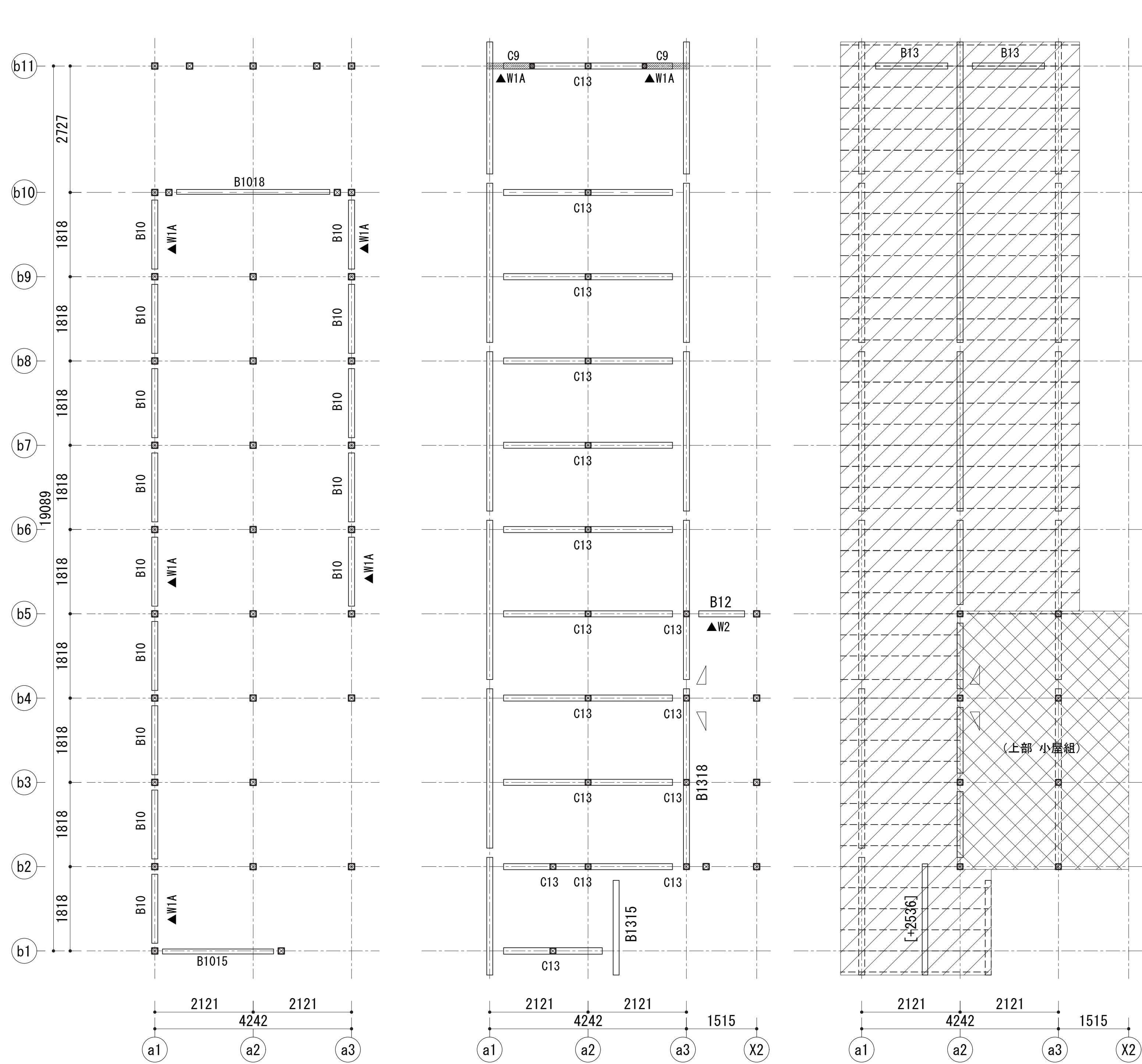


K A P 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 管理技術者 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 桐野 康則 (一級建築士第272618号) 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久 (一級建築士第289714号) 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 意匠主任技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平 (一級建築士第367970号)	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		S-16	
		1階床伏図	A3/1/20		101
		環境省新宿御苑管理事務所			164

小屋梁天+3543.5
構造用合板24mm 小屋梁天に直打ち
斜めハッチ部：N75@ 150以下
交差ハッチ部：N75@ 75以下
合板継目に受け材90x90

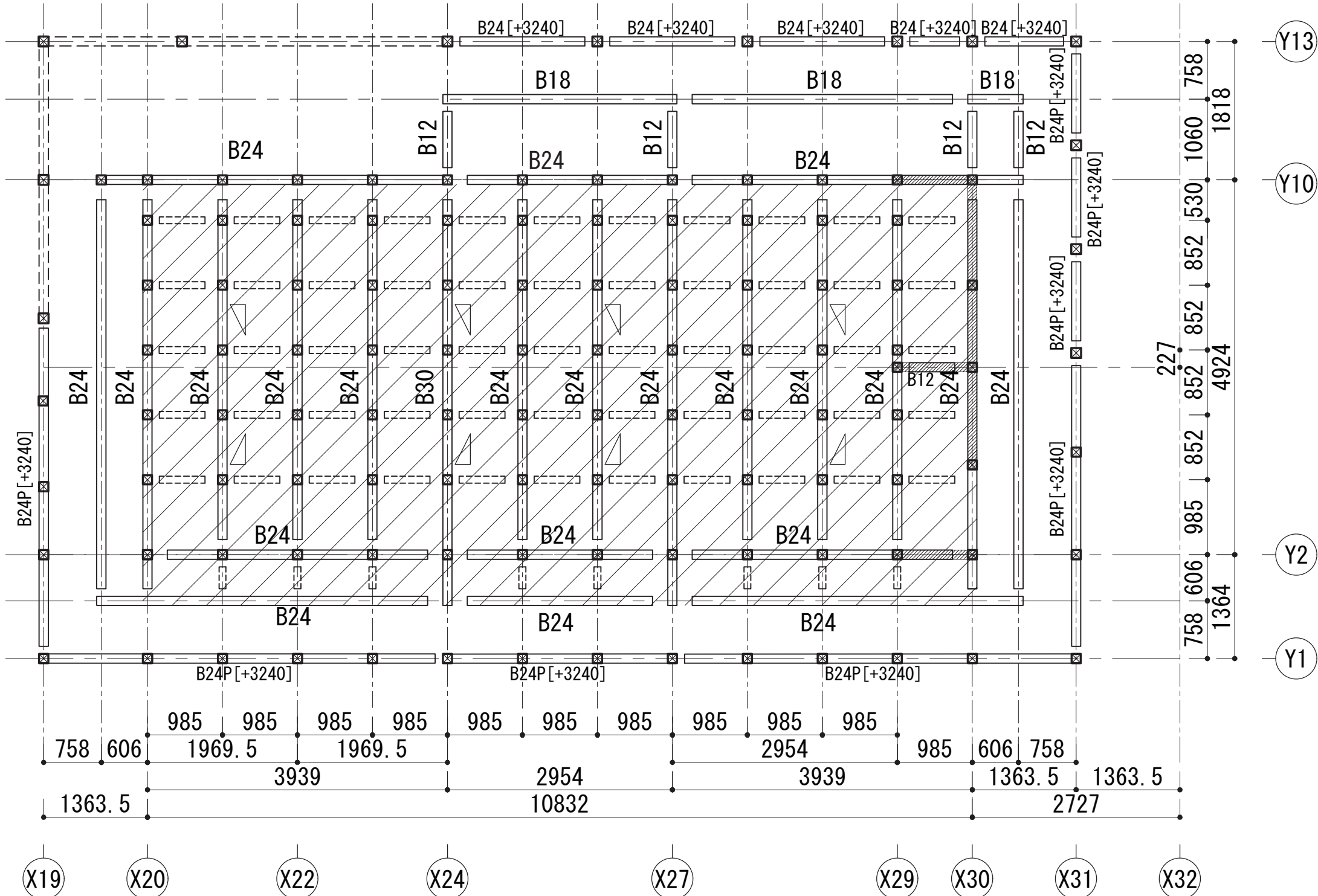


K A P		香山建築研究所 KOHYAMA ARCHITECTS		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）		S-18
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 管理技術者 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 桐野 康則（一級建築士第372618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT木組3F 長谷川祥久（一級建築士第289714号）		小屋伏図 A3:1/120		103
構造主任技術者 萩生田秀之（一級建築士第341678号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT木組3F 宇田邦子（一級建築士第289714号）		環境省新宿御苑管理事務所		164



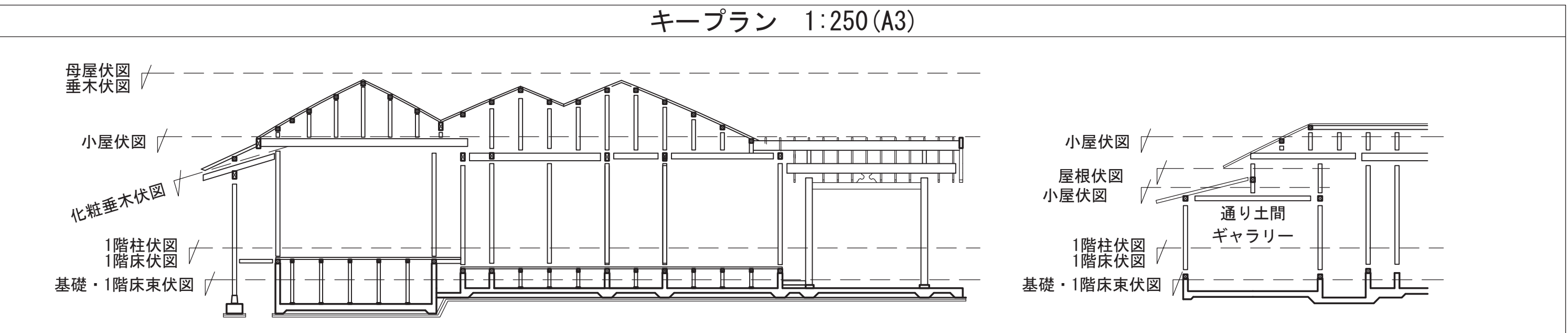
南東 玉藻池側 貫伏図 1

南東 玉藻池側 貫伏図 2

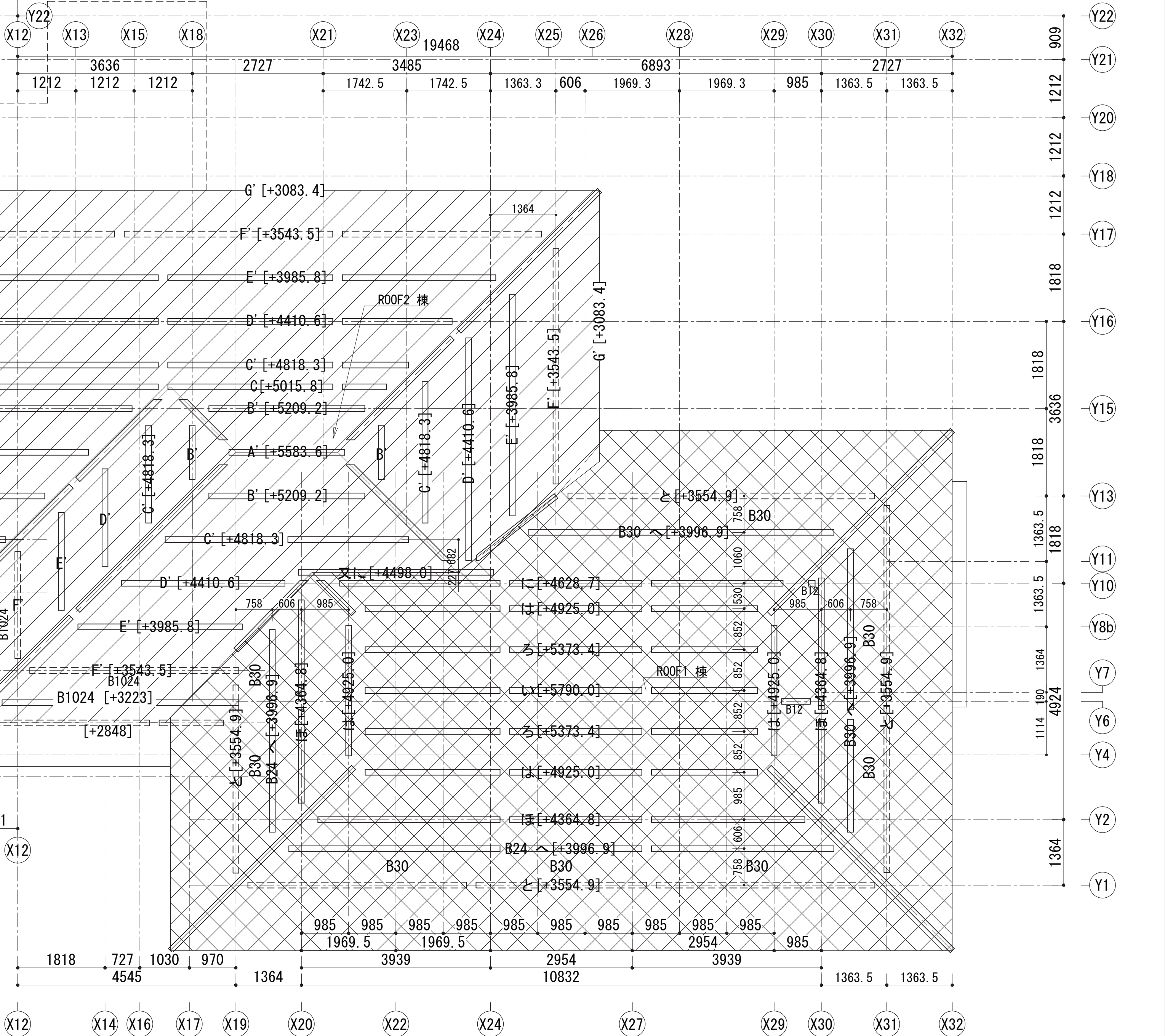
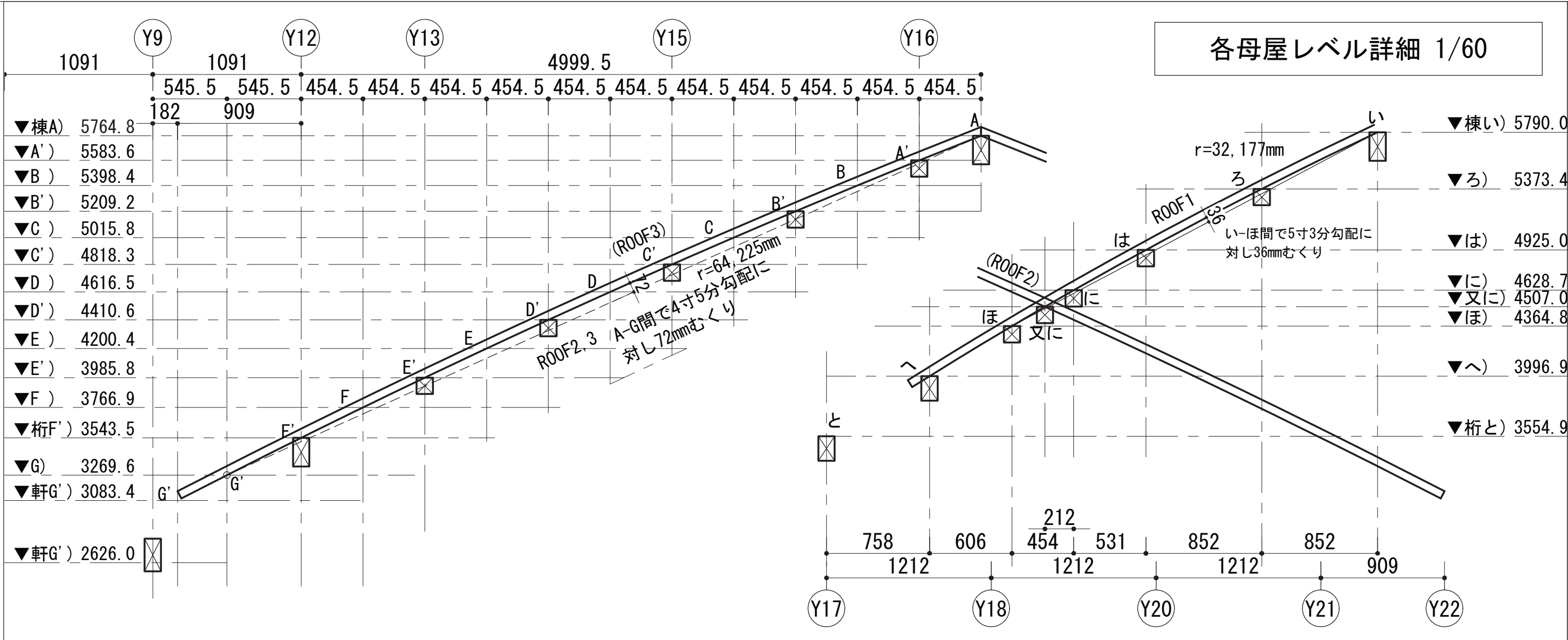
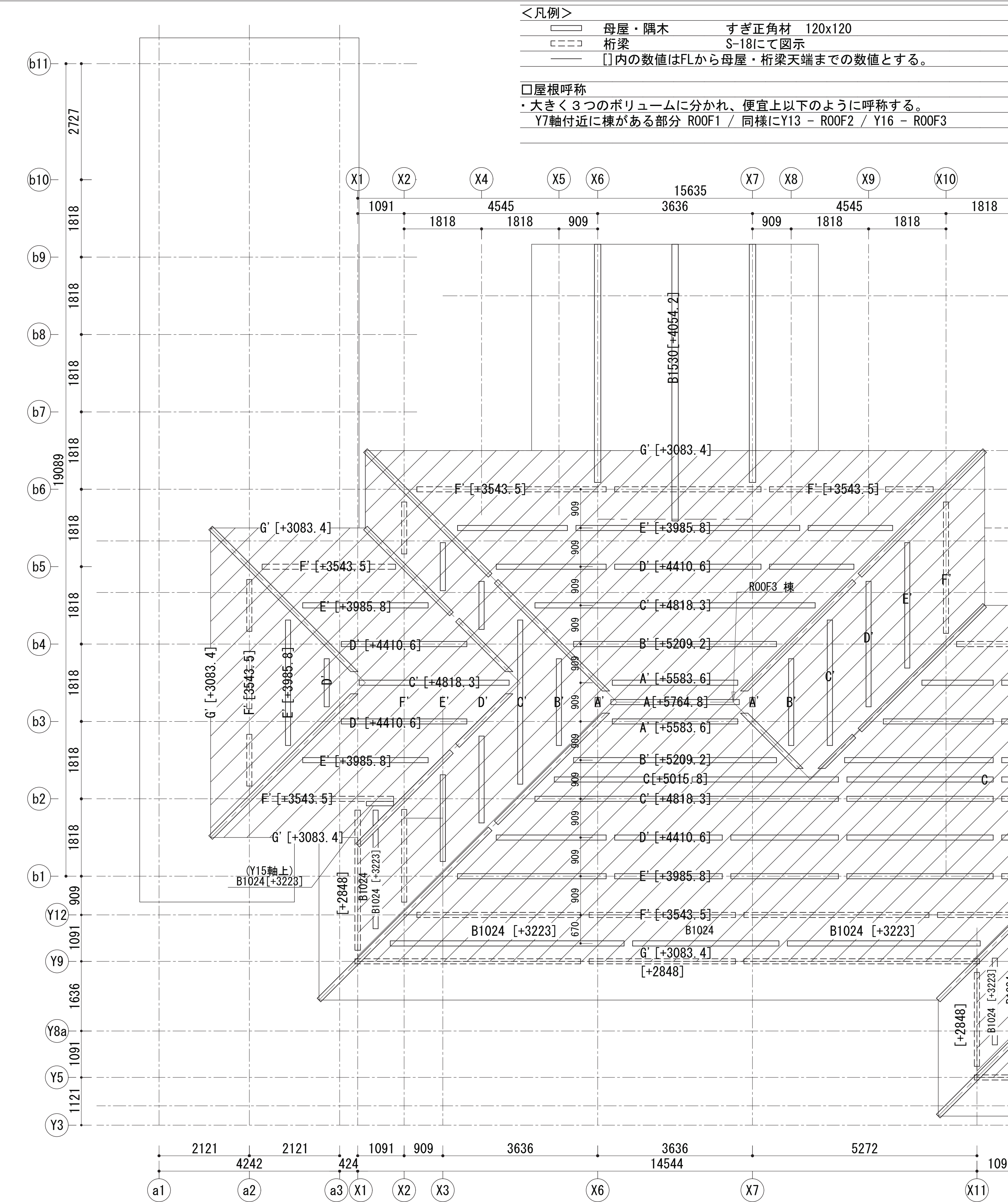


南東側御座所部 小屋伏図

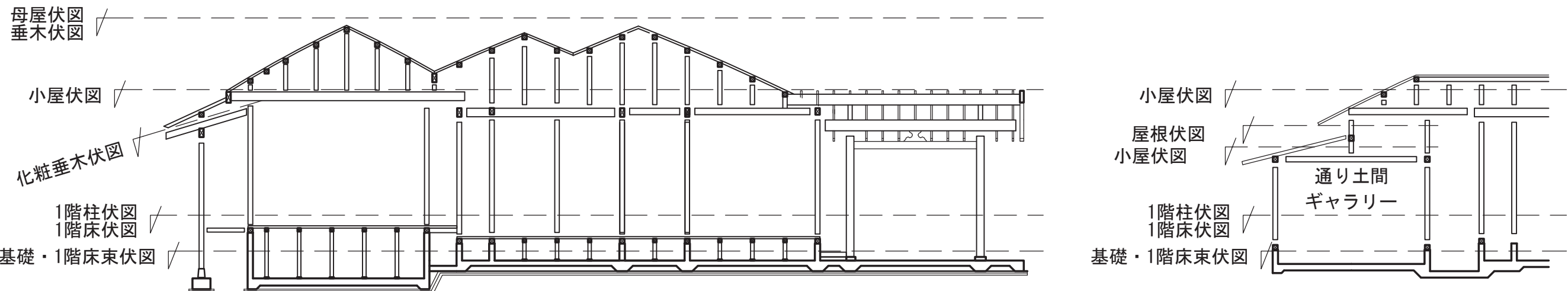
御座所部梁高さ 1FL+3996.9 レベルの伏図を作図するが、Y1 - X19 - Y13 - X31 軸においては[+3240]の梁及びその直上の小屋束を示す。



K A P 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号) 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久 (一級建築士第289714号) 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 意匠主任技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平 (一級建築士第367970号)	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		S-19 104 164	
		各部伏図			A3:1/120
		環境省新宿御苑管理事務所			



キープラン 1:250 (A3)

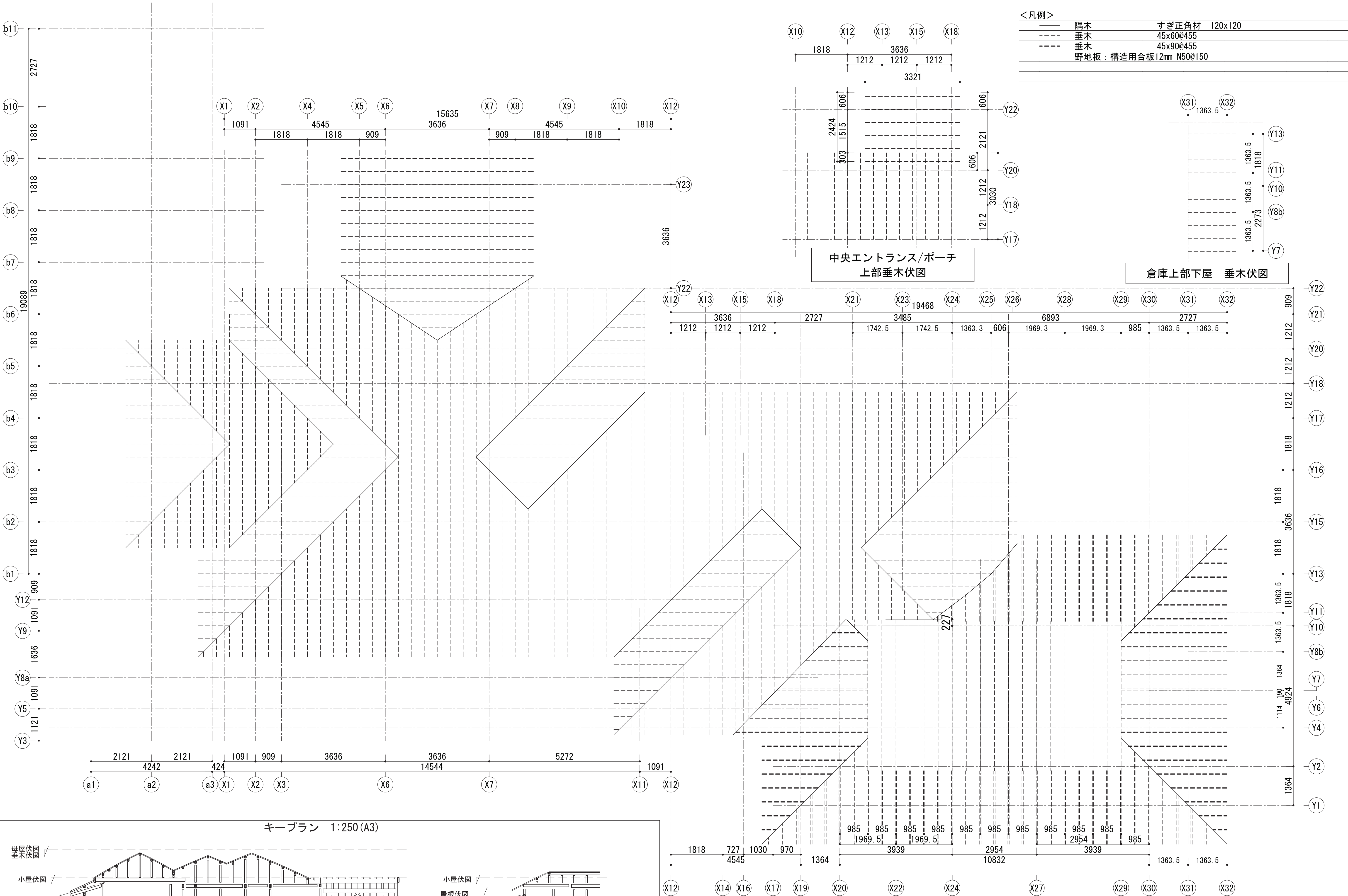


K A P		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)	S-20
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号) 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号) 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)	母屋伏図		A3: 1/120	105
		環境省新宿御苑管理事務所			164

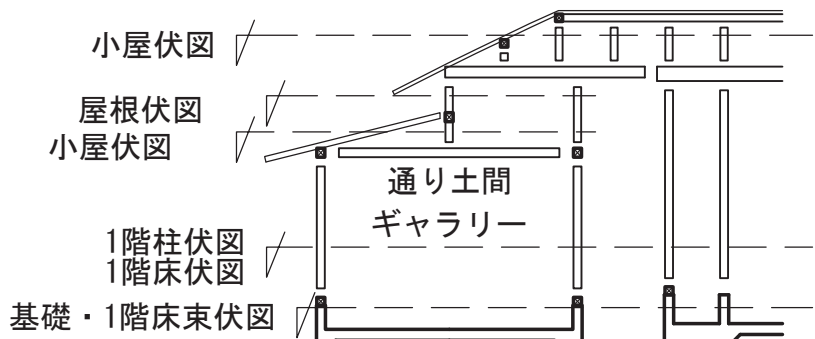
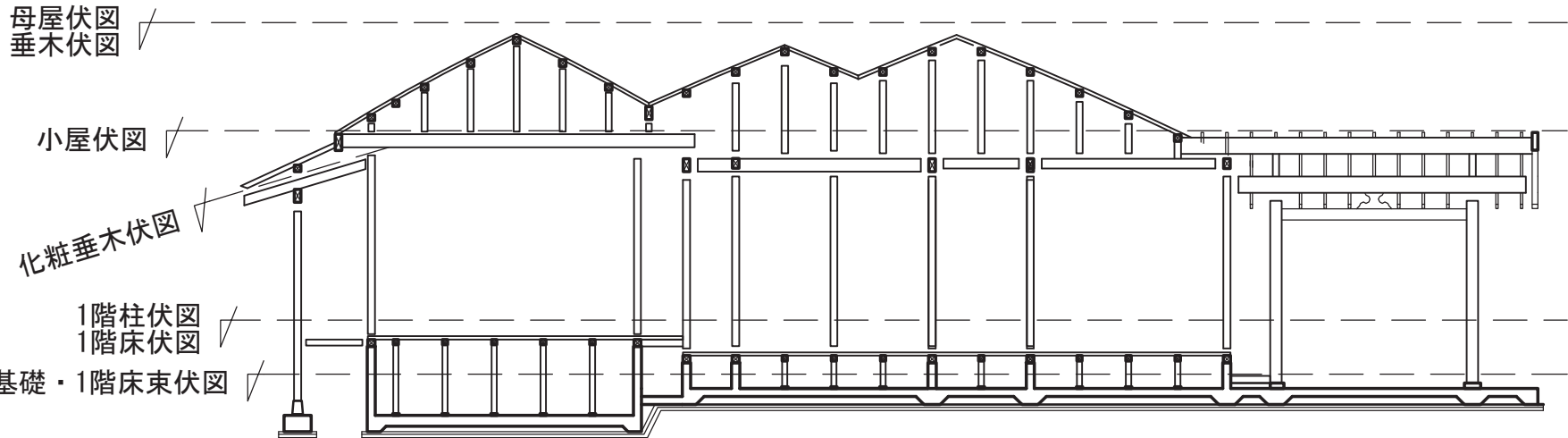
本図においては、屋根仕上けを載せる上端の垂木・隅木配置を伏図形式で示す。

<凡例>

——	隅木	すぎ正角材	120x120
----	垂木	45x60@455	
=====	垂木	45x90@455	
	野地板：構造用合板12mm N50@150		



キープラン 1:250 (A3)

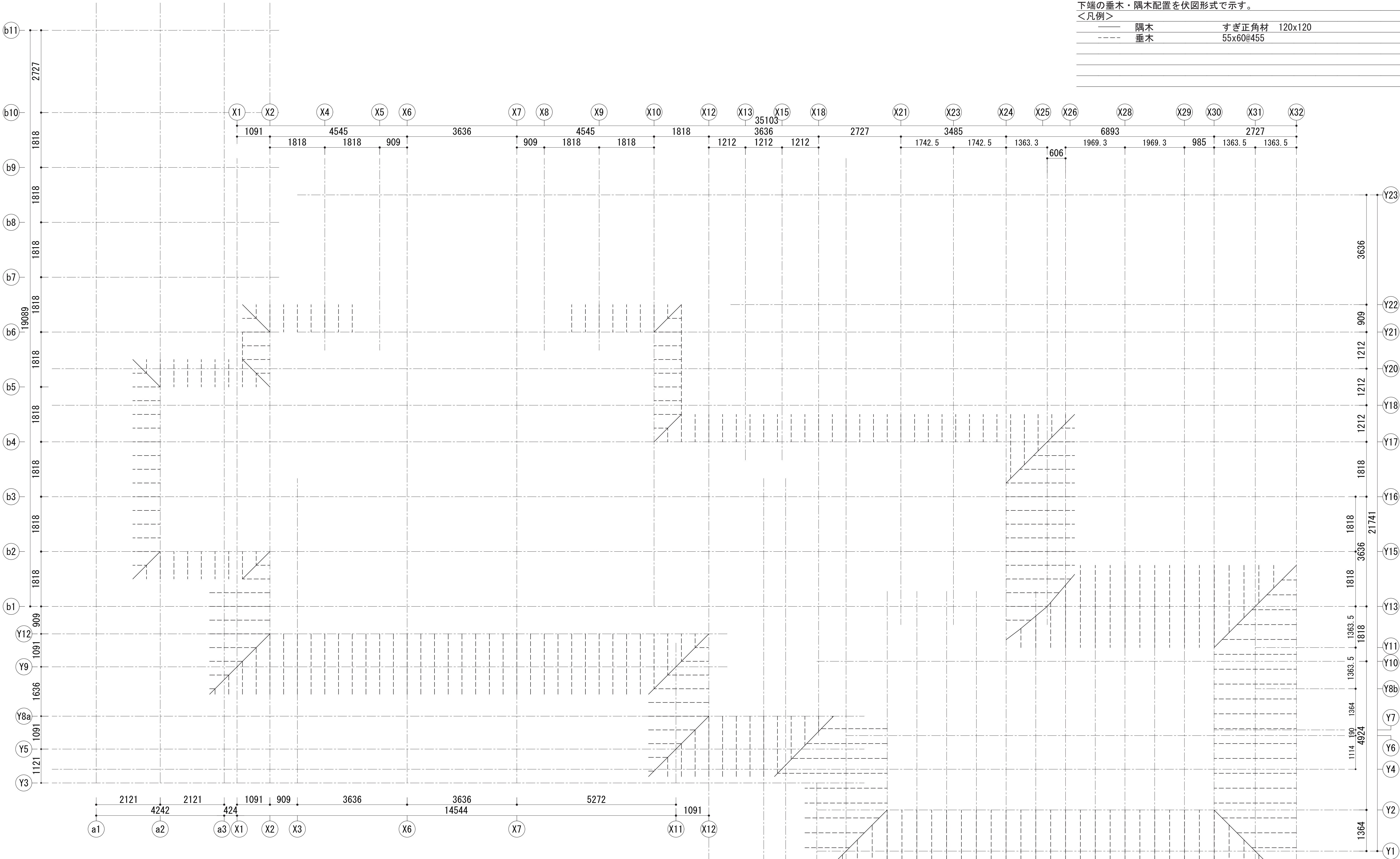


K A P		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)	S-21
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)		垂木伏図 A3:1/120	106
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)		環境省新宿御苑管理事務所	164

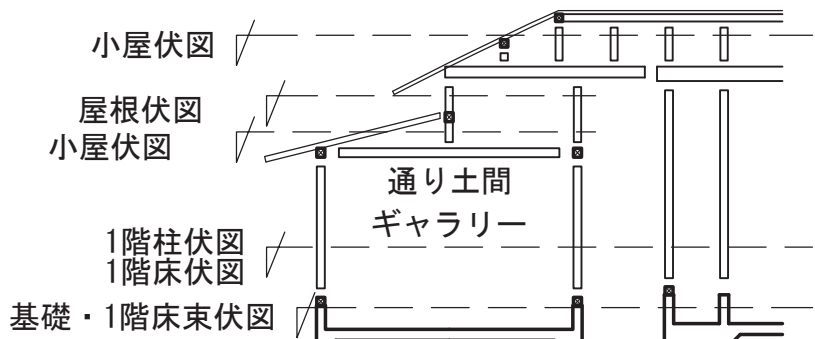
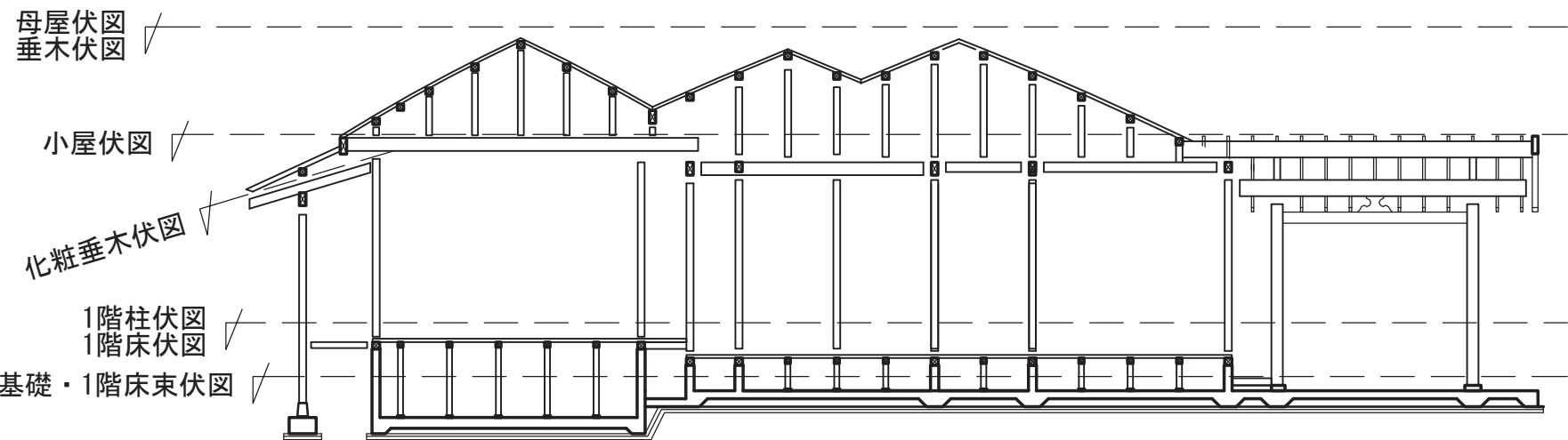
本図においては、垂木が二重となる部分の
下端の垂木・隅木配置を伏図形式で示す。

＜凡例＞

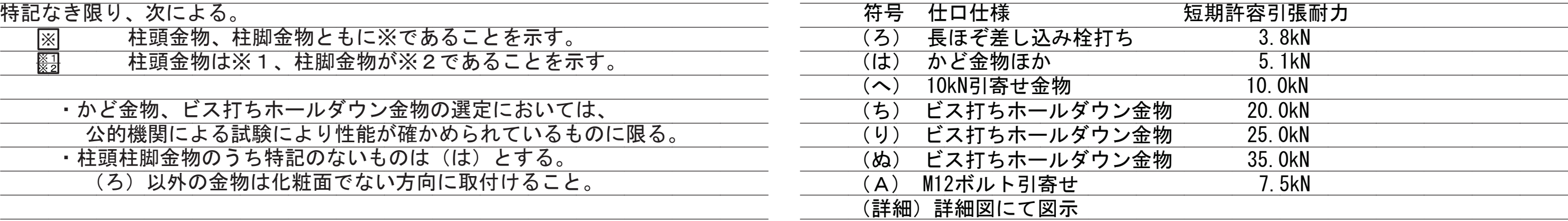
——	隅木	すぎ正角材	120x120
----	垂木	55x60@455	

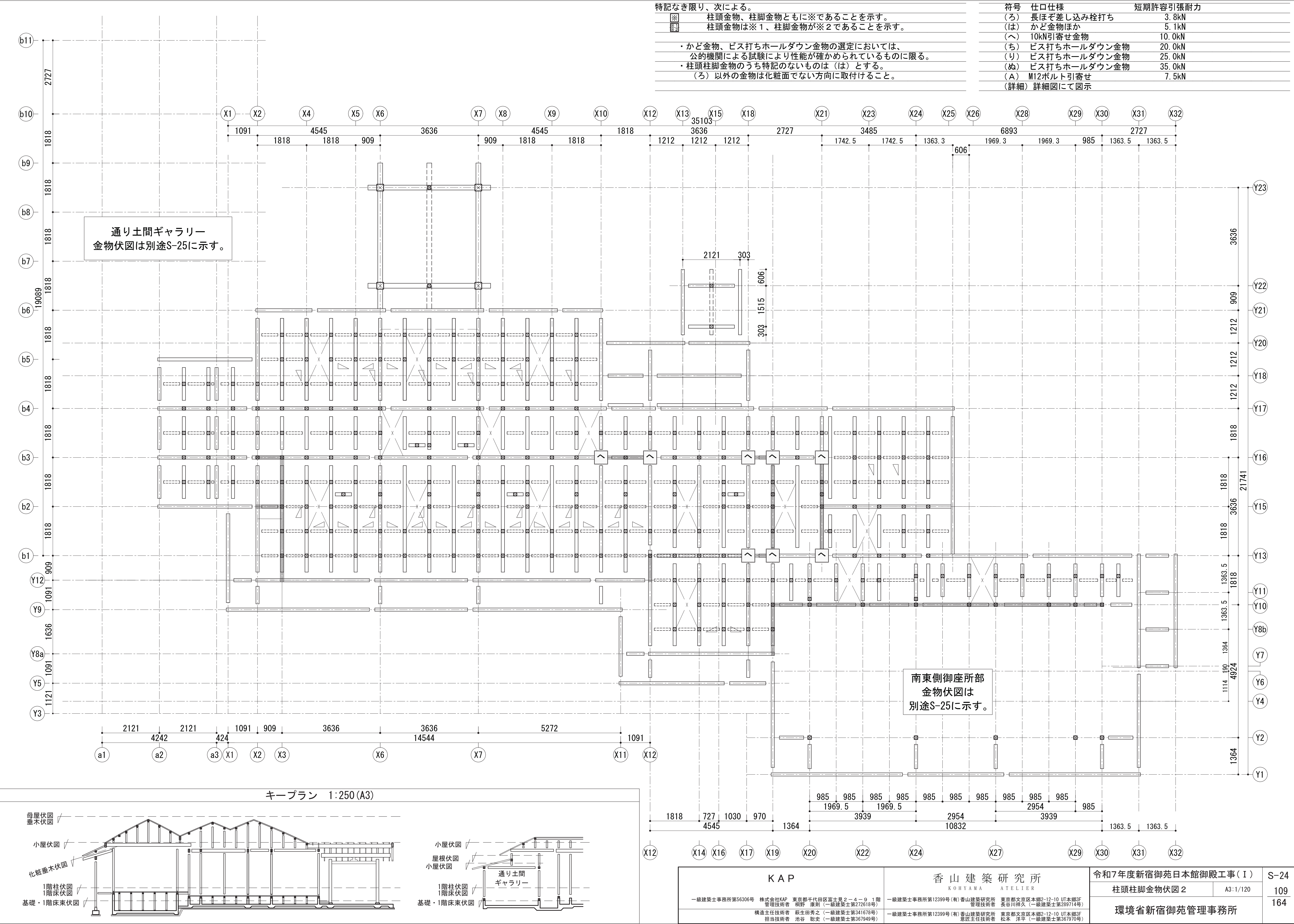


キープラン 1:250 (A3)



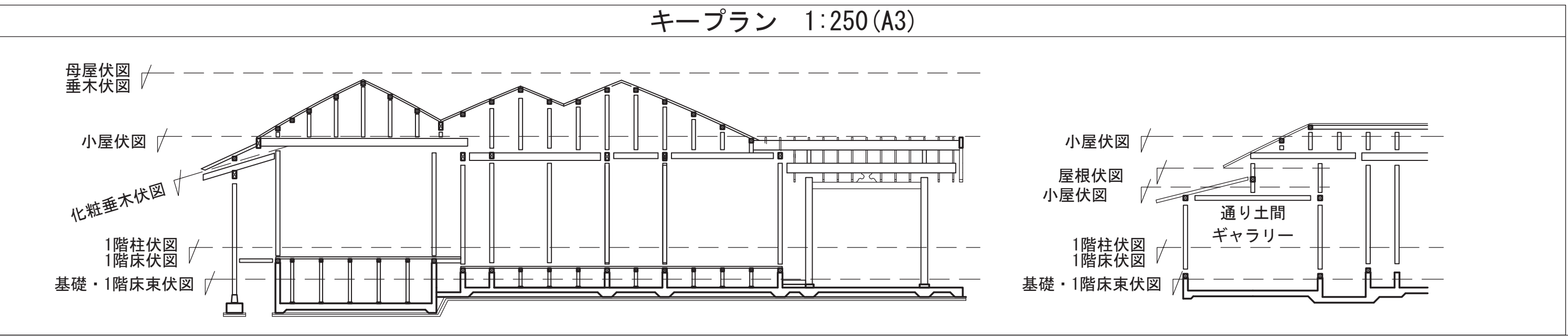
K A P		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）	S-22
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則（一級建築士第272618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久（一級建築士第289714号）		化粧垂木伏図 A3:1/120	107
構造主任技術者 萩生田秀之（一級建築士第341678号） 担当技術者 池谷 聡史（一級建築士第367949号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平（一級建築士第367970号）		環境省新宿御苑管理事務所	164



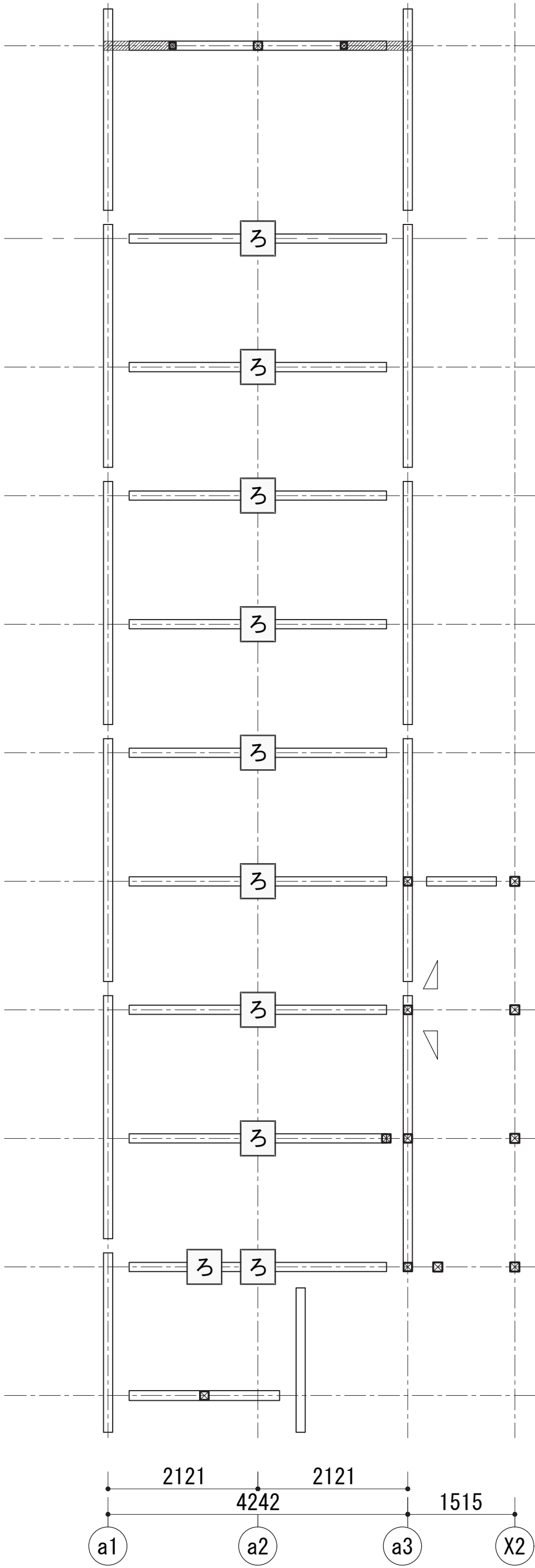


特記なき限り、次による。	
※	柱頭金物、柱脚金物ともに※であることを示す。
※	柱頭金物は※ 1、柱脚金物が※ 2であることを示す。
・かど金物、ビス打ちホールダウン金物の選定においては、 公的機関による試験により性能が確かめられているものに限る。	
・柱頭柱脚金物のうち特記のないものは（は）とする。	
（ろ）以外の金物は化粧面でない方向に取付けること。	

符号	仕口仕様	短期許容引張耐力
（ろ）	長ぼぞ差し込み栓打ち	3.8kN
（は）	かど金物ほか	5.1kN
（へ）	10kN引寄せ金物	10.0kN
（ち）	ビス打ちホールダウン金物	20.0kN
（り）	ビス打ちホールダウン金物	25.0kN
（ぬ）	ビス打ちホールダウン金物	35.0kN
（A）	M12ボルト引寄せ	7.5kN
（詳細）詳細図にて図示		

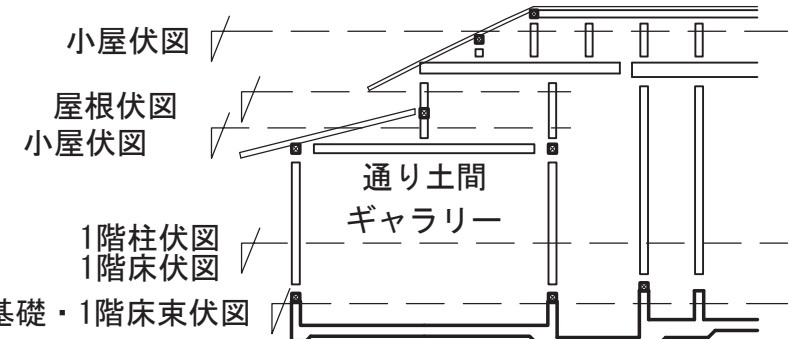
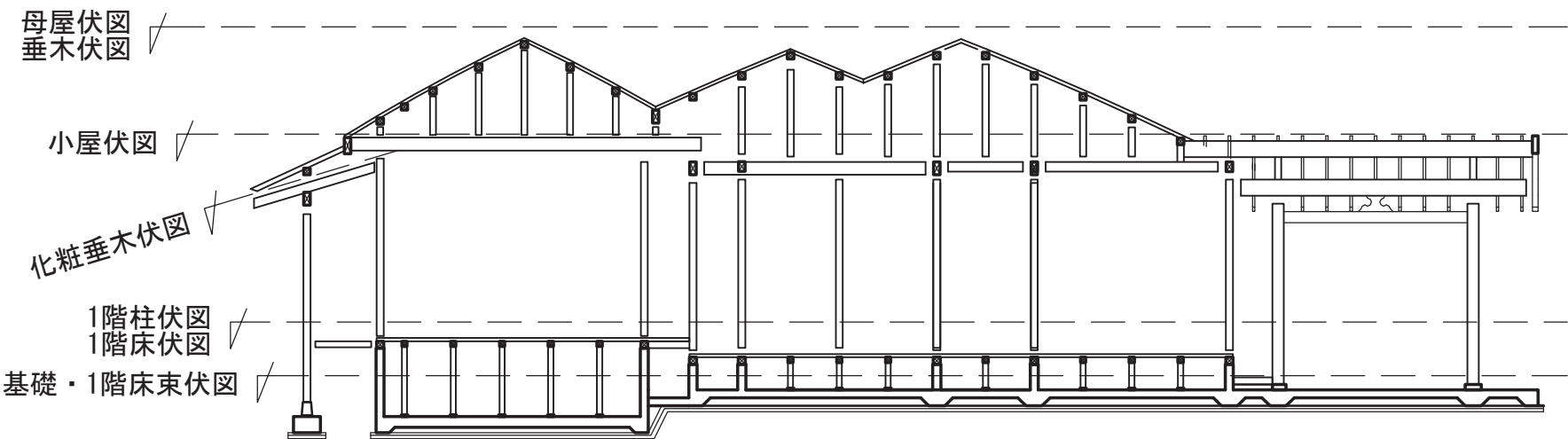


K A P		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）	S-24
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則（一級建築士第272618号）	一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川 祥久（一級建築士第289714号）	一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平（一級建築士第367970号）	一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平（一級建築士第367970号）	柱頭柱脚金物伏図 2	A3:1/120
環境省新宿御苑管理事務所					109 164



通り土間ギャラリー小屋伏図

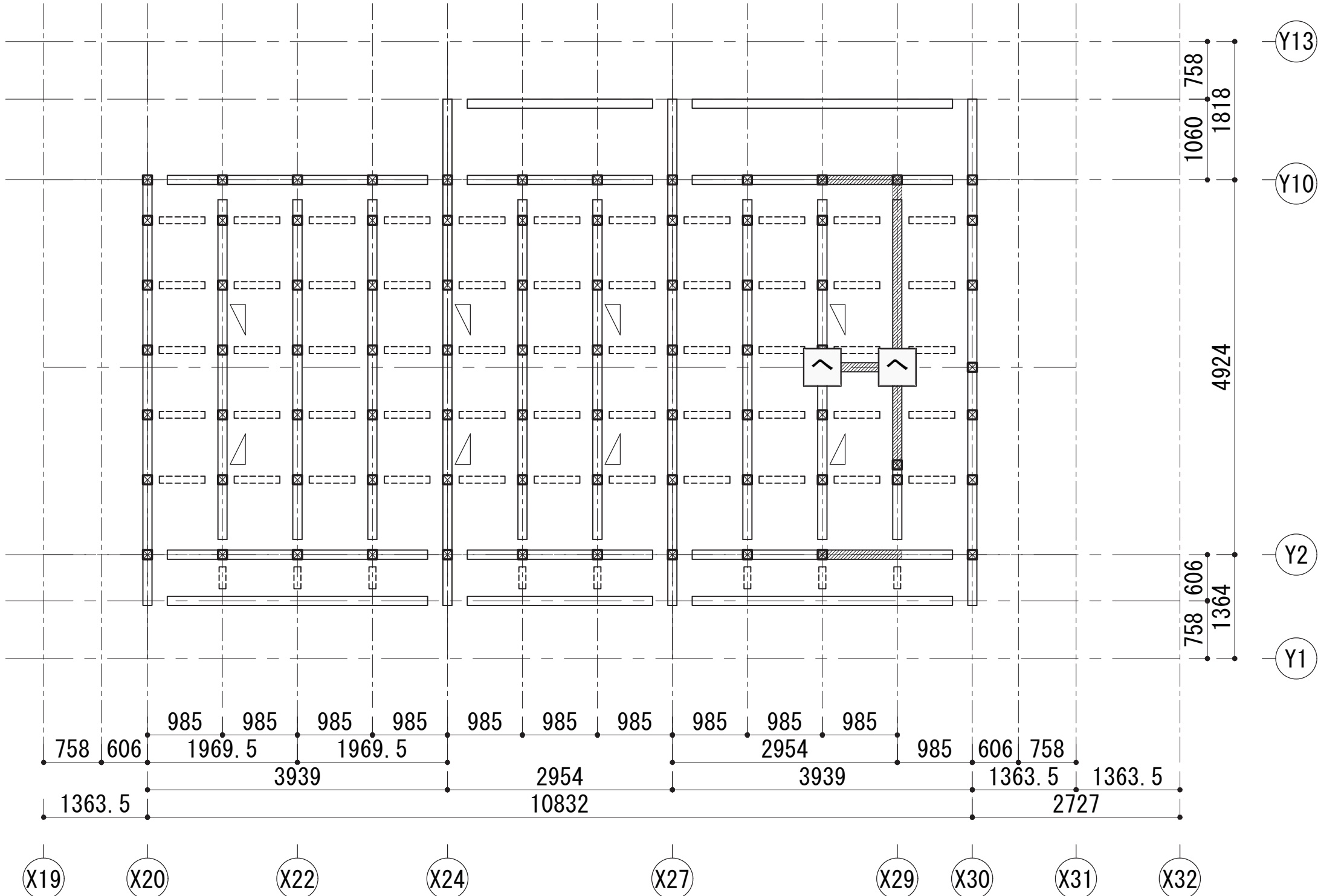
キープラン 1:250 (A3)



特記なき限り、次による。

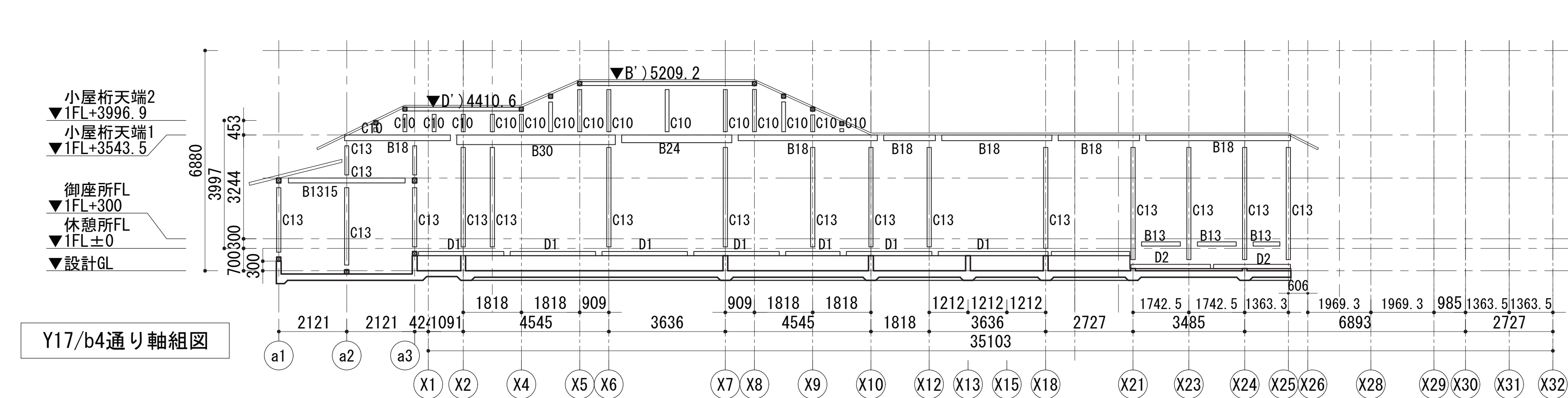
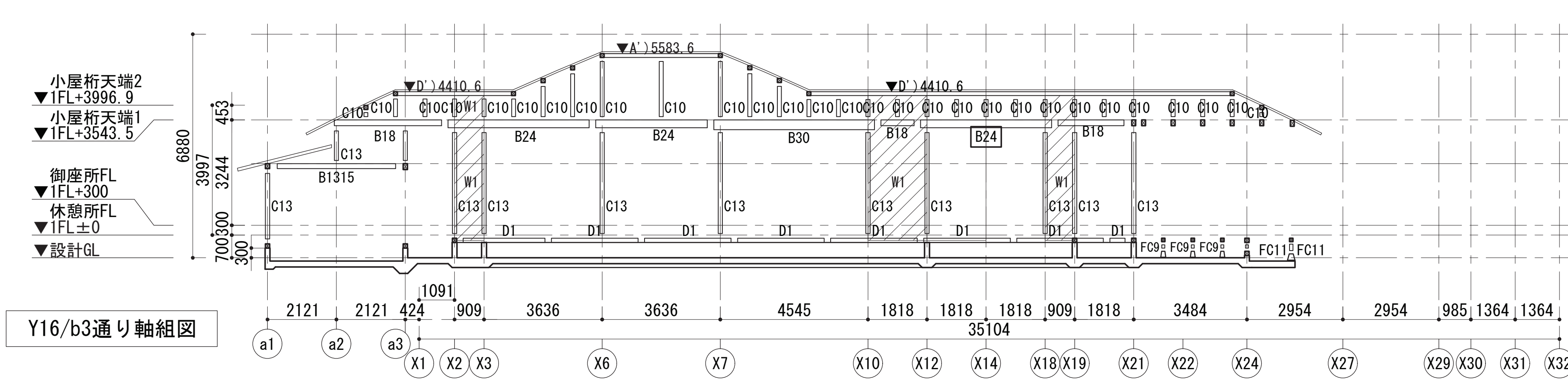
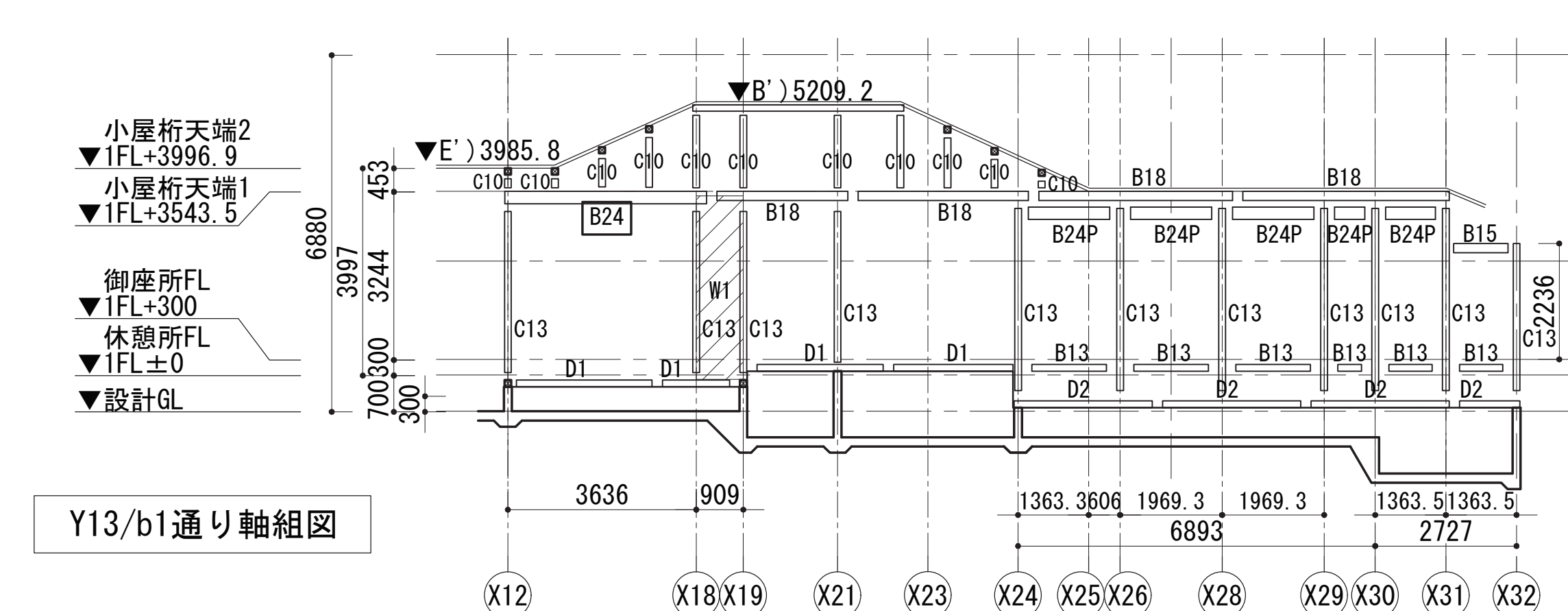
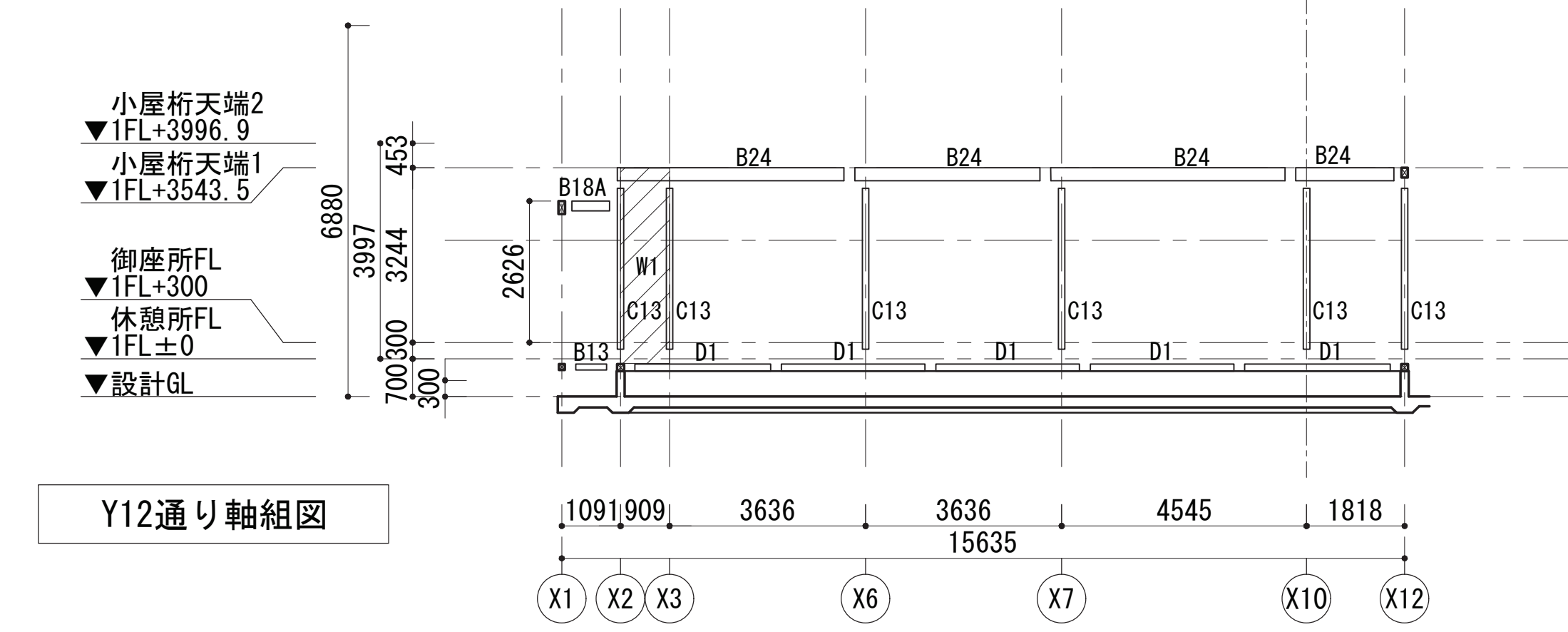
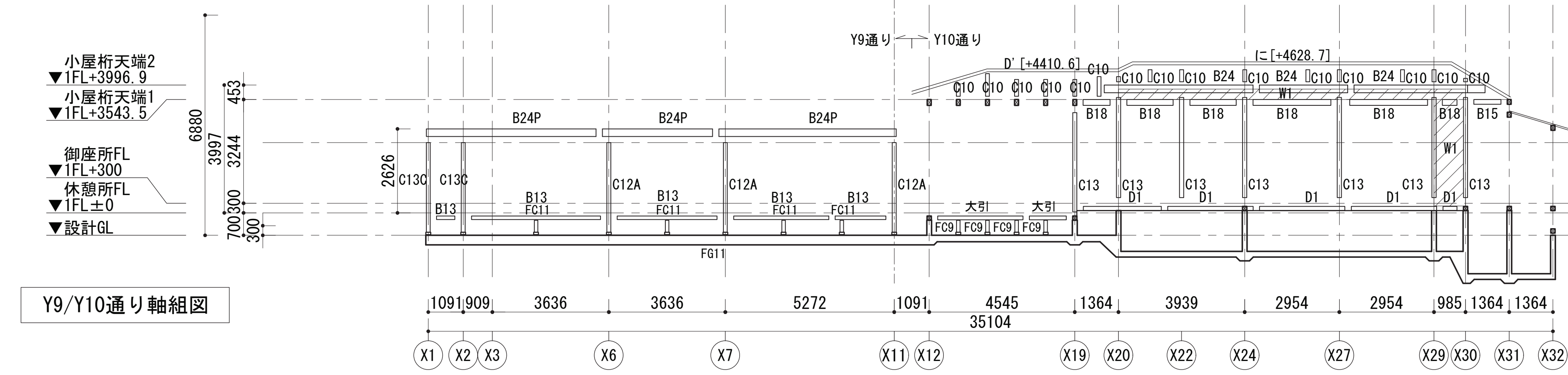
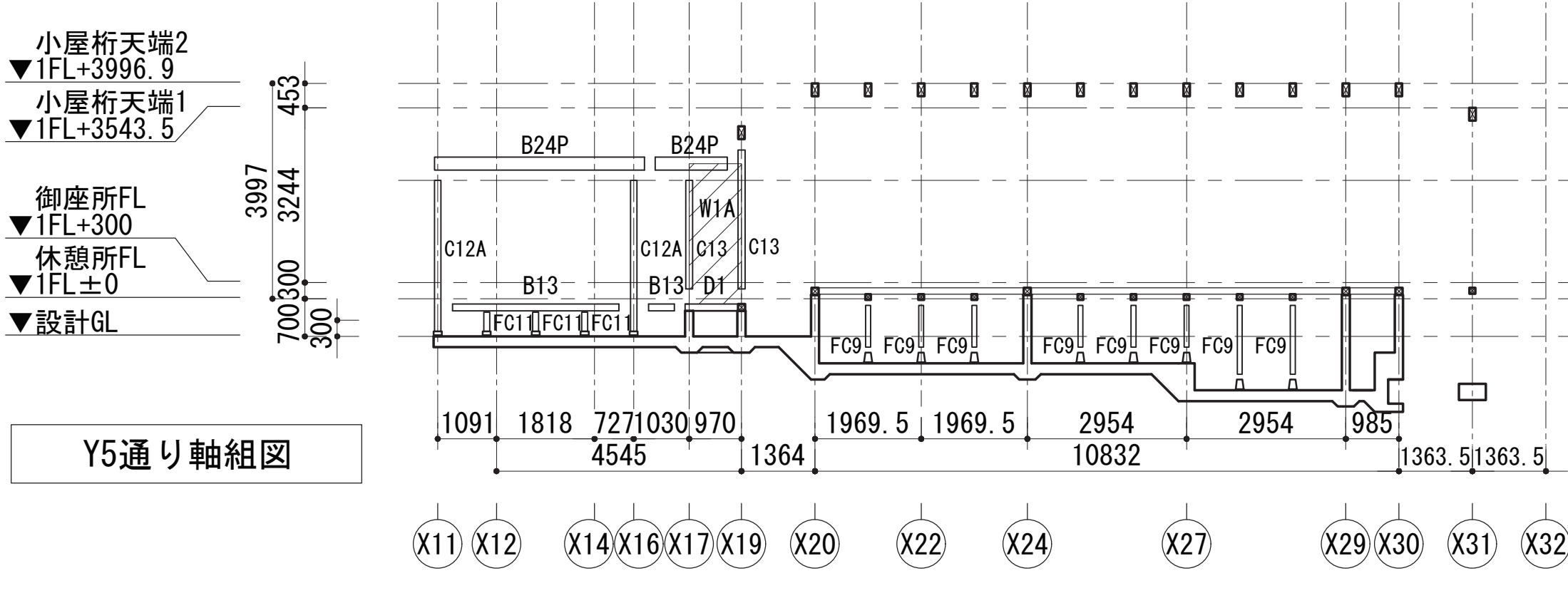
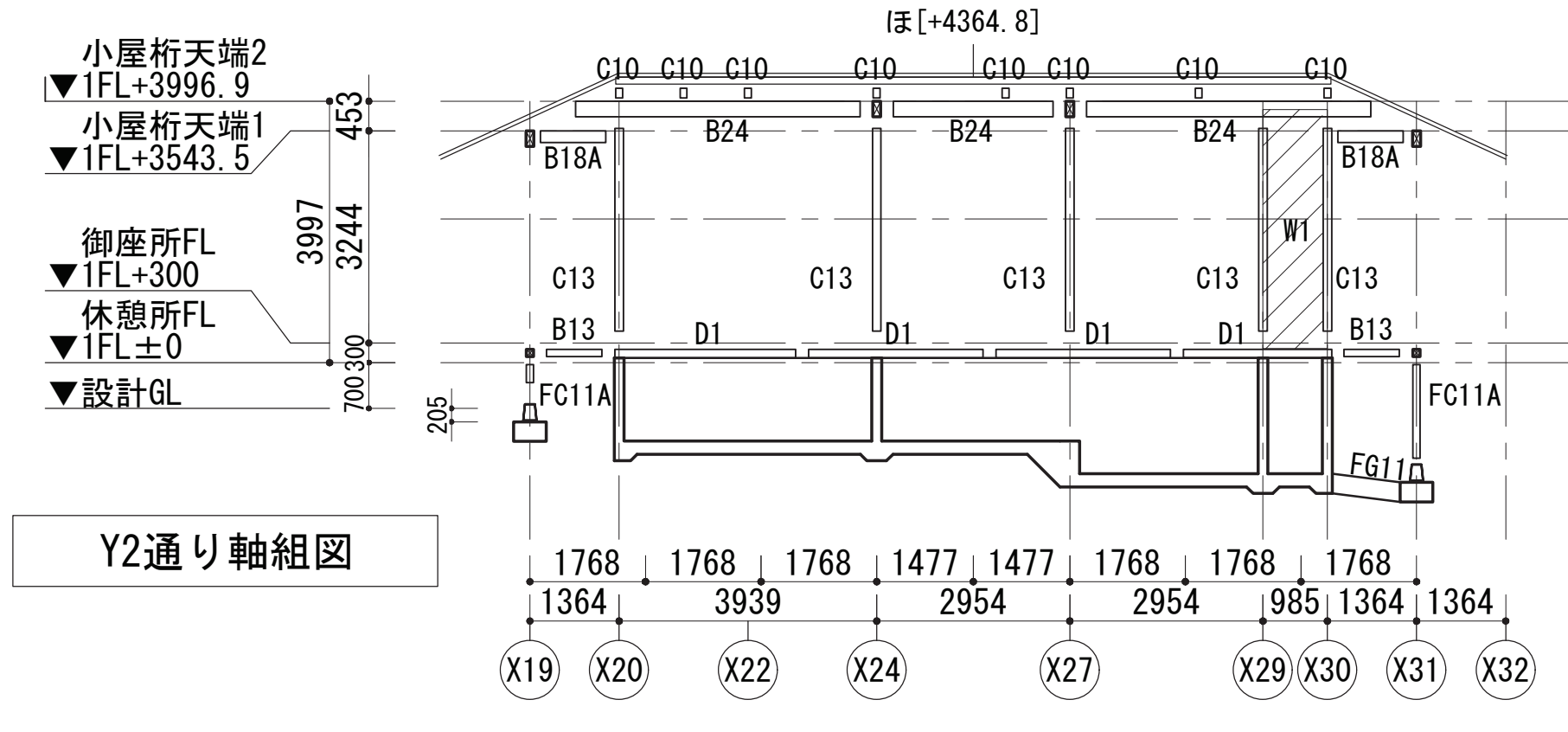
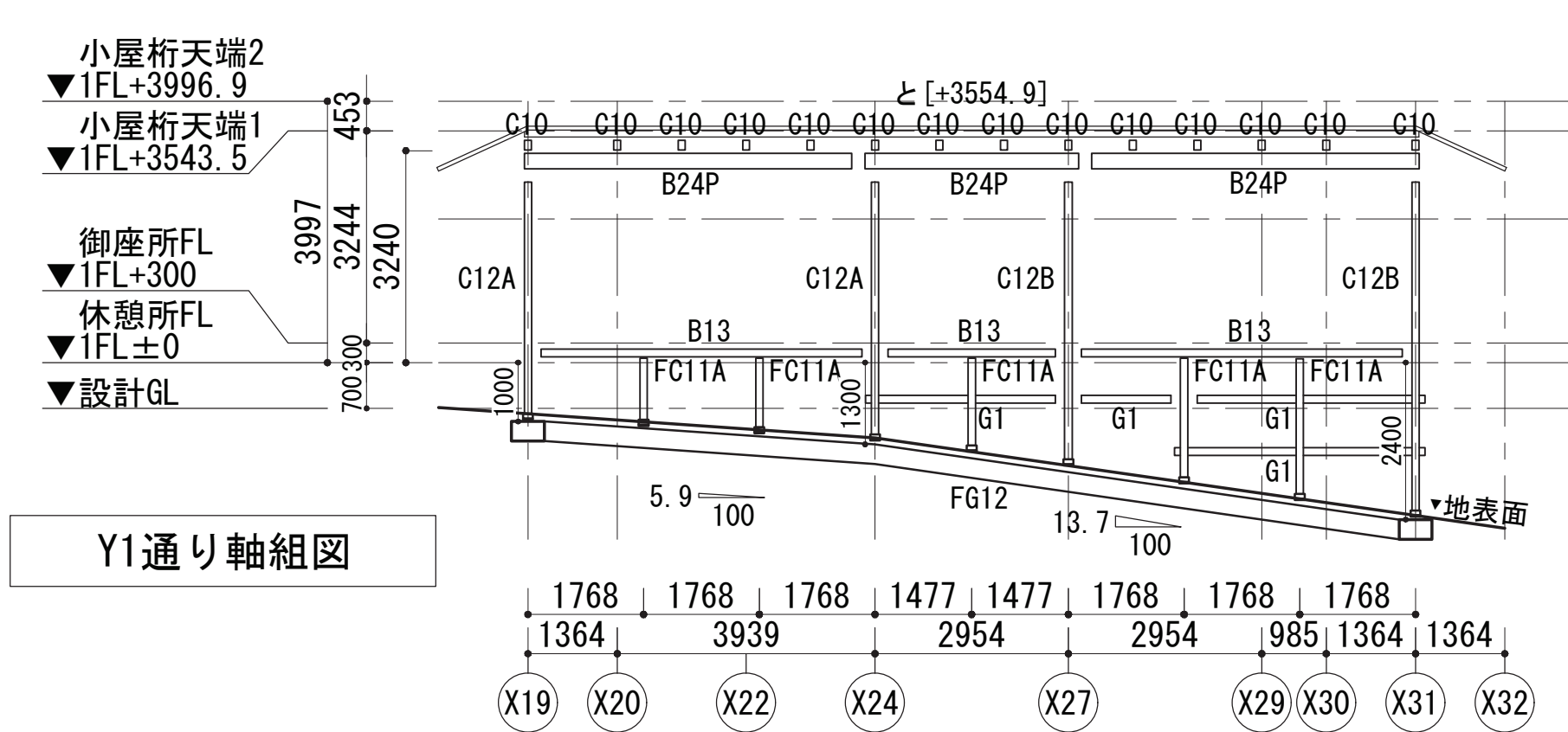
※	柱頭金物、柱脚金物ともに※であることを示す。
※	柱頭金物は※ 1、柱脚金物が※ 2であることを示す。
・	かど金物、ビス打ちホールダウン金物の選定においては、公的機関による試験により性能が確かめられているものに限る。
・	柱頭柱脚金物のうち特記のないものは（は）とする。（ろ）以外の金物は化粧面でない方向に取付けること。

符号	仕口仕様	短期許容引張耐力
（ろ）	長ぼぞ差し込み栓打ち	3.8kN
（は）	かど金物ほか	5.1kN
（へ）	10kN引寄せ金物	10.0kN
（ち）	ビス打ちホールダウン金物	20.0kN
（り）	ビス打ちホールダウン金物	25.0kN
（ぬ）	ビス打ちホールダウン金物	35.0kN
（A）	M12ボルト引寄せ	7.5kN
（詳細）	詳細図にて図示	

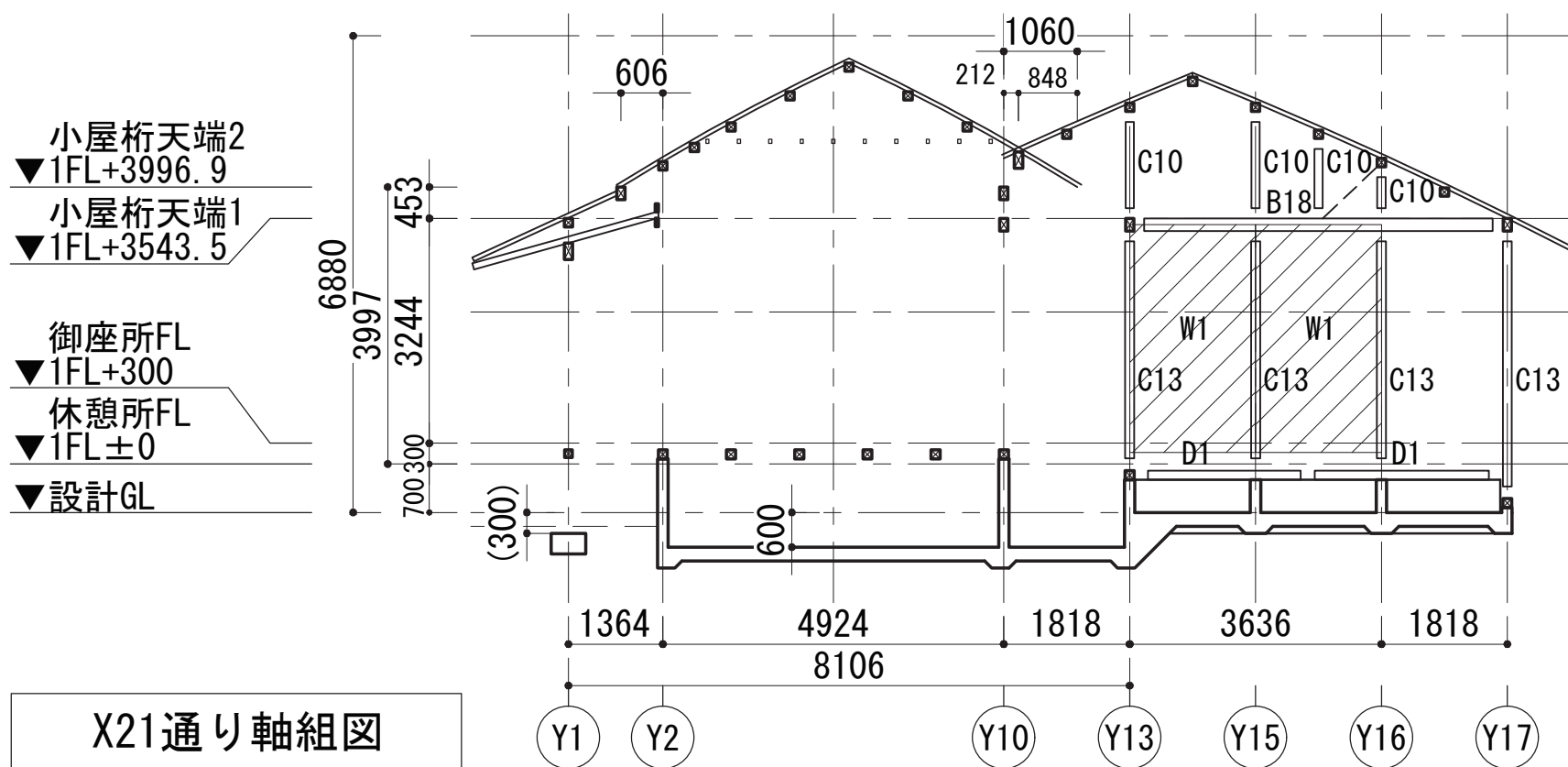
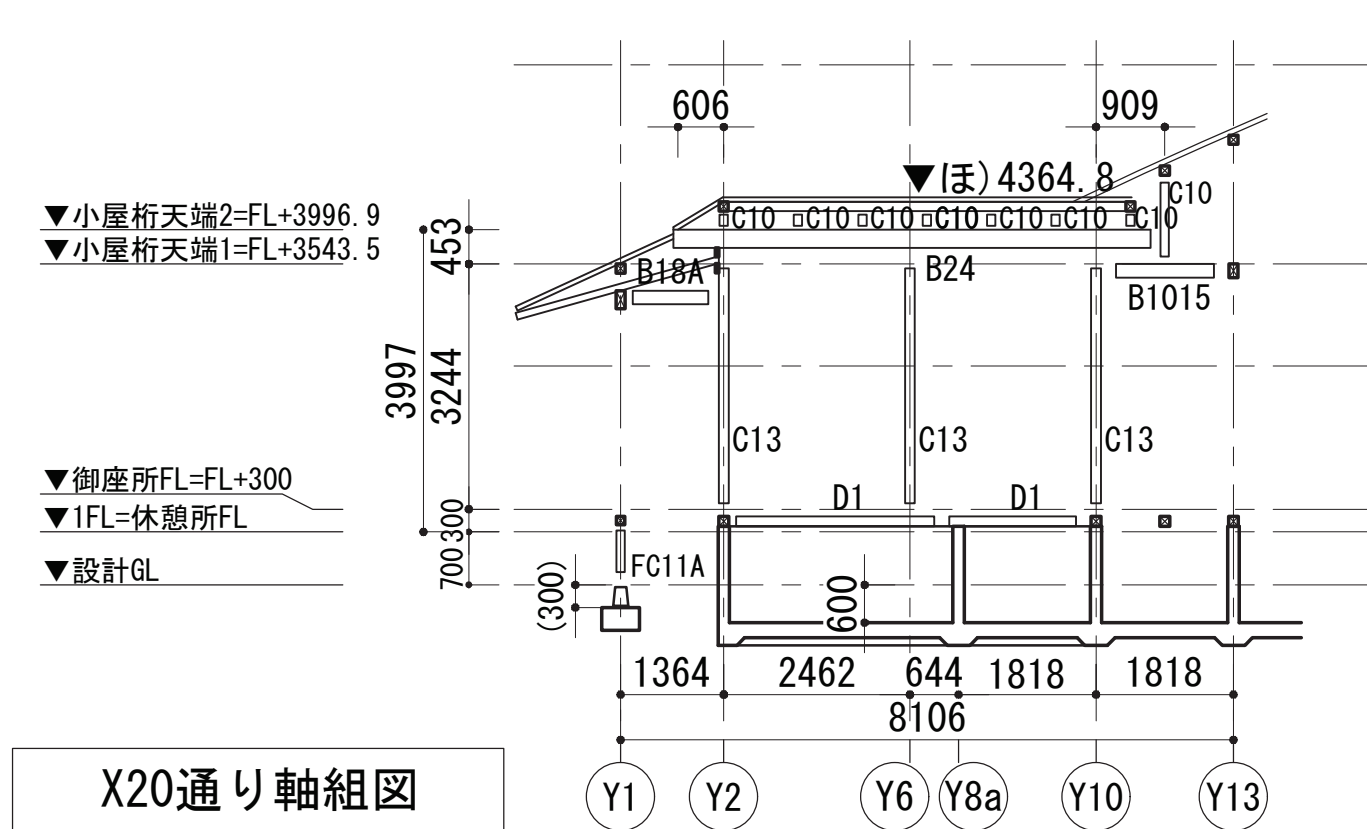
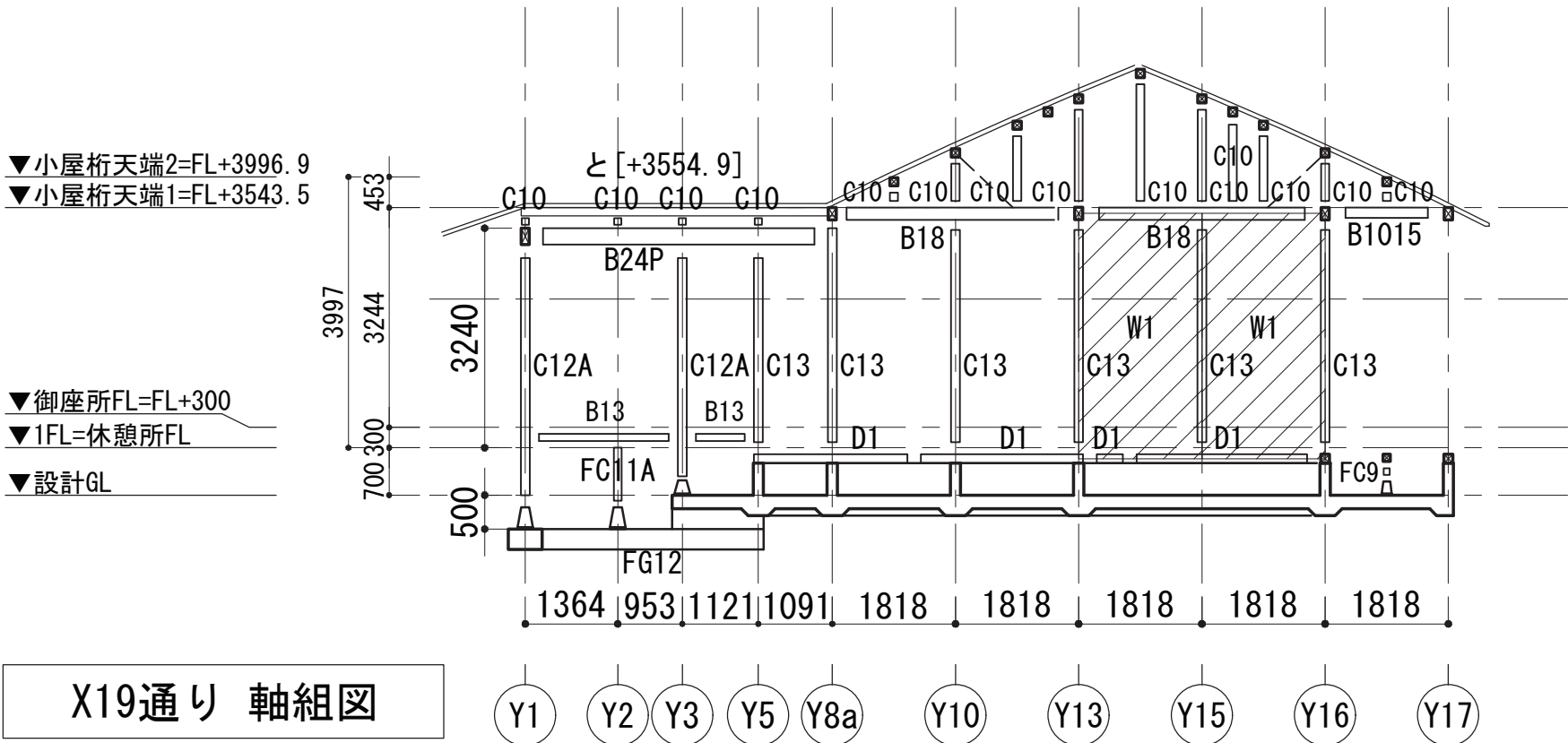
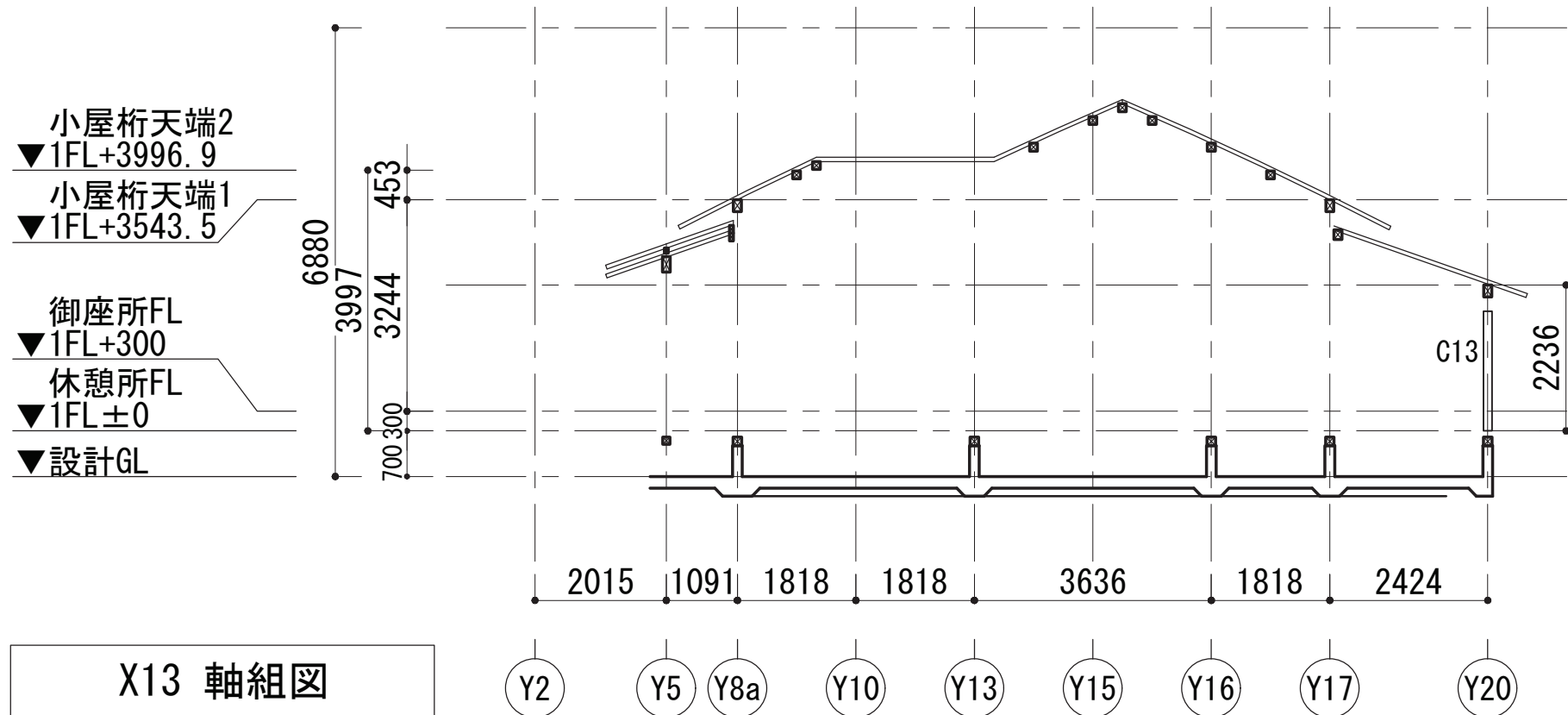
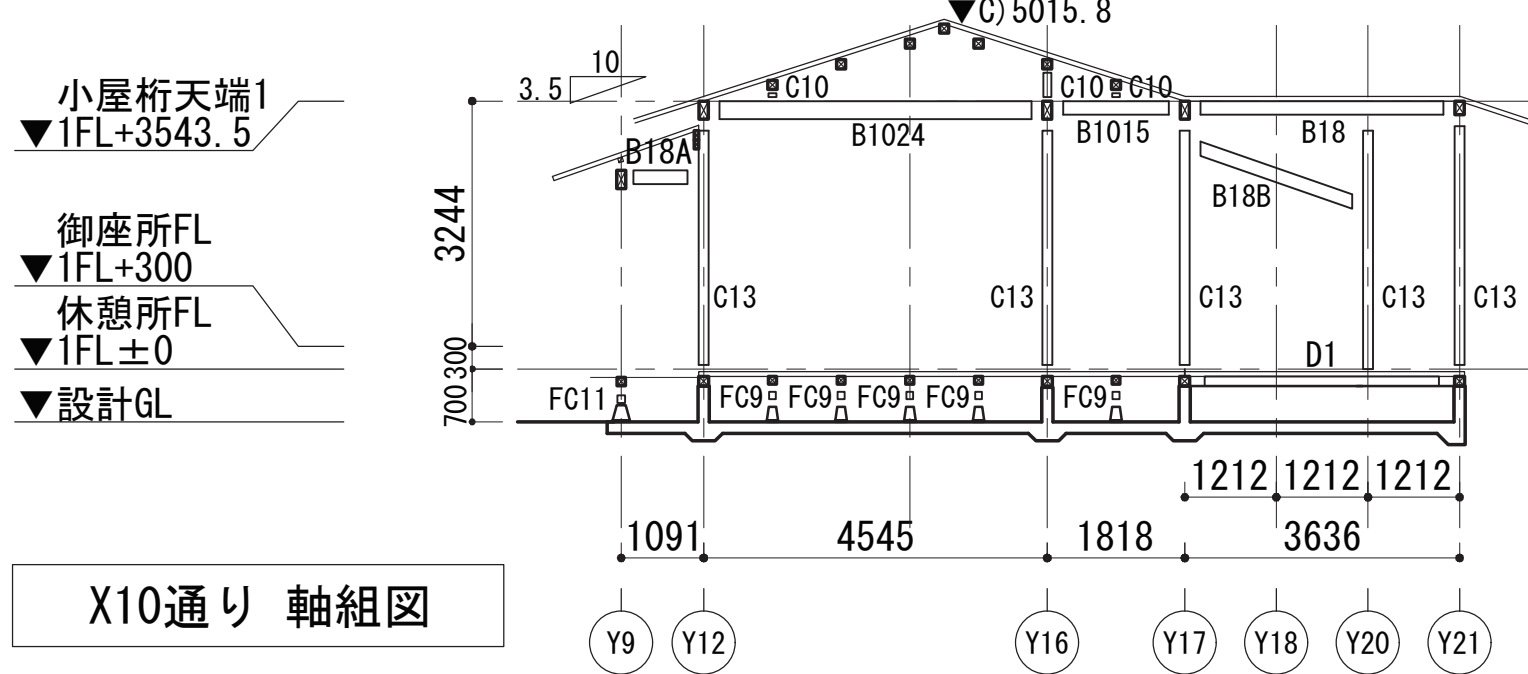
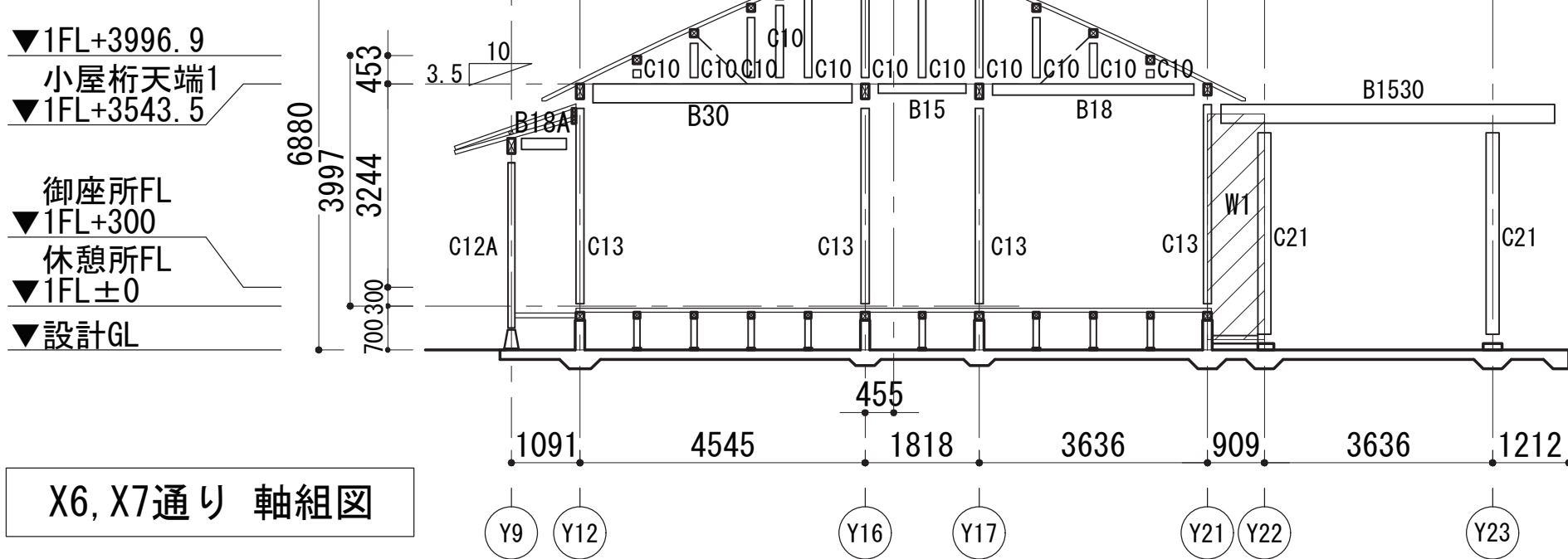
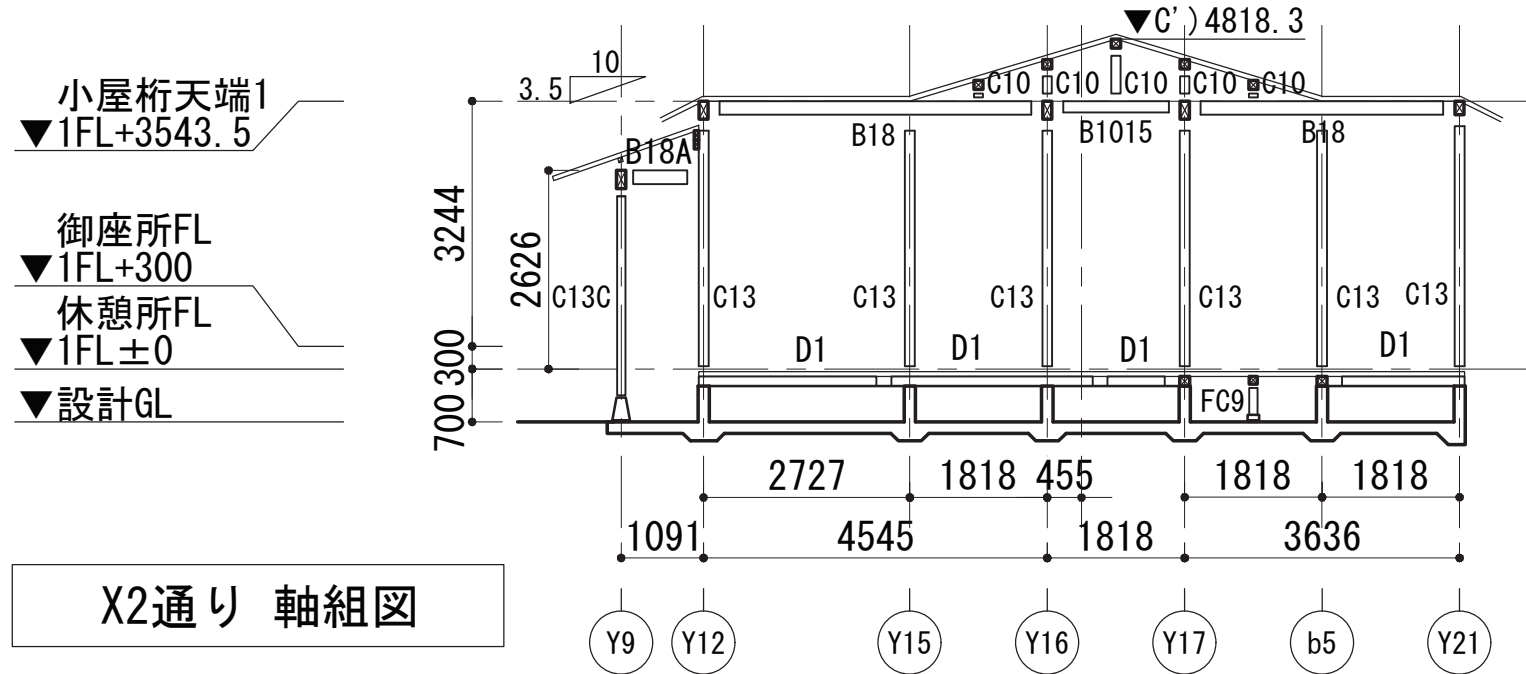
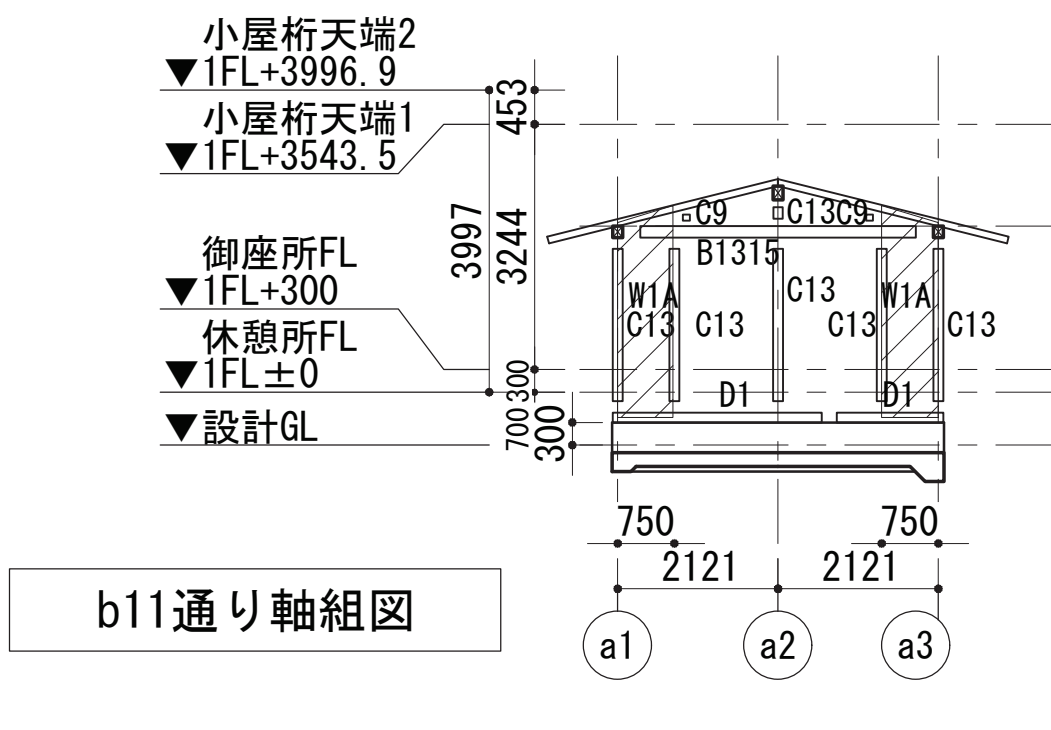
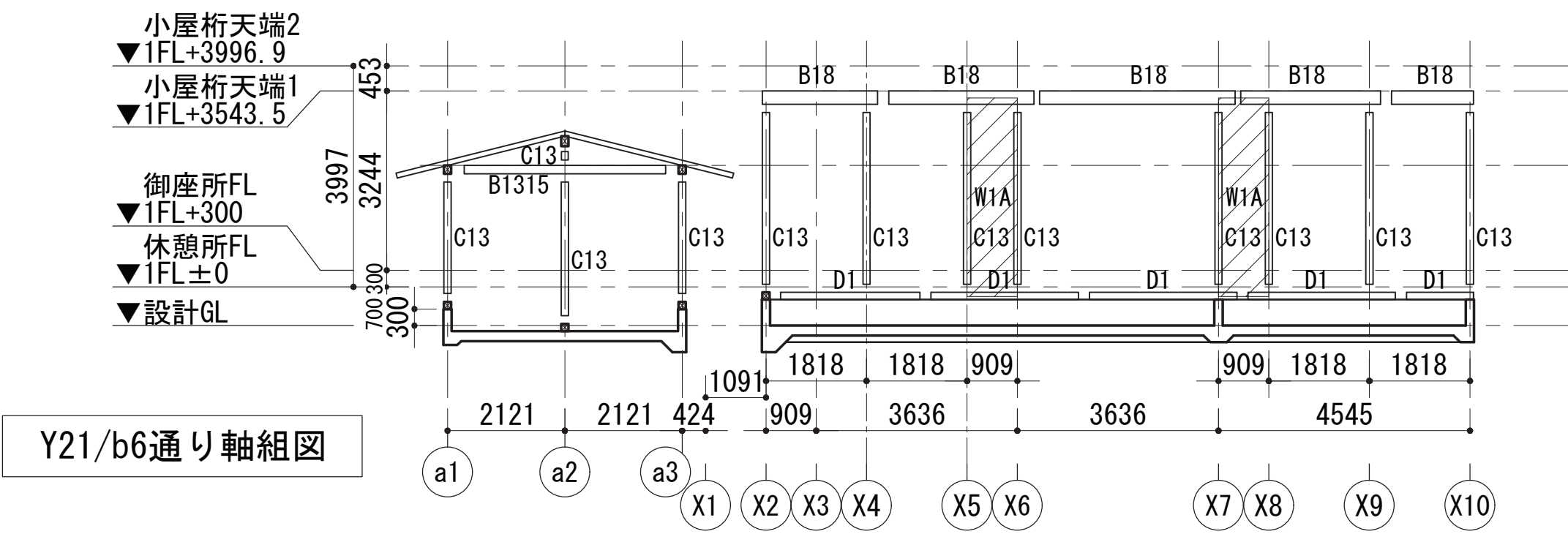
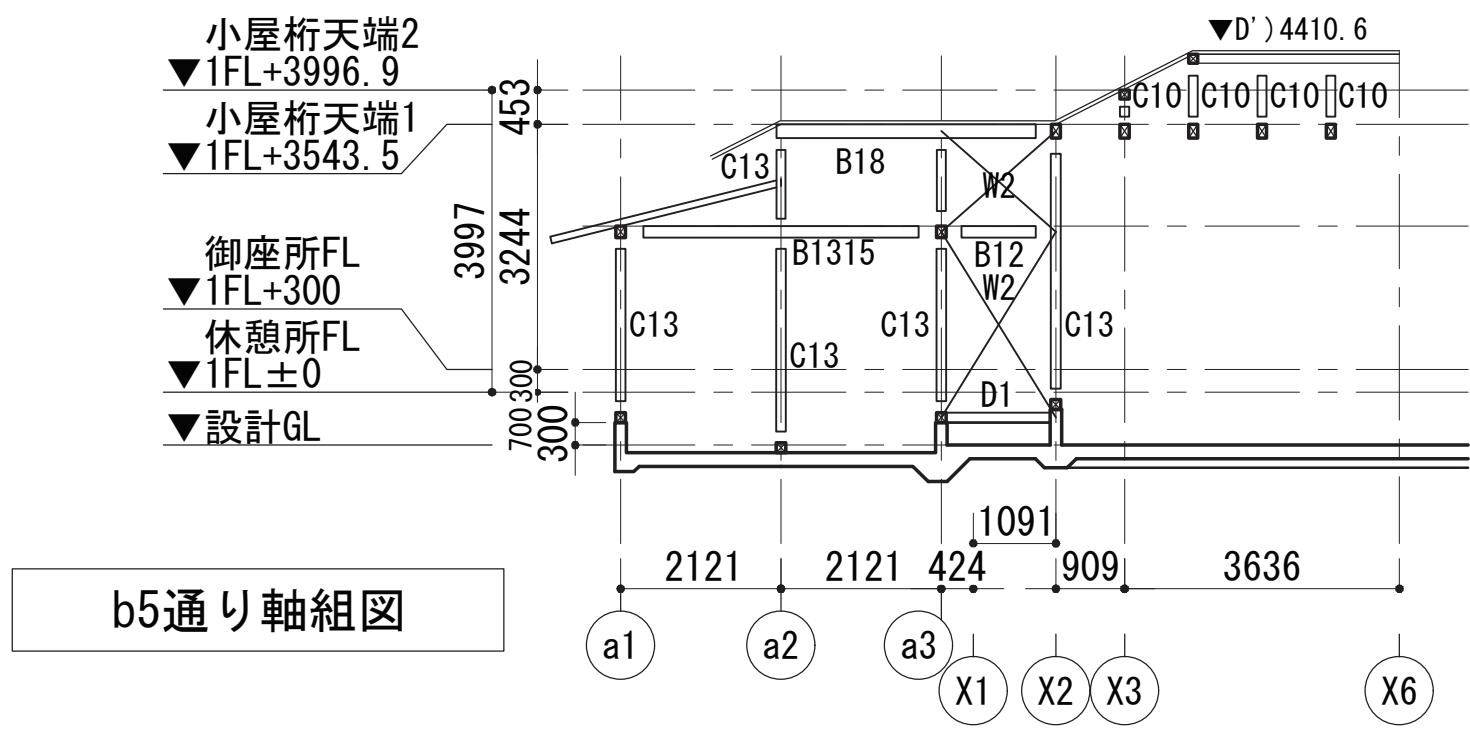


南東側御座所部 小屋伏図

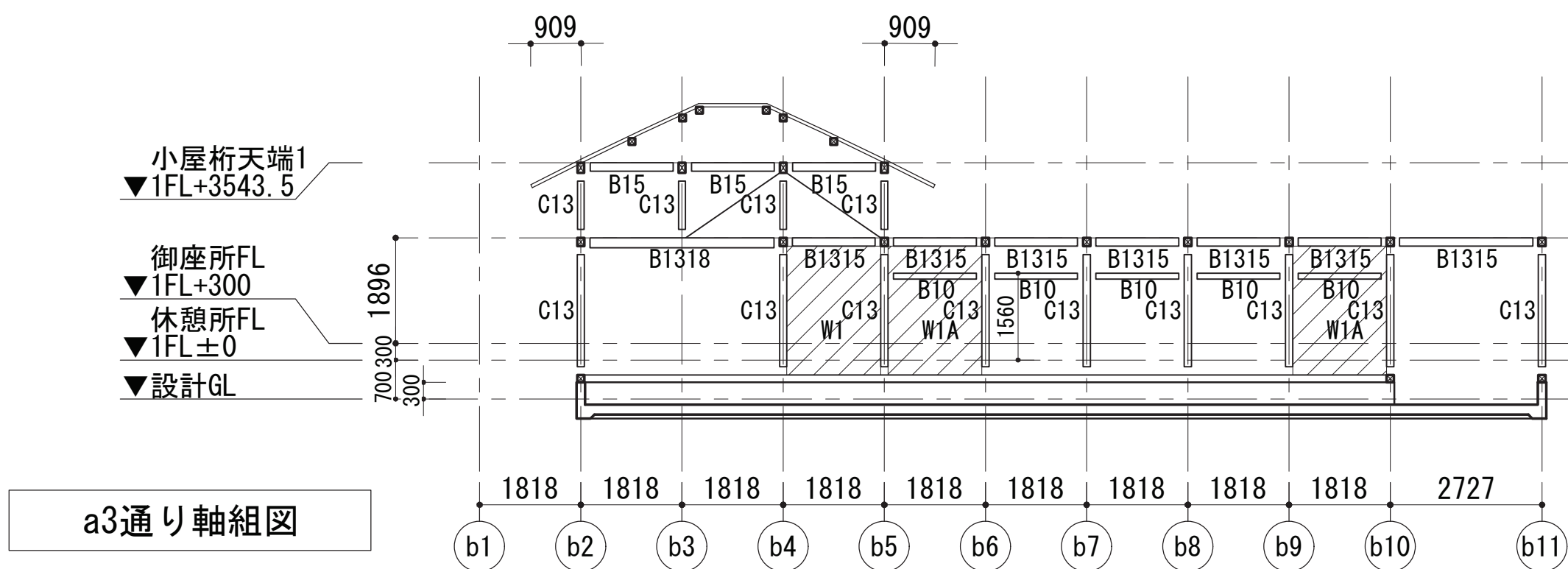
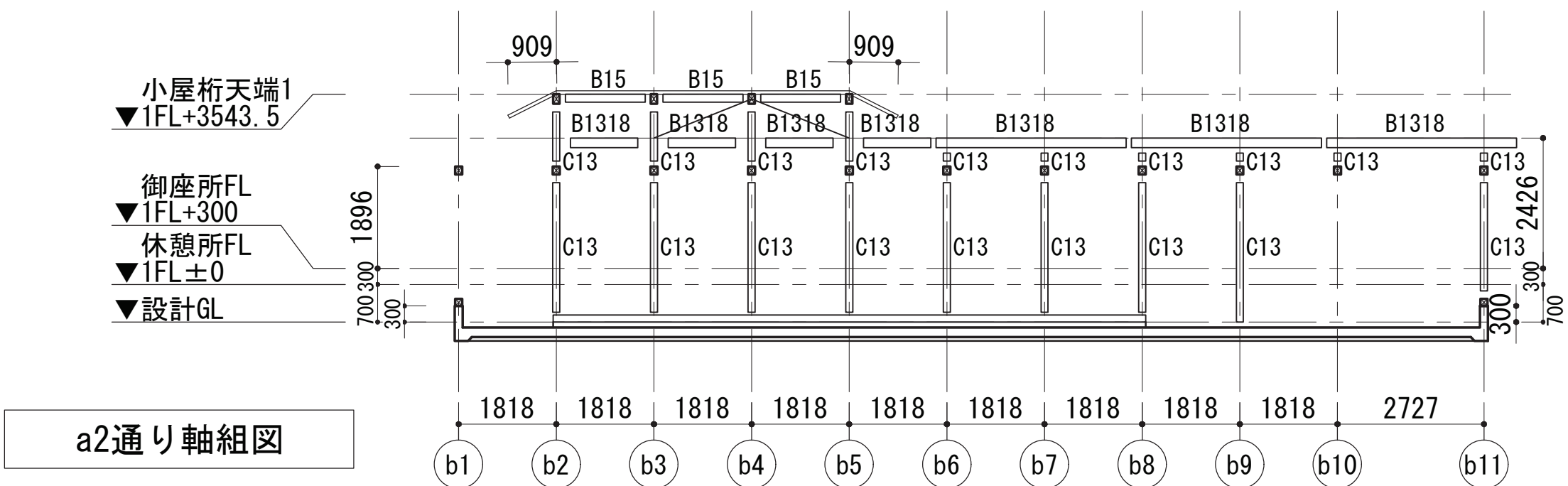
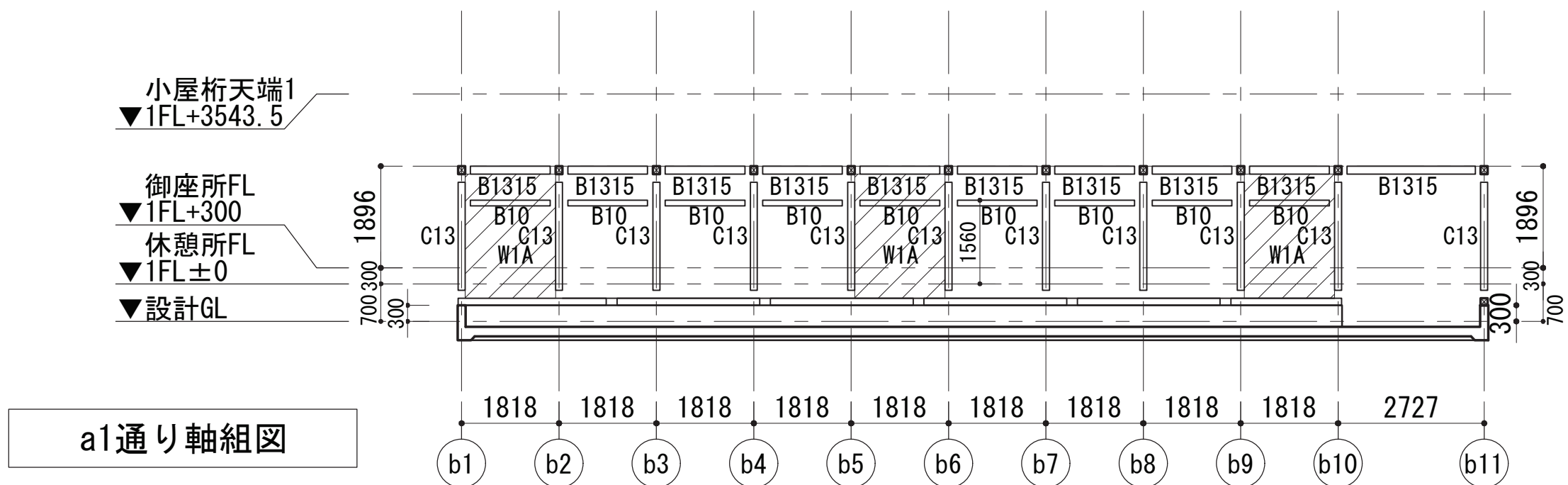
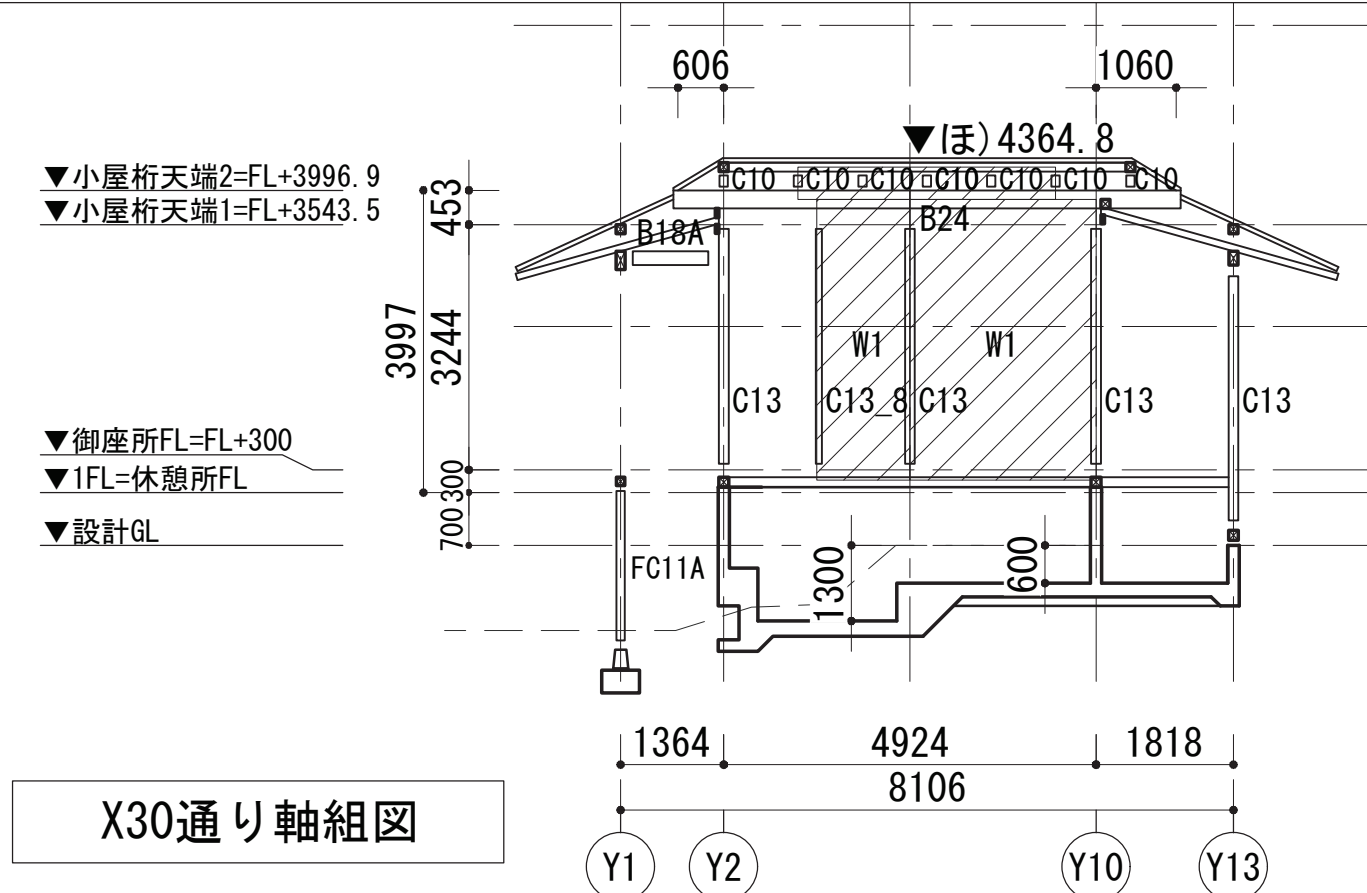
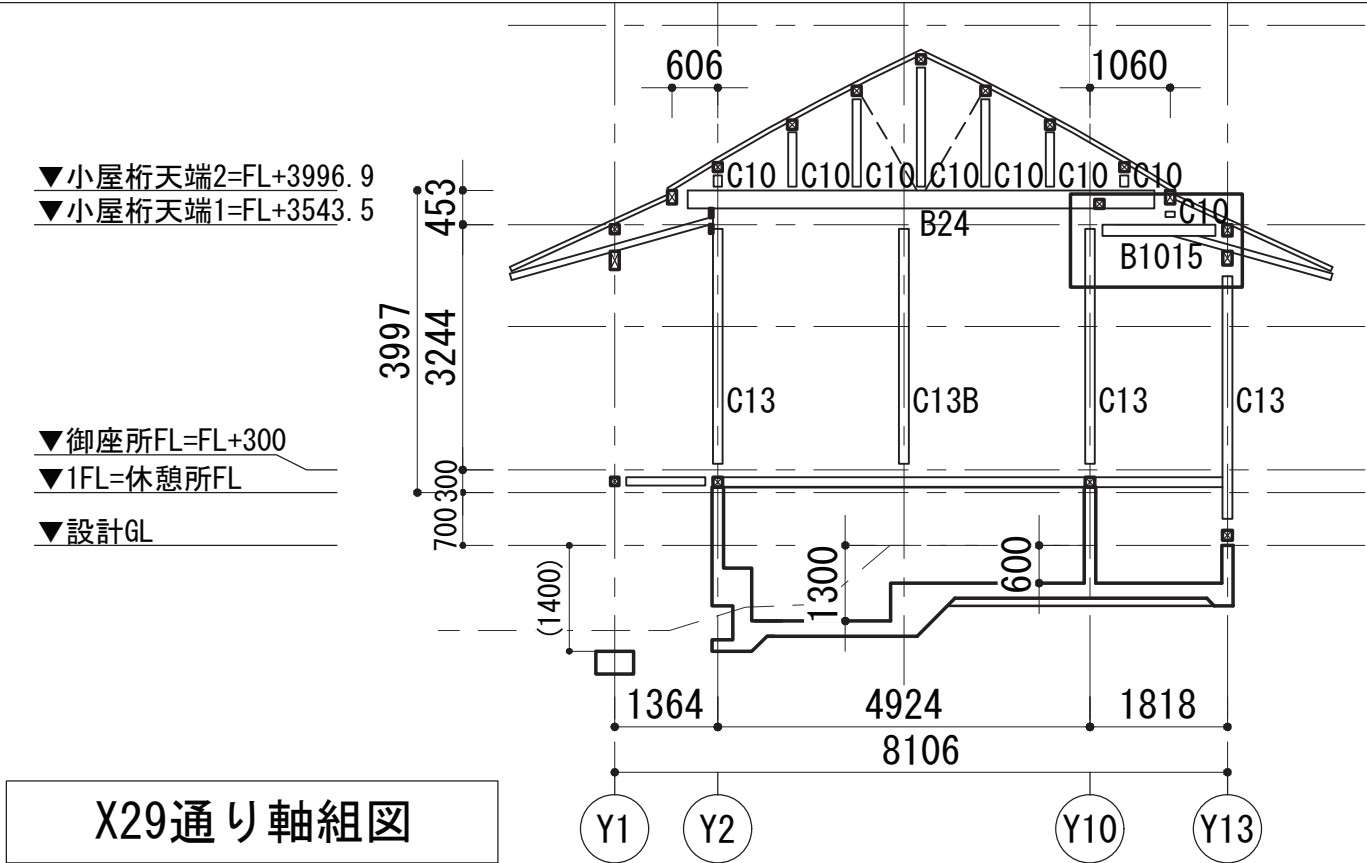
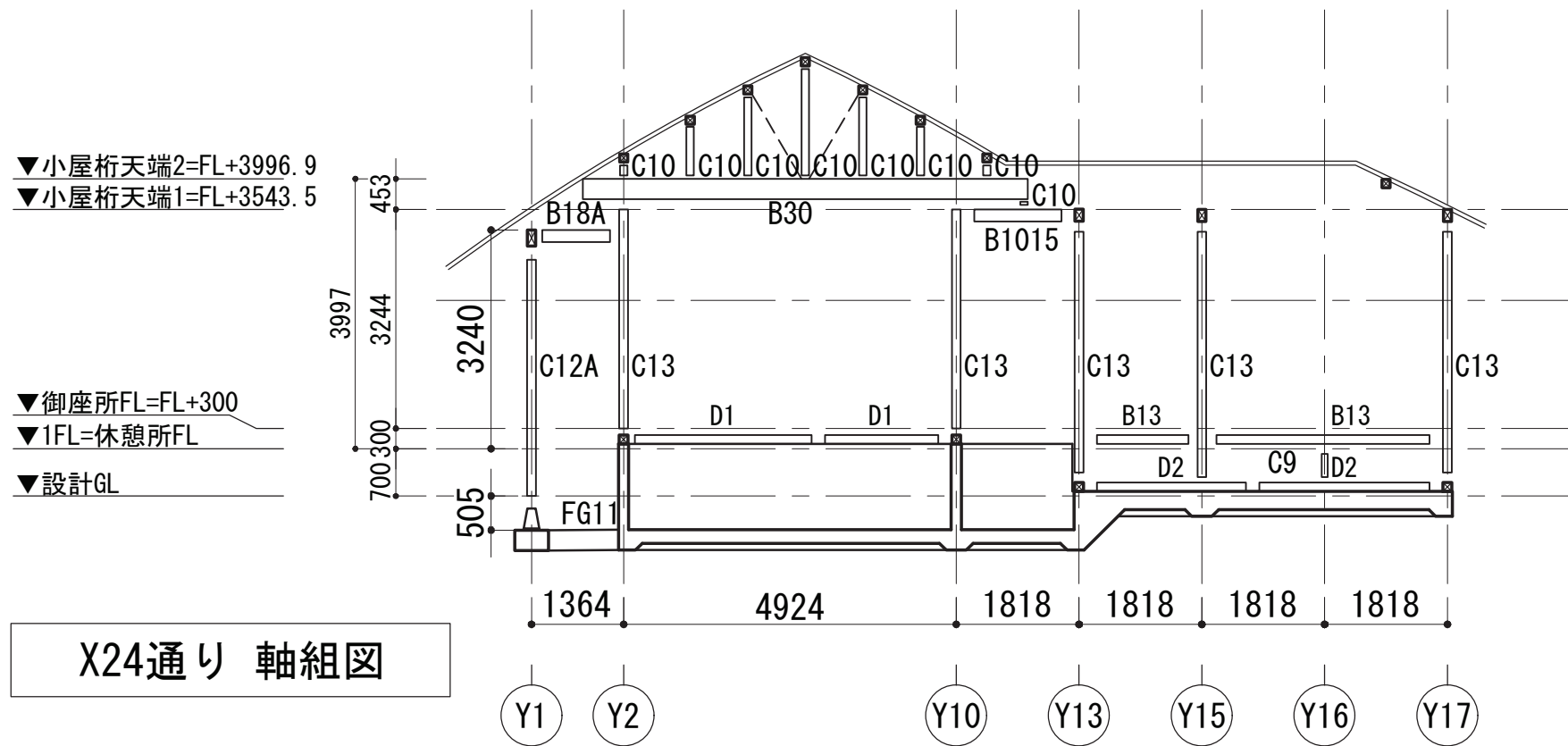
K A P		香 山 建 築 研 究 所		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）		S-25
		K O H Y A M A A T E L I E R		柱頭柱脚金物伏図 3		A3:1/120
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則（一級建築士第272618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久（一級建築士第289714号）				110
構造主任技術者 萩生田秀之（一級建築士第341678号） 担当技術者 池谷 聡史（一級建築士第367949号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 淳平（一級建築士第367970号）		環境省新宿御苑管理事務所		164



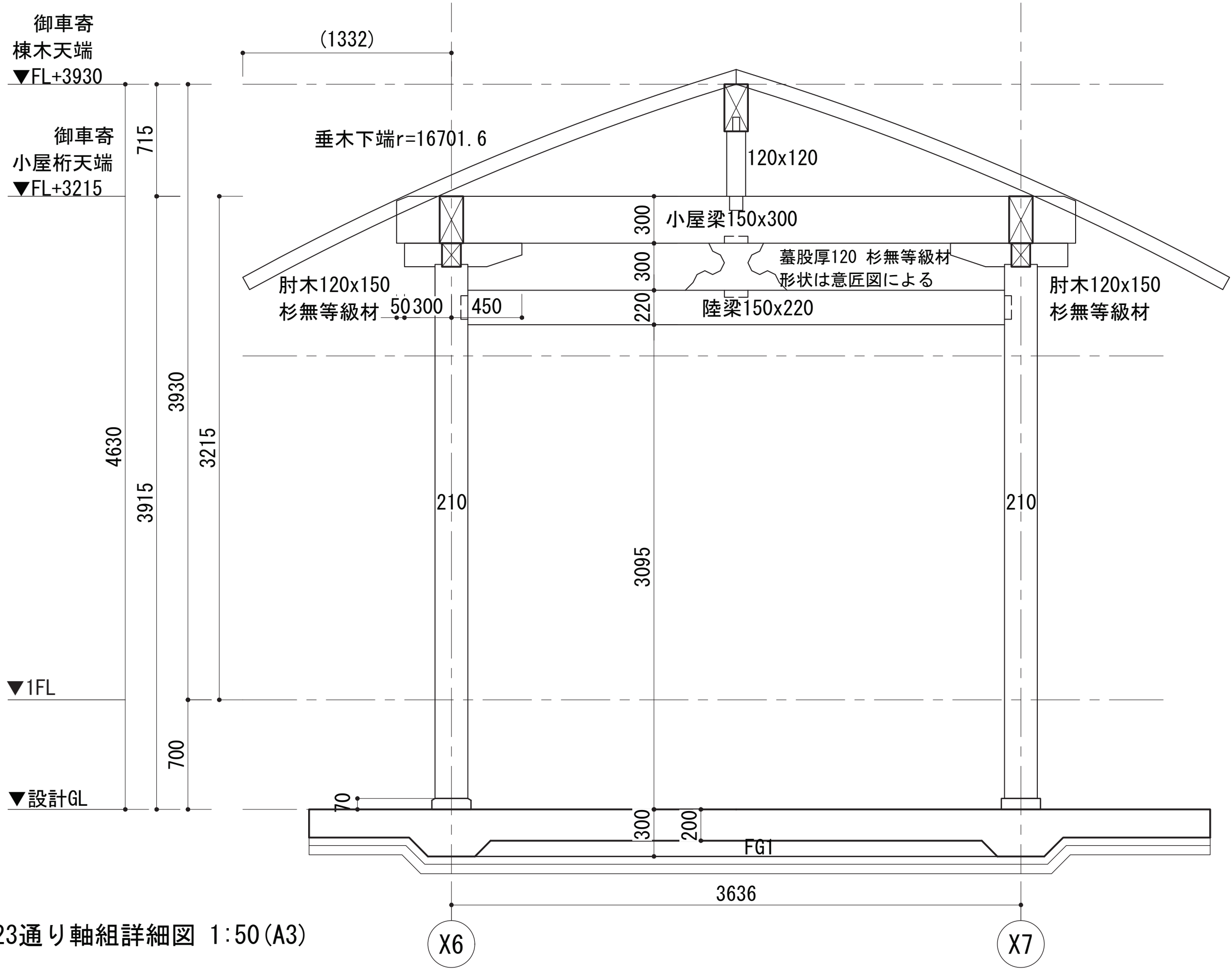
K A P		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）		S-26
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 管理技術者 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 桐野 康則（一級建築士第272618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久（一級建築士第289714号）		軸組図 1		A3:1/200
構造主任技術者 萩生田秀之（一級建築士第341678号） 担当技術者 池谷 聡史（一級建築士第367949号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 専任主任技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平（一級建築士第367970号）		環境省新宿御苑管理事務所		111 164



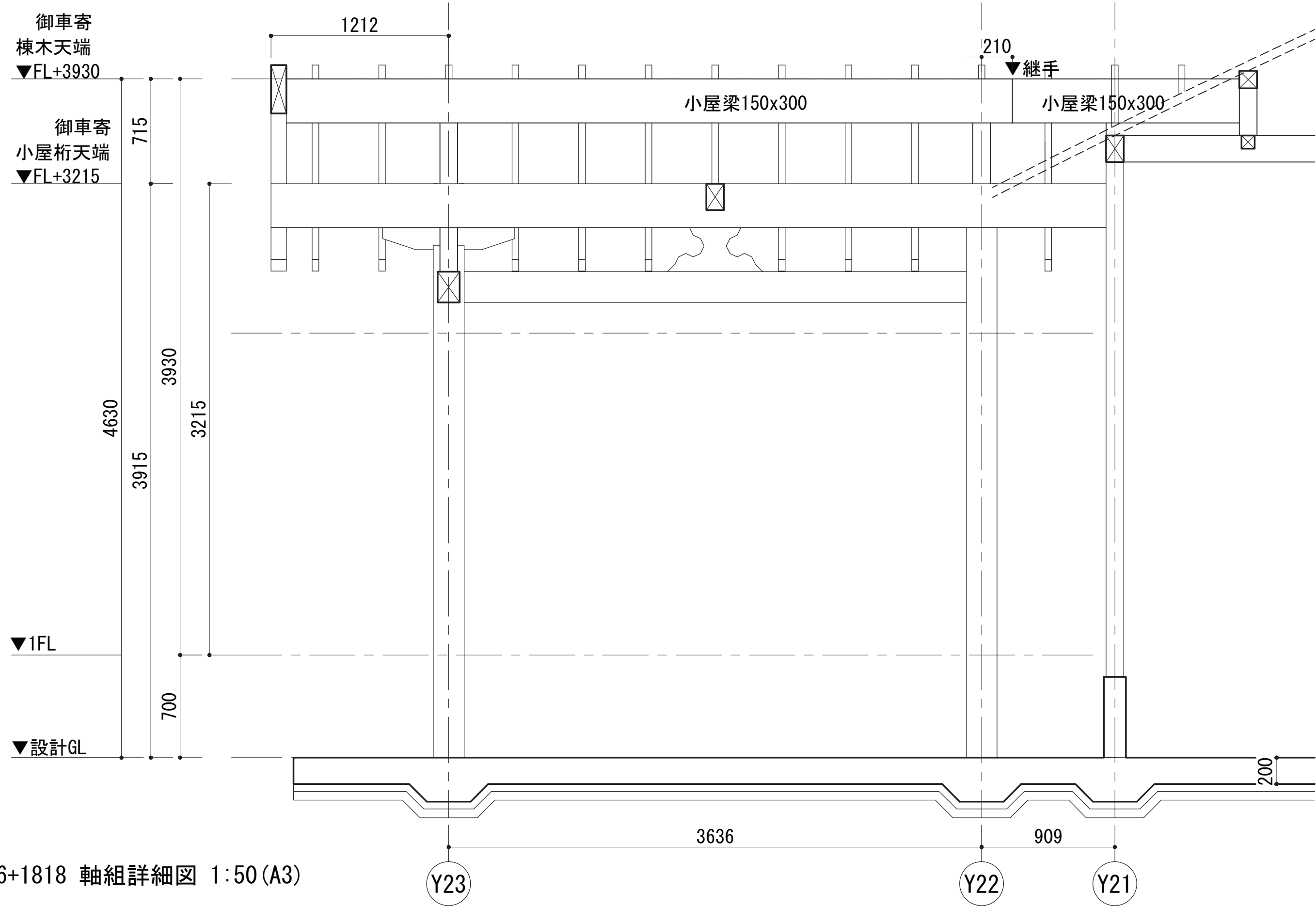
K A P 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 管理技術者 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 桐野 康則 (一級建築士第272618号) 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久 (一級建築士第289714号) 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 専任主任技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平 (一級建築士第367970号)	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		S-27
		軸組図 2		A3:1/200
				112
		環境省新宿御苑管理事務所		164



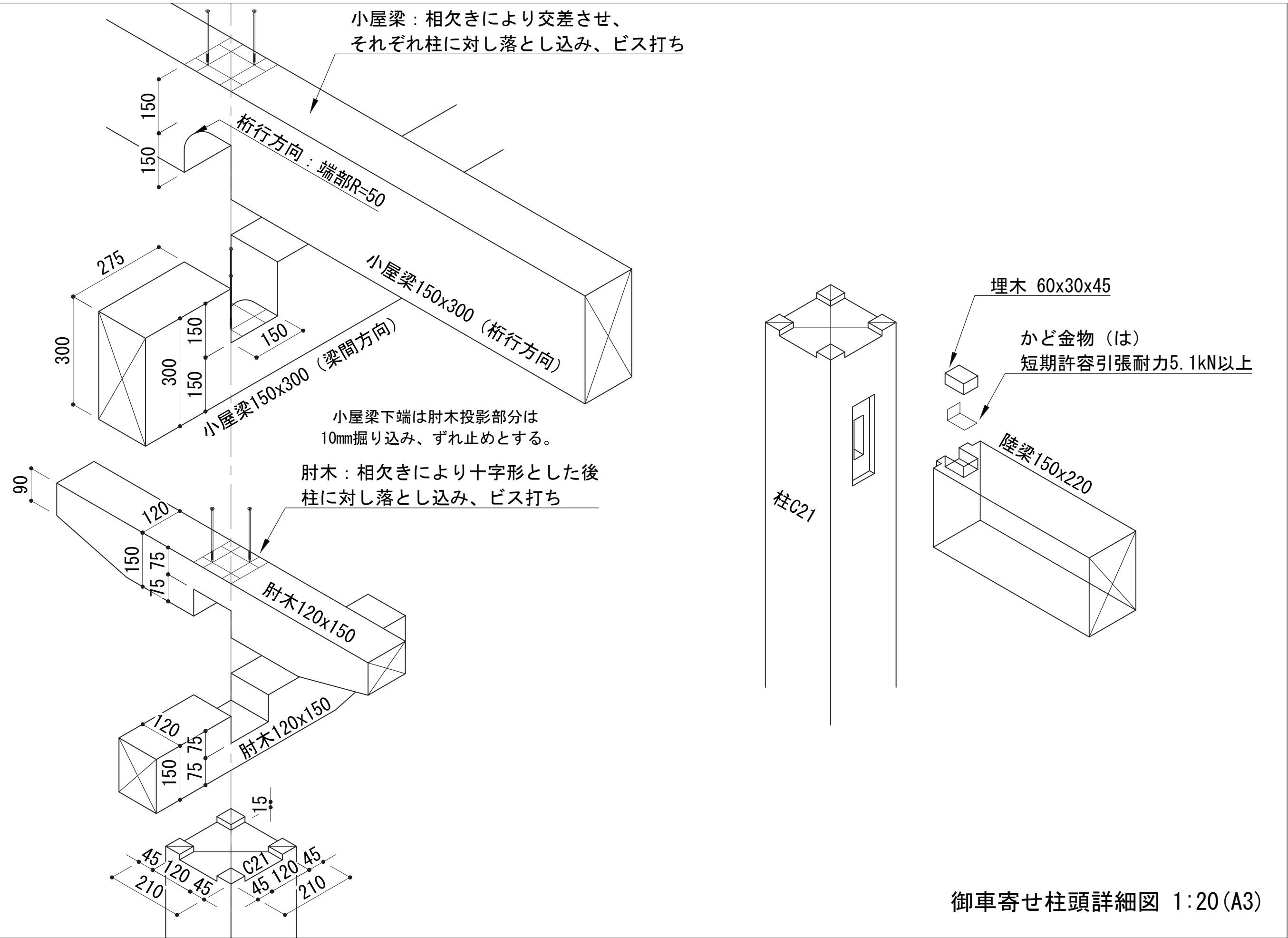
K A P 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号) 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	香 山 建 築 研 究 所 K O H Y A M A A T E L I E R 一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久 (一級建築士第289714号) 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		S-28
		軸組図 3	A3:1/200	113
		環境省新宿御苑管理事務所		164



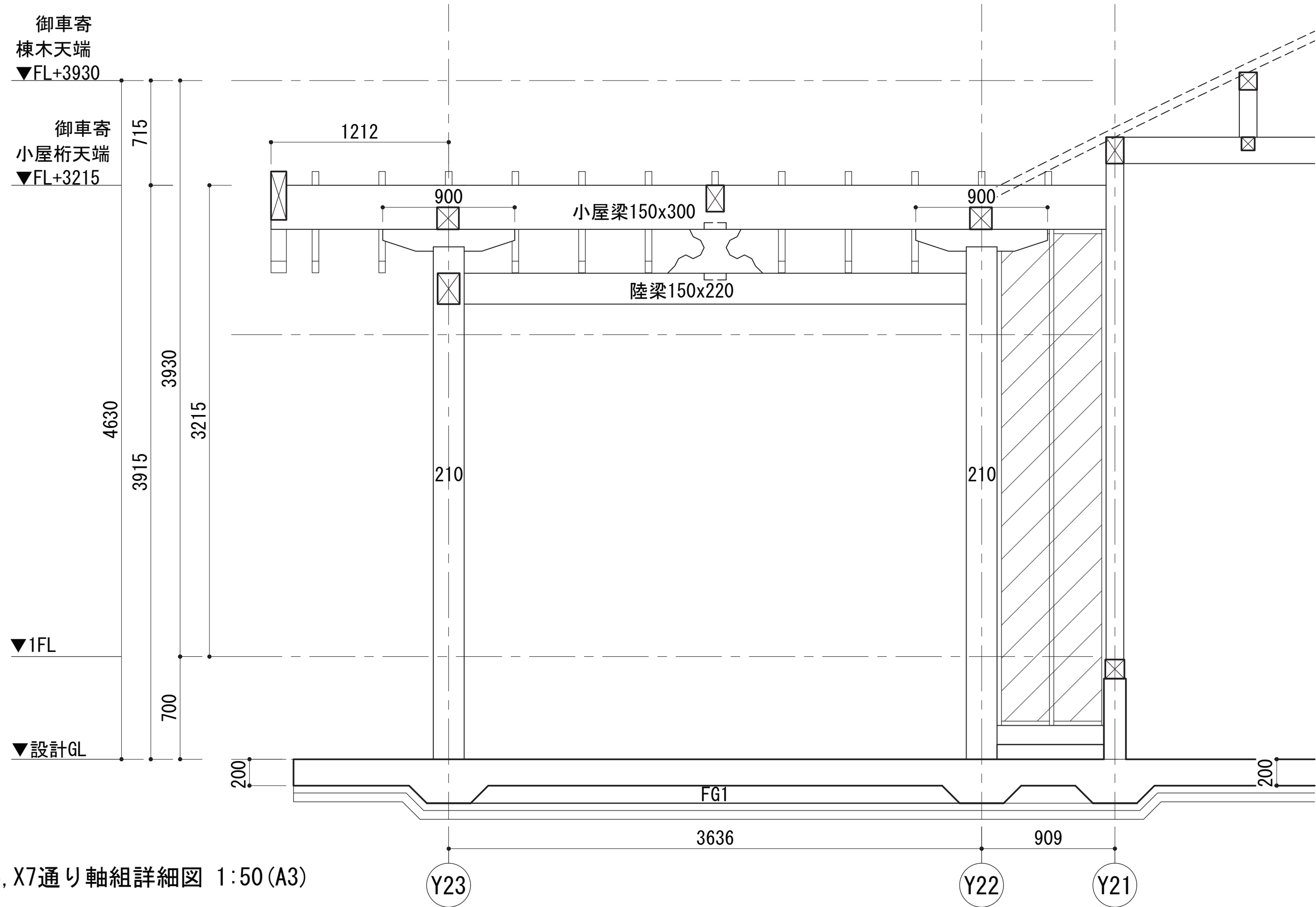
Y22, 23通り軸組詳細図 1:50 (A3)



X6+1818 軸組詳細図 1:50 (A3)



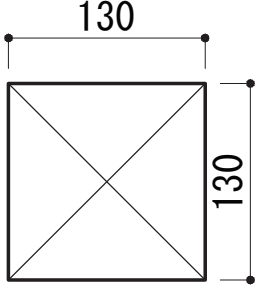
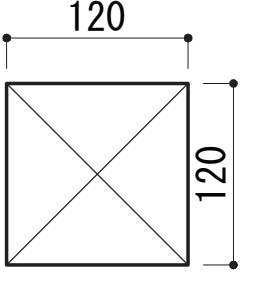
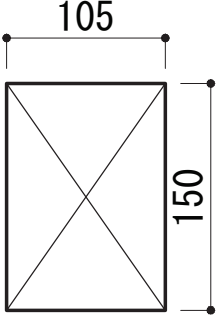
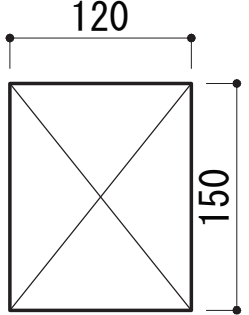
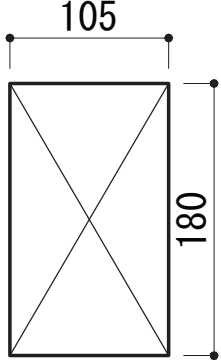
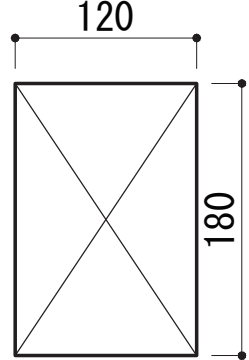
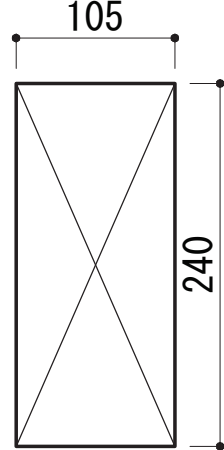
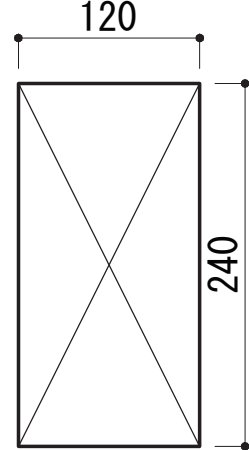
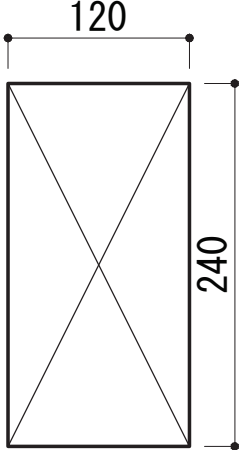
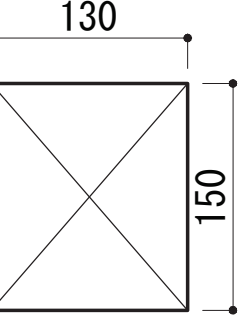
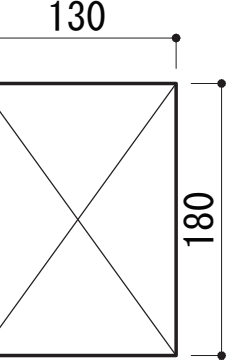
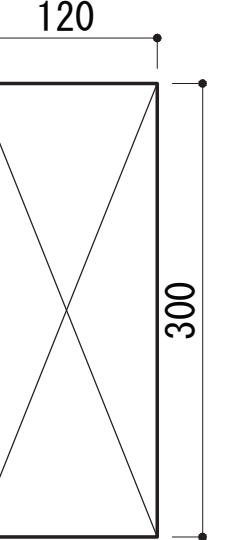
御車寄せ柱頭詳細図 1:20 (A3)



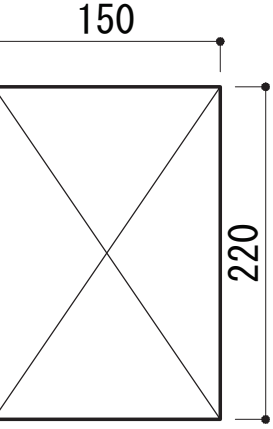
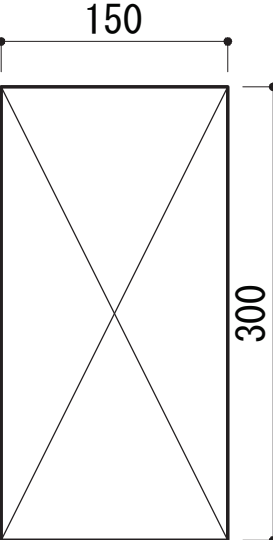
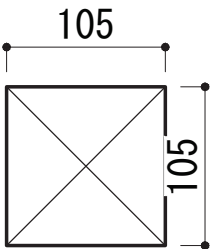
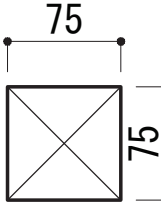
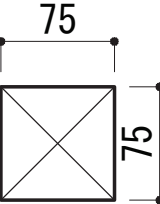
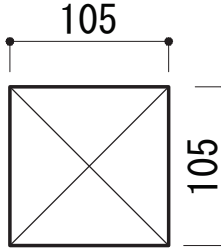
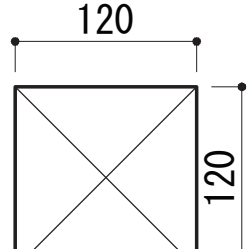
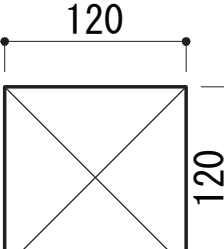
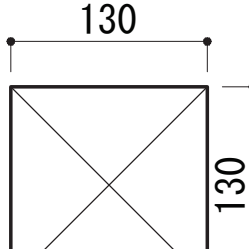
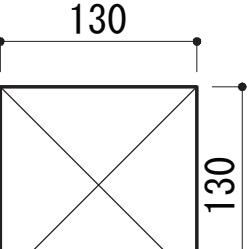
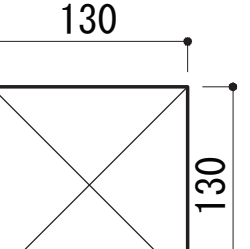
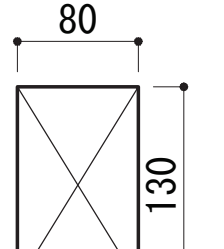
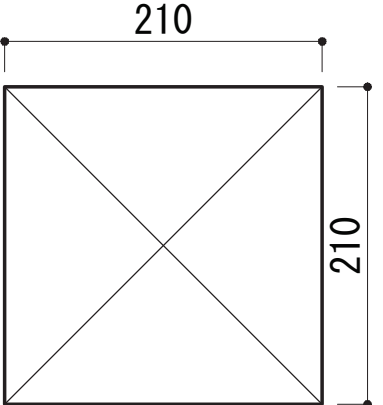
X6, X7通り軸組詳細図 1:50 (A3)

K A P		香山建築研究所 K O H Y A M A A T E L I E R		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		S-29
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 管理技術者 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 桐野 康則 (一級建築士第272618号)		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)		御車寄せ詳細図 A3:1/20 , 50		114
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 責任主任技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平 (一級建築士第367970号)		環境省新宿御苑管理事務所		164

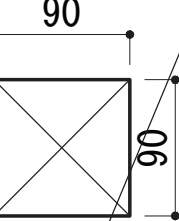
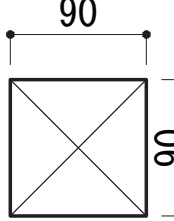
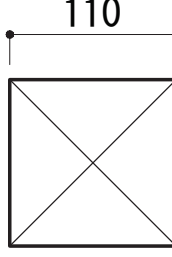
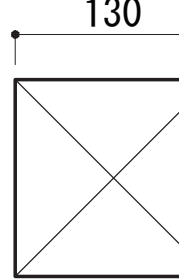
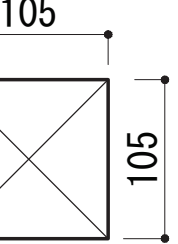
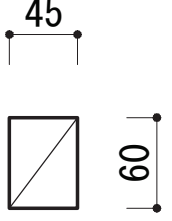
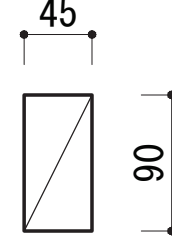
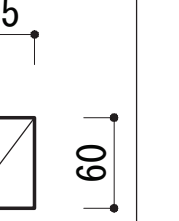
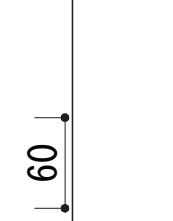
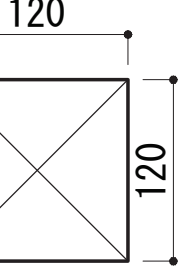
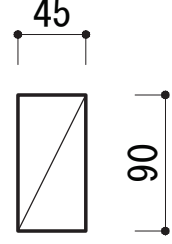
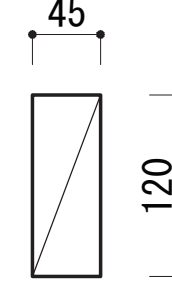
木質部材断面リスト

符 合		B13	B12	B1015	B15	B1018	B18, B18A, B18B	B1024	B24	B24P	B1315	B1318	B30
部材種		梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材
													
部 材	断 面	130x130	120x120	105x150	120x150	105x180	120x180	105x240	120x240	120x240	130x150	130x180	120x300
	樹種/等級	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 B18, B18A: ヒノキE90 B18B: スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 スギE70
	備 考						B18A梁仕口・大入れ蟻掛け又は胴差 +2-N75斜め釘打ち B18A:化粧梁_見え係り面上小節			縁側軒桁 化粧梁 見掛面上小節	エントランス棟 化粧梁 見掛面上小節	エントランス棟 化粧梁 見掛面上小節	

木質部材断面リスト

符 合		B1522	B1530	B10	b7	c7	C10	C12	C12A, C12B, C12C	C13	C13B	C13C	C13_8	C21
部材種		梁材	梁材	梁材	横架材	間柱材	小屋束材	小屋束	柱材	柱材・束材	柱材	柱材	柱材	柱材
														
							有効細長比66. 1	有効細長比110. 0	有効細長比110. 0	有効細長比101. 5	有効細長比101. 5	有効細長比101. 5	有効細長比101. 5	有効細長比62. 8
部 材	断 面	150x220	150x300	105x105	75x75		105x105	120x120	120x120	130x130	130x130	130x130	80x130	210x210
	樹種/等級	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	ひのき無等級材		JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材
	備 考	御車寄せ 化粧梁 材面に死節・抜節のないこと	御車寄せ 化粧梁 材面に死節・抜節のないこと	1面化粧, 化粧面上小節	戸袋部分 c7は束石150x150			化粧面: 上小節 (化粧面数伏図) A, C: 新設/ B: 既存自然礎石 防腐防蟻処理 性能区分K4※	化粧面: 上小節 (化粧面数伏図) 一部柱目 伏図にて指定	3面無節 柱目	化粧面: 上小節 (化粧面数伏図) C13C: 柱脚RC束石	化粧面: 上小節 (化粧面数伏図)	化粧面: 上小節 (化粧面数伏図)	化粧面: 上小節 (化粧面数伏図) 柱脚~1000mmの範囲にて 防腐防蟻処理塗装 ※2

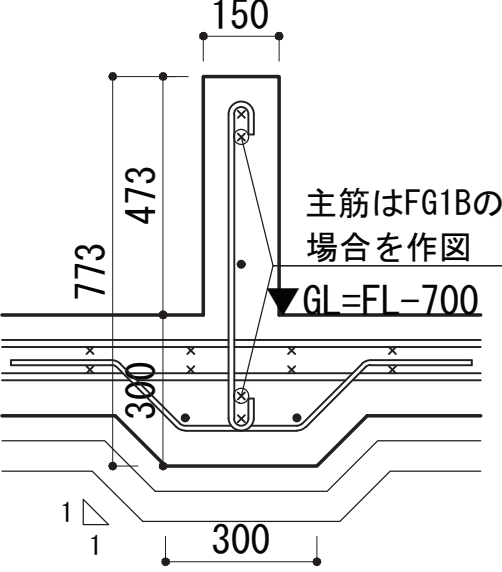
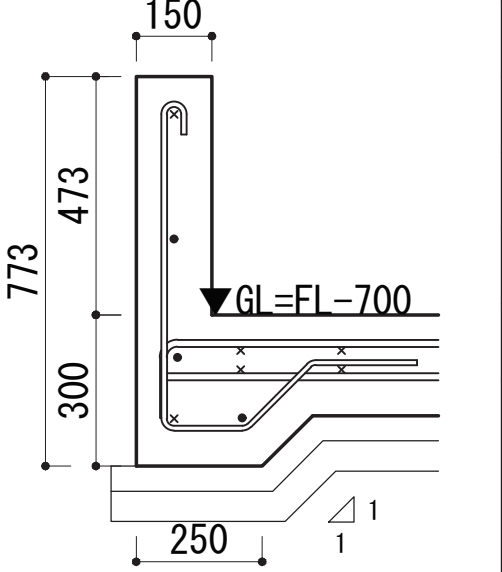
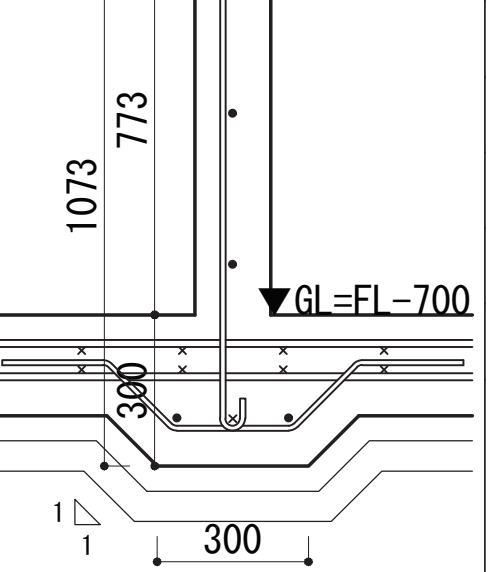
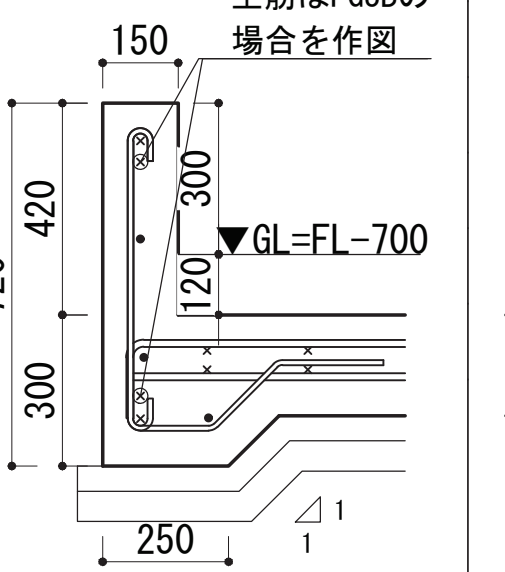
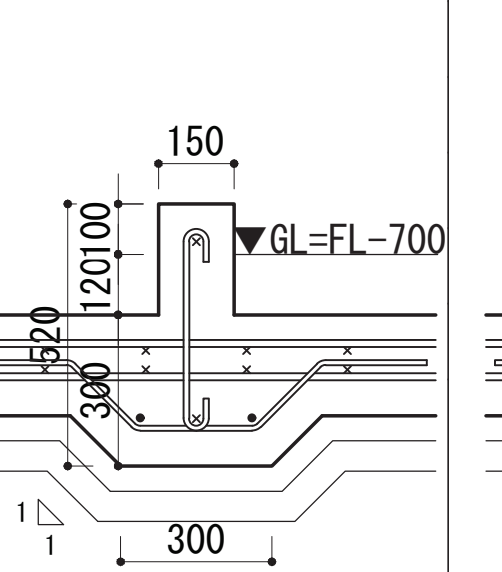
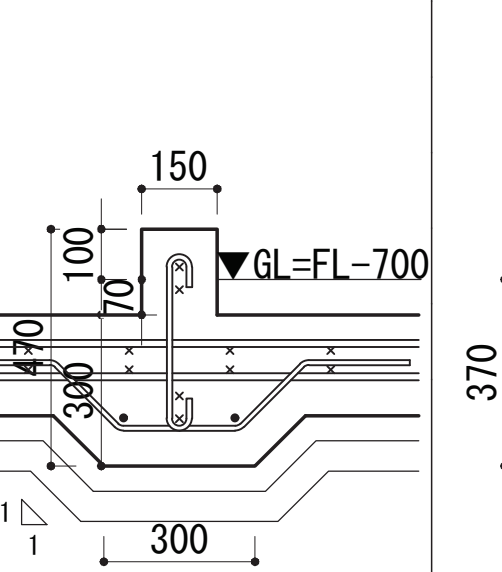
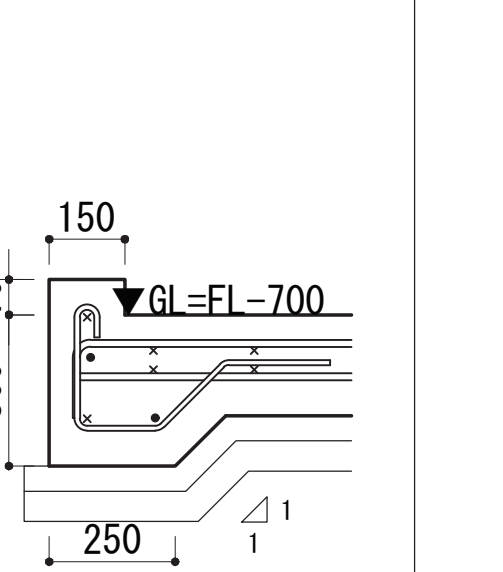
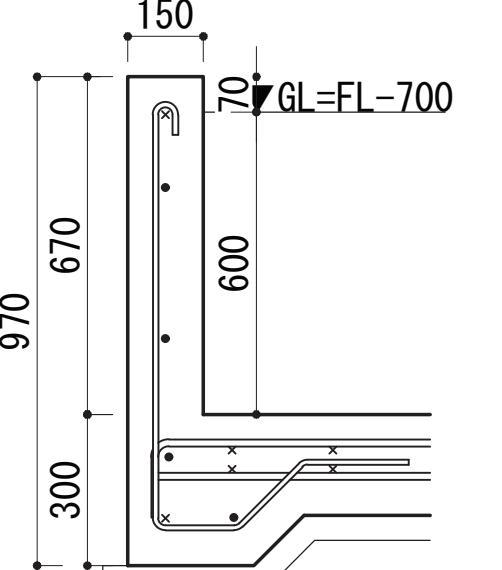
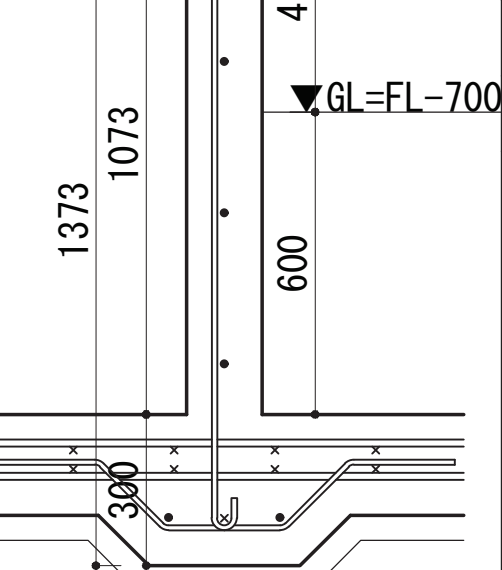
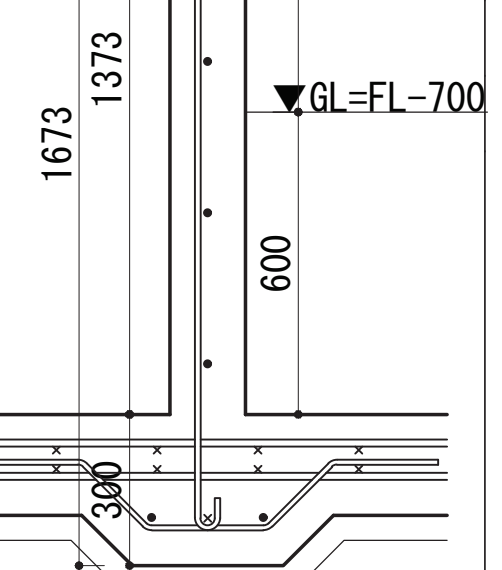
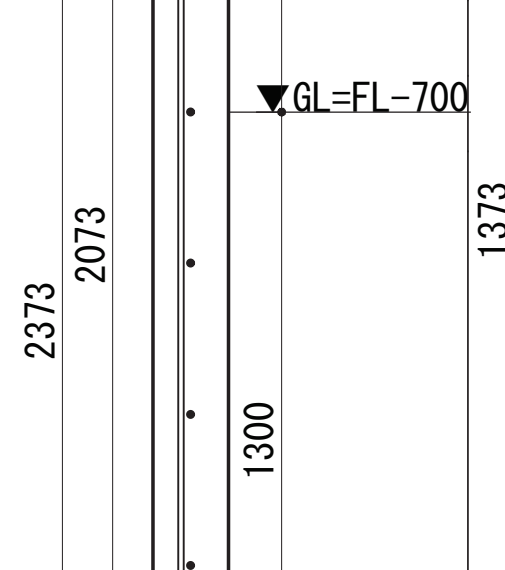
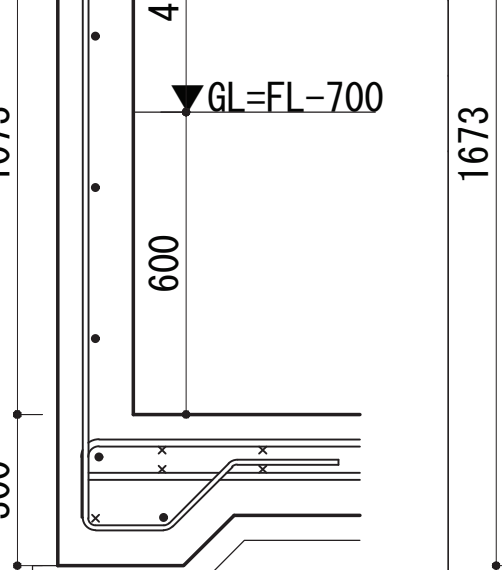
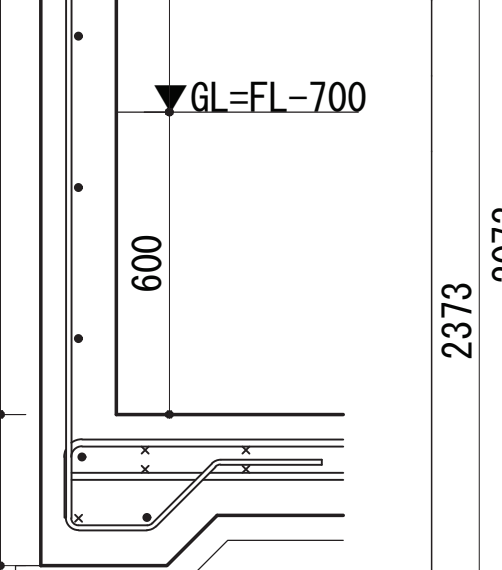
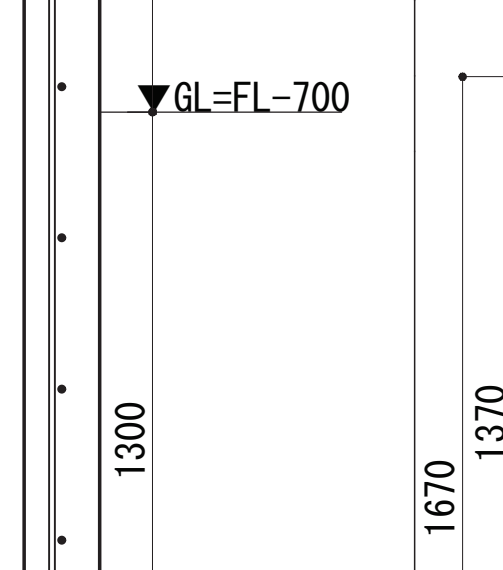
木質部材断面リスト

符 合		C9	FC9	FC11, FC11A	D1, D2	-		-	-	-	-	-	-	G1	
部材種		柱	床束	床束	土台	間柱		大引	根太	垂木	垂木	化粧垂木	母屋・隅木	小屋筋交	貫
															
部 材	断 面	90x90	90x90	110x110	130x130	見付30	見付45	105x105	45x60	45x90	45x60	55x60	120x120	45x90	45x120
	樹種/等級	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	すぎ無等級材		すぎ無等級材	すぎ無等級材	すぎ無等級材	すぎ 無等級材	ひのき 無等級材	JAS機械等級区分 スギE70	すぎ無等級材	ひのき無等級材
	備 考		束石150x150	束石150x150 芯持ち材	D2ではインサイジングの上 防腐防蟻処理 性能区分K4※	厚は壁の構成に依る						むくり 曲げ有		W3: 片筋交/W4: 襷筋交	防腐防蟻処理 性能区分K4※

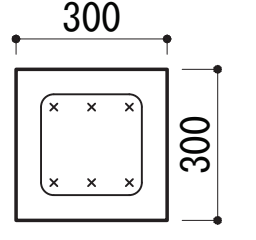
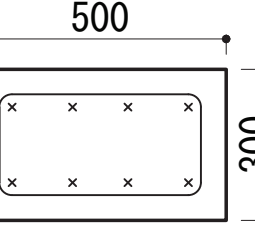
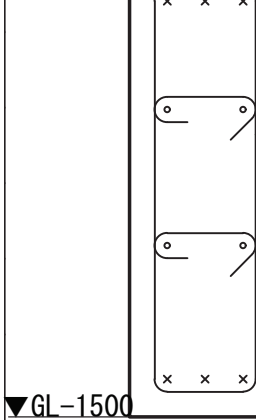
【JAS同等無等級材の品質管理】 本工事において構造耐力上主要な部分に用いる製材は、製材のJASに適合するもの 又は 製材のJASに適合するものと同等の品質を有するもの（以下、JAS同等品）とする。 JAS同等品の利用に際しては、材料加工に先立ち以下①～③のいずれにも適合することを確認し、全部材に関して各項目の検査記録を監督職員に提出すること。 ①曲げヤング係数が指定した以上の数値であることを確認すること。 確認方法は、以下いずれかによる。いずれの場合も試験計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。	・製材のJAS規格第6条に規定する曲げ性能の確認方法 ・縦振動法（タッピング法、共振法、打撃音法） ・その他監督職員の承認を得た方法 ②含水率計等により各面の両端及び中央において含水率を計測し、その平均値が20%以下であることを確認すること。 使用する含水率計は監督職員の承認を得ること。 ③製材のJAS規格第6条に規定する節、集中節、丸身、貫通割れ、目周り、腐朽、曲がり、狂い及びその他の欠点について、品質の基準を満たすことが確認できること。	【現しとなる構造部材の配置管理】 構造用製材の加工に先立ち、現しとなる構造部材のうち下記の部材については特に意匠性に配慮し、使用位置及び設置方向を特定・番付を行い監督職員の承認を得ること。 エントランスホール部（a1-a3, b1-b11）を除く全ての柱 縁側の桁梁・梁 B24P, B18A	【現しとなる構造部材の化粧面以外の品質】 化粧面以外は、「抜節・死節のないこと」を材面の品質としての要求項目とする。 【防腐防蟻処理】 ※ 兼松サステック株式会社 乾式注入工法 ニッサンクリーンA2N 同等品とし、性能区分K4を満足しかつ処理木材の外観について監理者が同等であると承認したものを指す。 ※2 美観上支障のないものとし、監理者の承認を要する。
--	---	---	--

K A P		香 山 建 築 研 究 所 K O H Y A M A A T E L I E R		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）		S-30
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 管理技術者 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 桐野 康則（一級建築士第272618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 長谷川祥久（一級建築士第289714号）		断面リスト1	A1:1/ 5 A3:1/10	
構造主任技術者 萩生田秀之（一級建築士第341678号） 担当技術者 池谷 聡史（一級建築士第367949号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 責任主任技術者 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 松本 洋平（一級建築士第367970号）		環境省新宿御苑管理事務所		

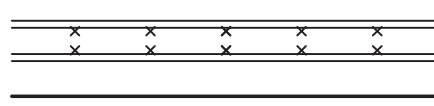
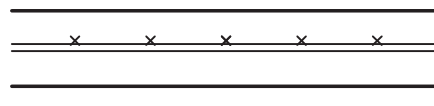
RC基礎断面リスト

符 号	FG1, FG1B	FG1A	FG2	FG3A, FG3B	FG4-1	FG4-2	FG4A
							
断面/全せい	150 x 473 / 773	150 x 473 / 773	150 x 773 / 1073	150 x 420 / 720	150 x 220 / 520	150 x 170 / 470	150 x 70 / 370
主 筋	FG1:1-D13/FG1B:2-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	FG3A:1-D13/FG3B:2-D13 上下	1-D13 上下	2-D13 上下	1-D13 上下
あばら筋	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200
腹 筋	1-D10	1-D10	2-D10	1-D10			
符 号	FG5A	FG6	FG7	FG8	FG6A	FG7A	FG8A
							
断面/全せい	150 x 670 / 970	150 x 1073 / 1373	150 x 1373 / 1673	150 x 2073 / 2373	150 x 1073 / 1373	150 x 1373 / 1673	150 x 2073 / 2373
主 筋	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下
あばら筋	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200
腹 筋	2-D10	3-D10	4-D10	6-D10	3-D10	4-D10	6-D10

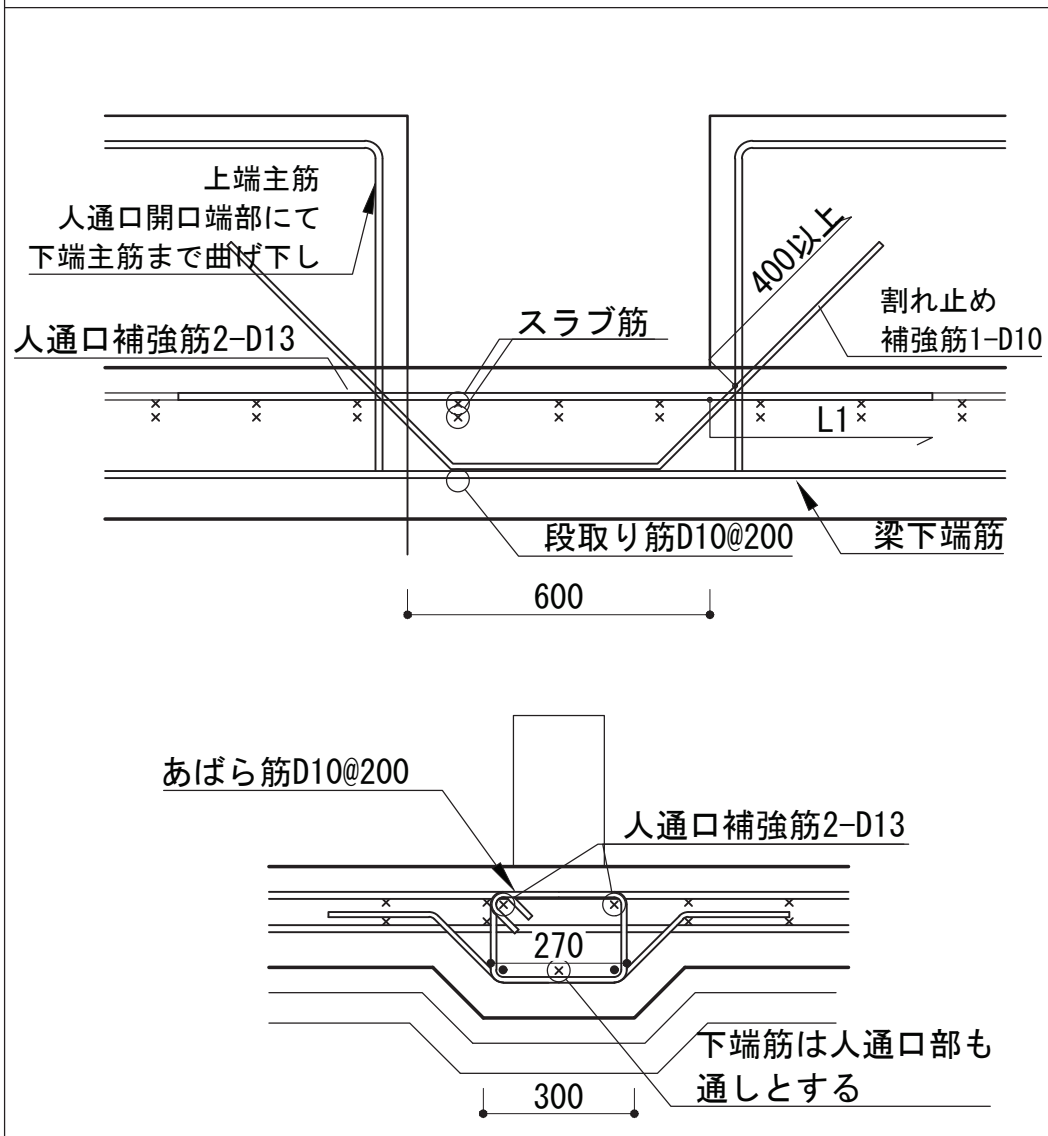
RC基礎梁断面リスト

符 号	FG12	FG13	FG14
			
断面/全せい	300x300	500x300	300x900
主 筋	3-D13 上下	4-D13 上下	3-D13 上下
あばら筋	D10@200	D10@200	D10@200
腹 筋			4-D10

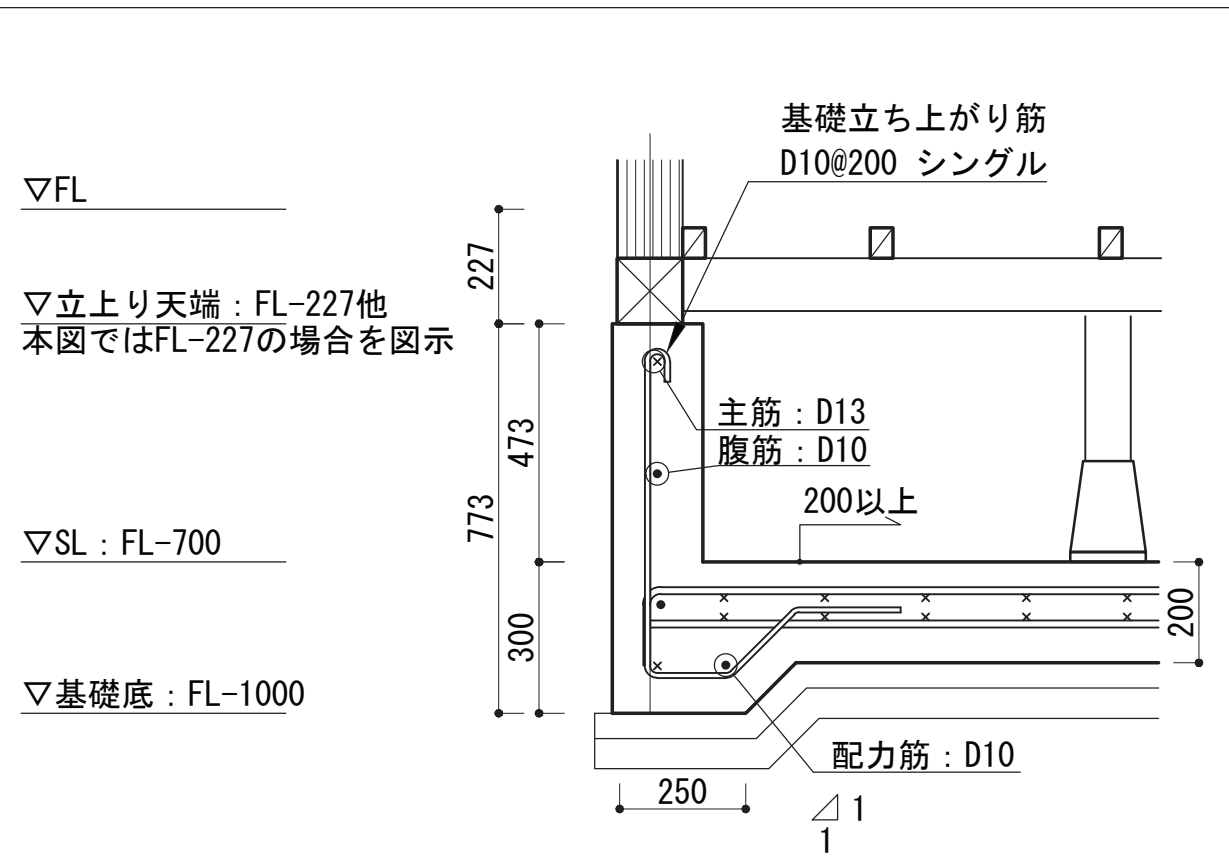
スラブ断面リスト

耐圧スラブ FS1

スラブ厚 : 200
主筋・配力筋 D13@200ダブル
土間スラブ FDS1

スラブ厚 : 150
主筋・配力筋 D13@200 シングル

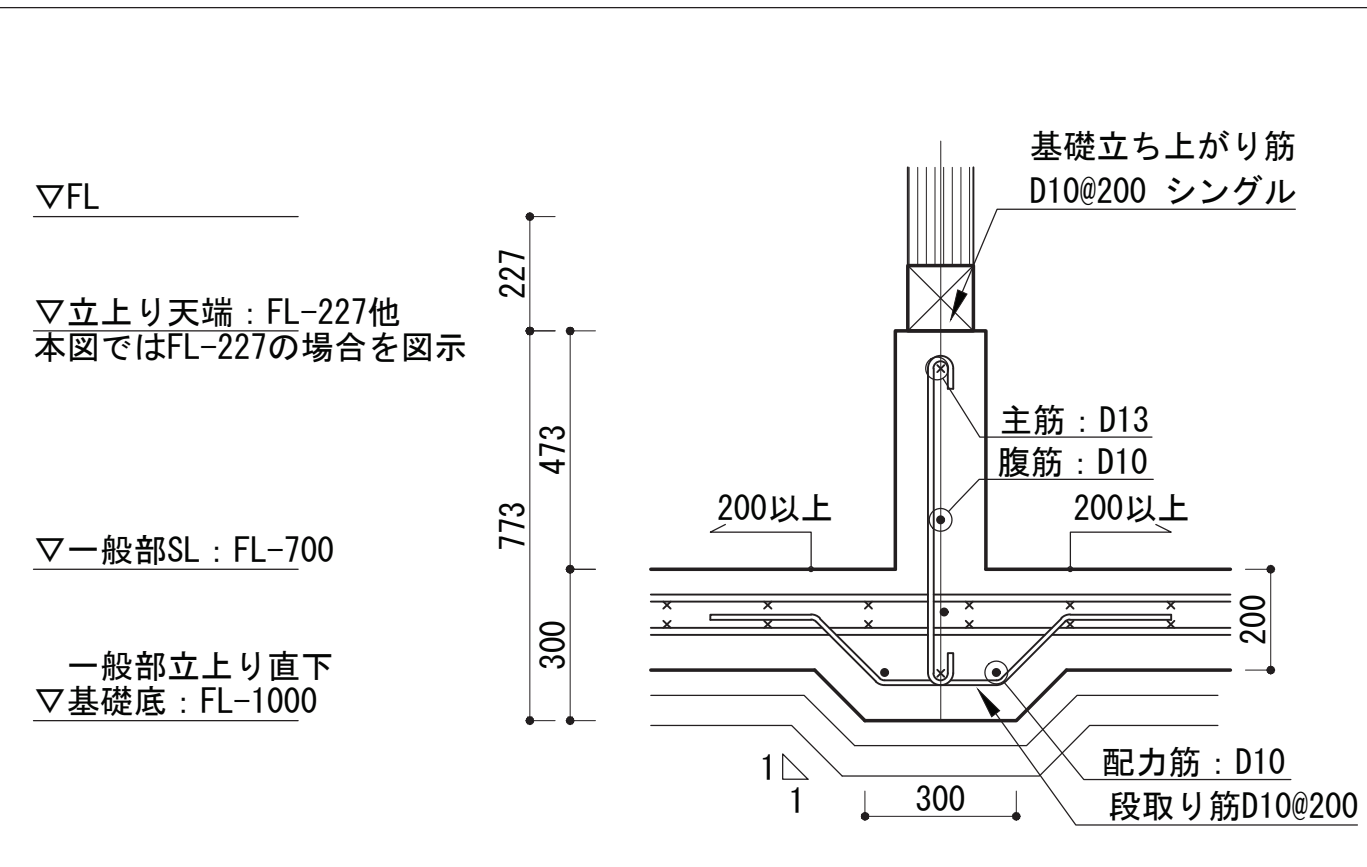
人通口補強詳細図



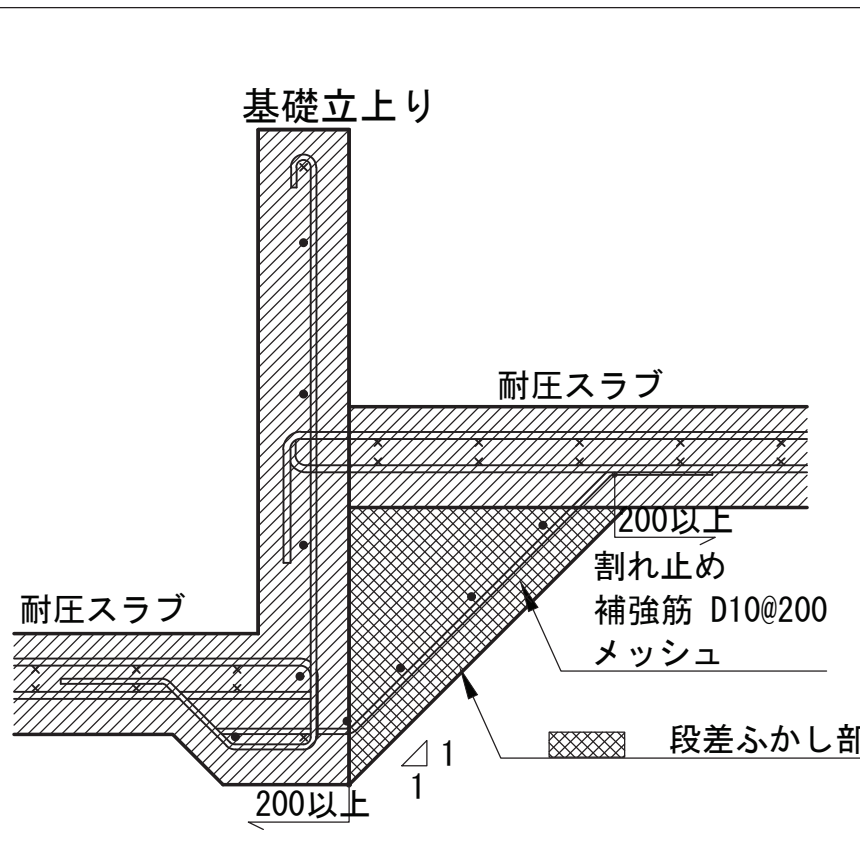
外周部基礎立上り配筋要領



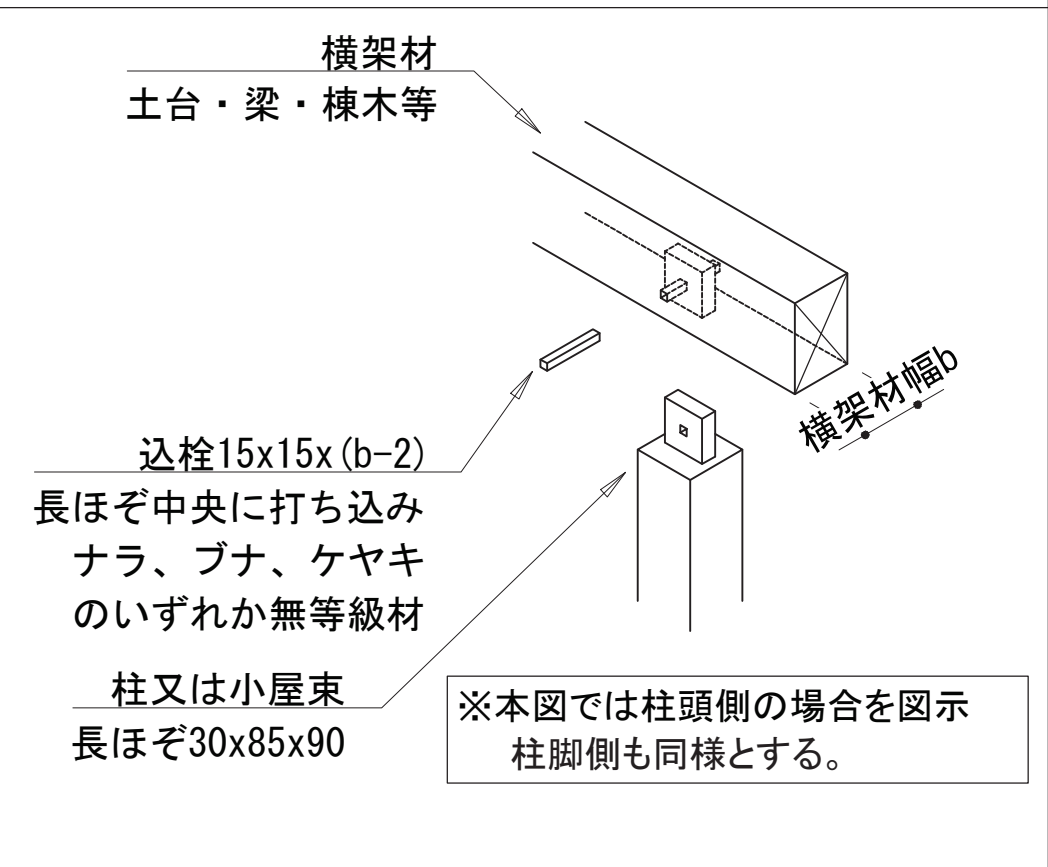
内部基礎立上り配筋要領



段差スラブ納まり詳細図



長ぼぞ差し込み栓打ち詳細図



K A P

一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階
管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号)
担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)

香 山 建 築 研 究 所

一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)
一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)

断面リスト2

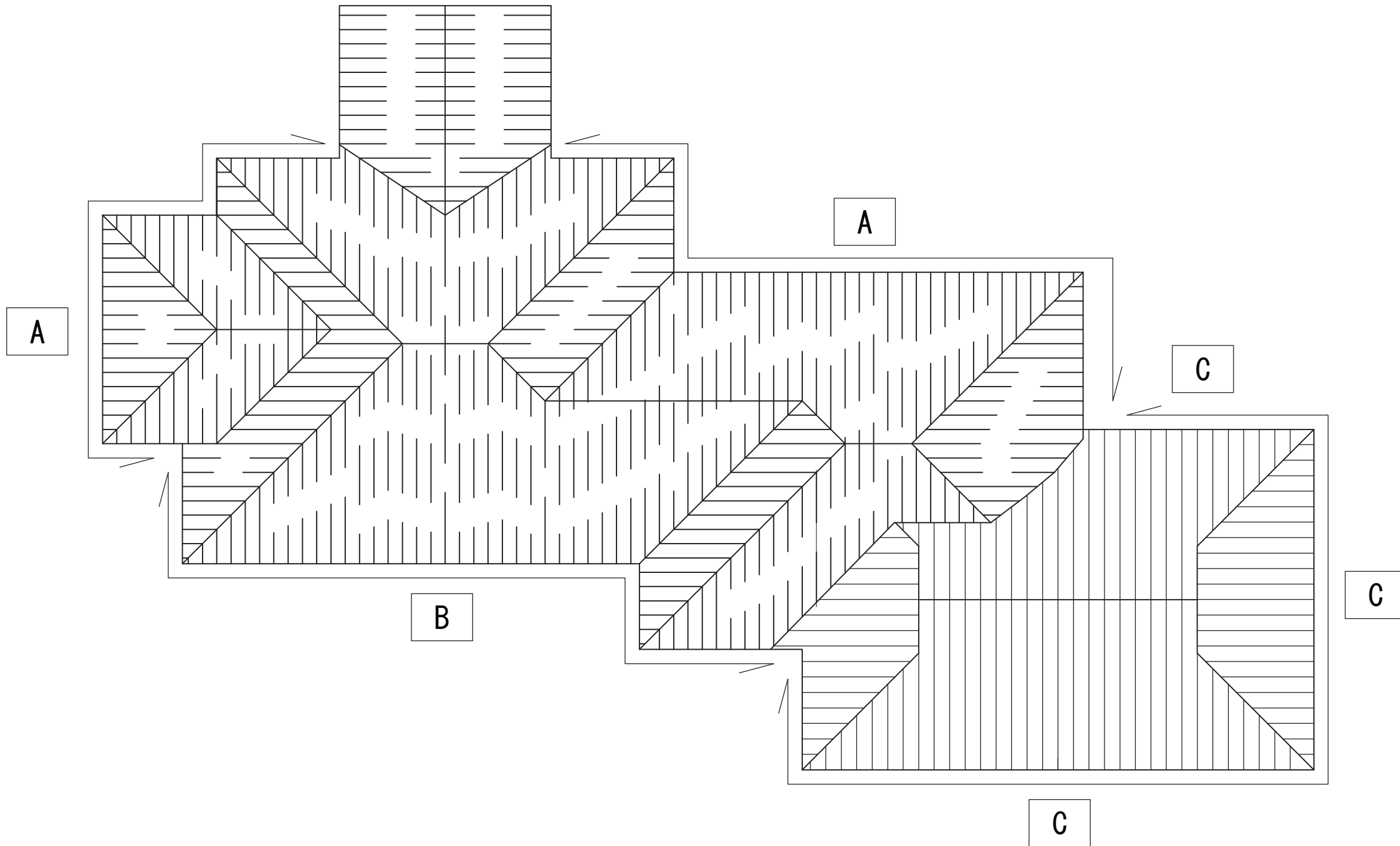
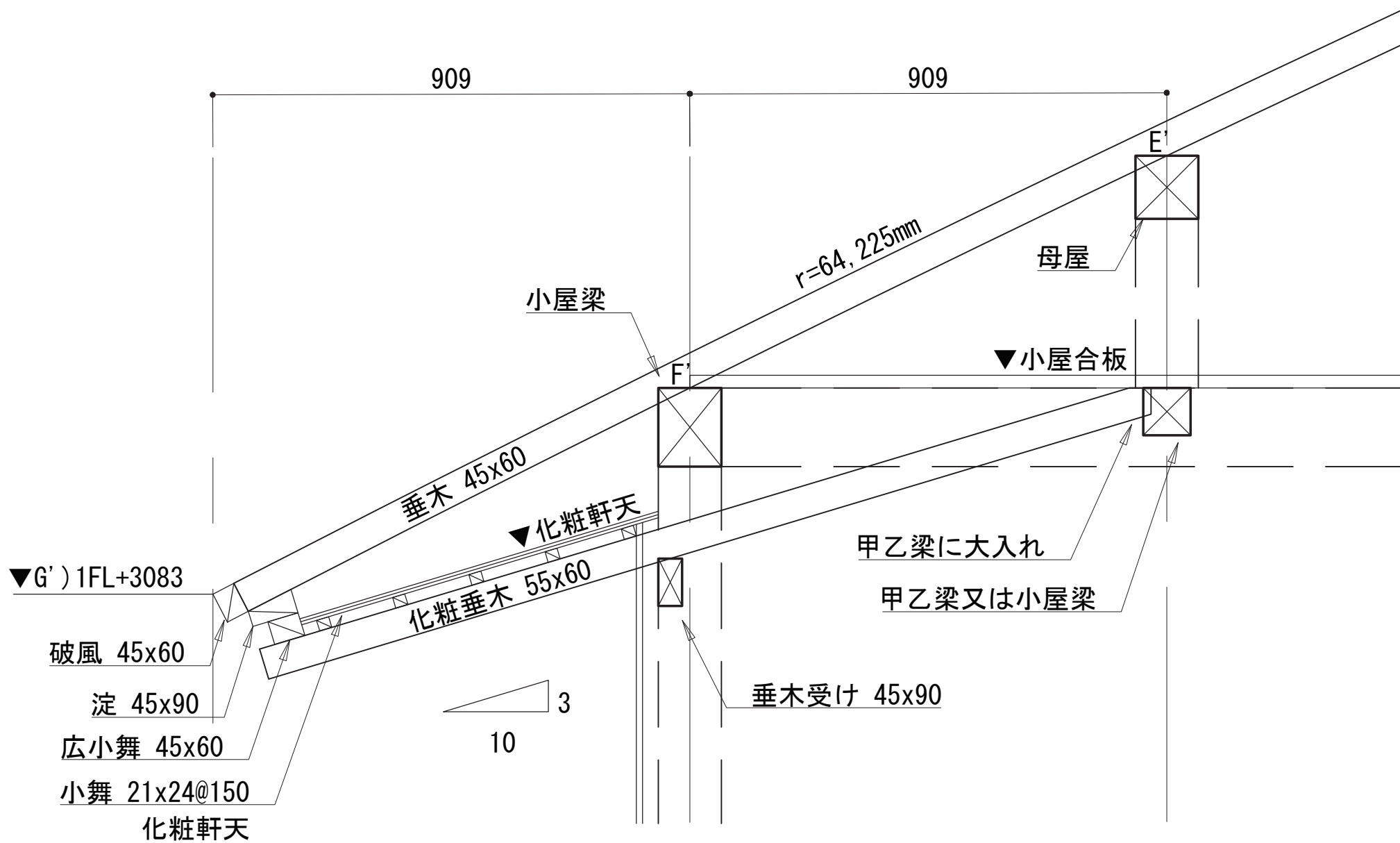
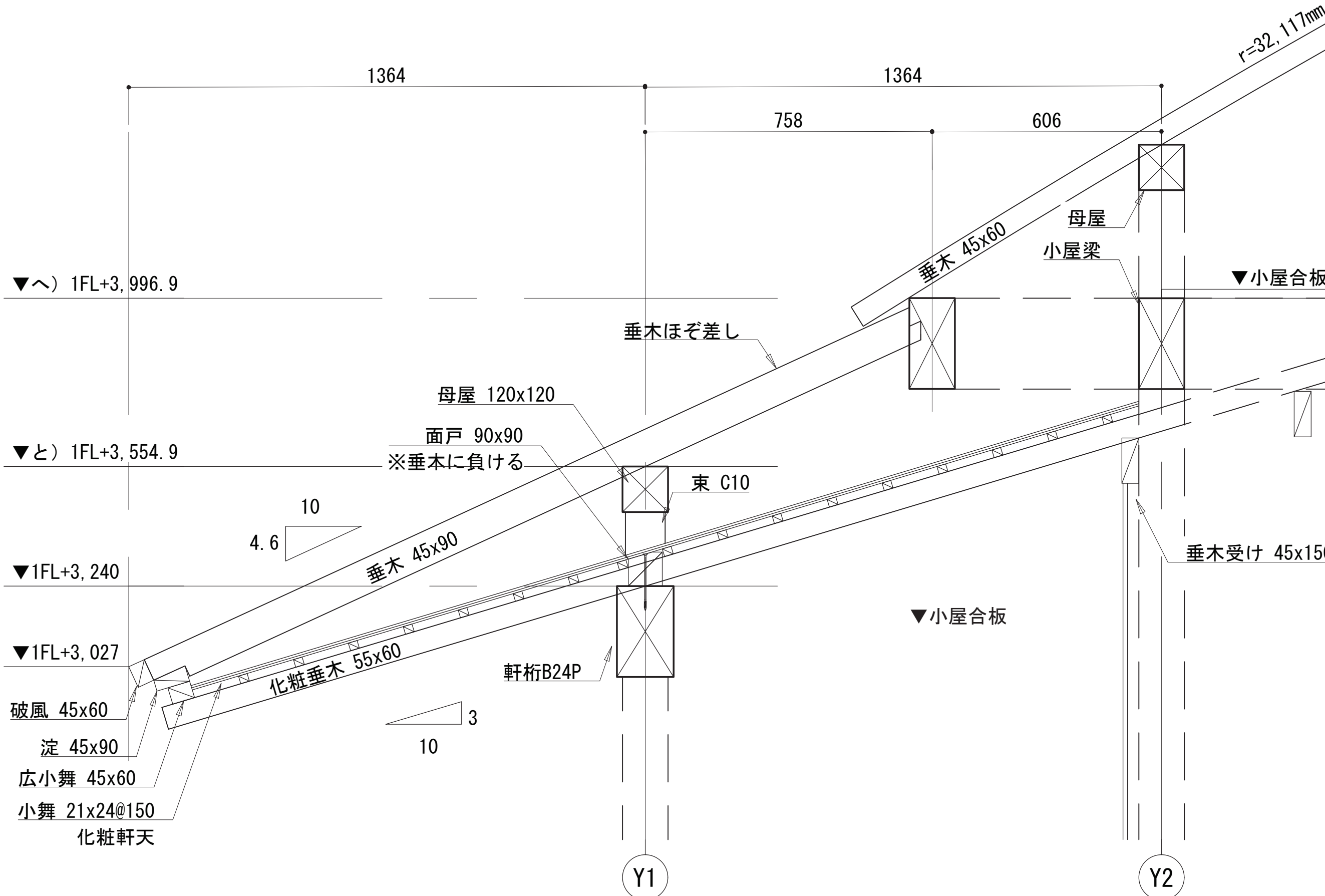
A1:1/15
A3:1/30

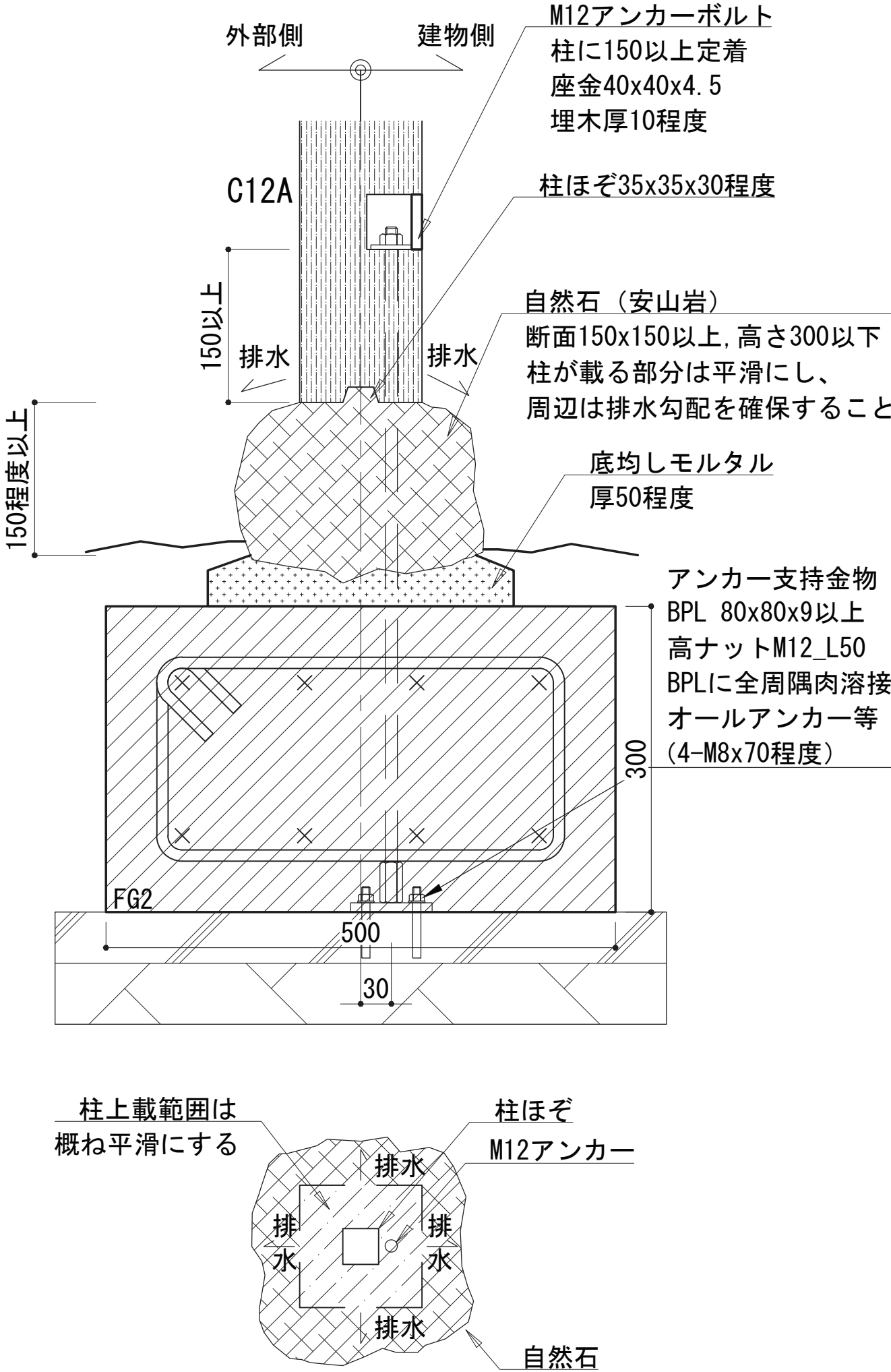
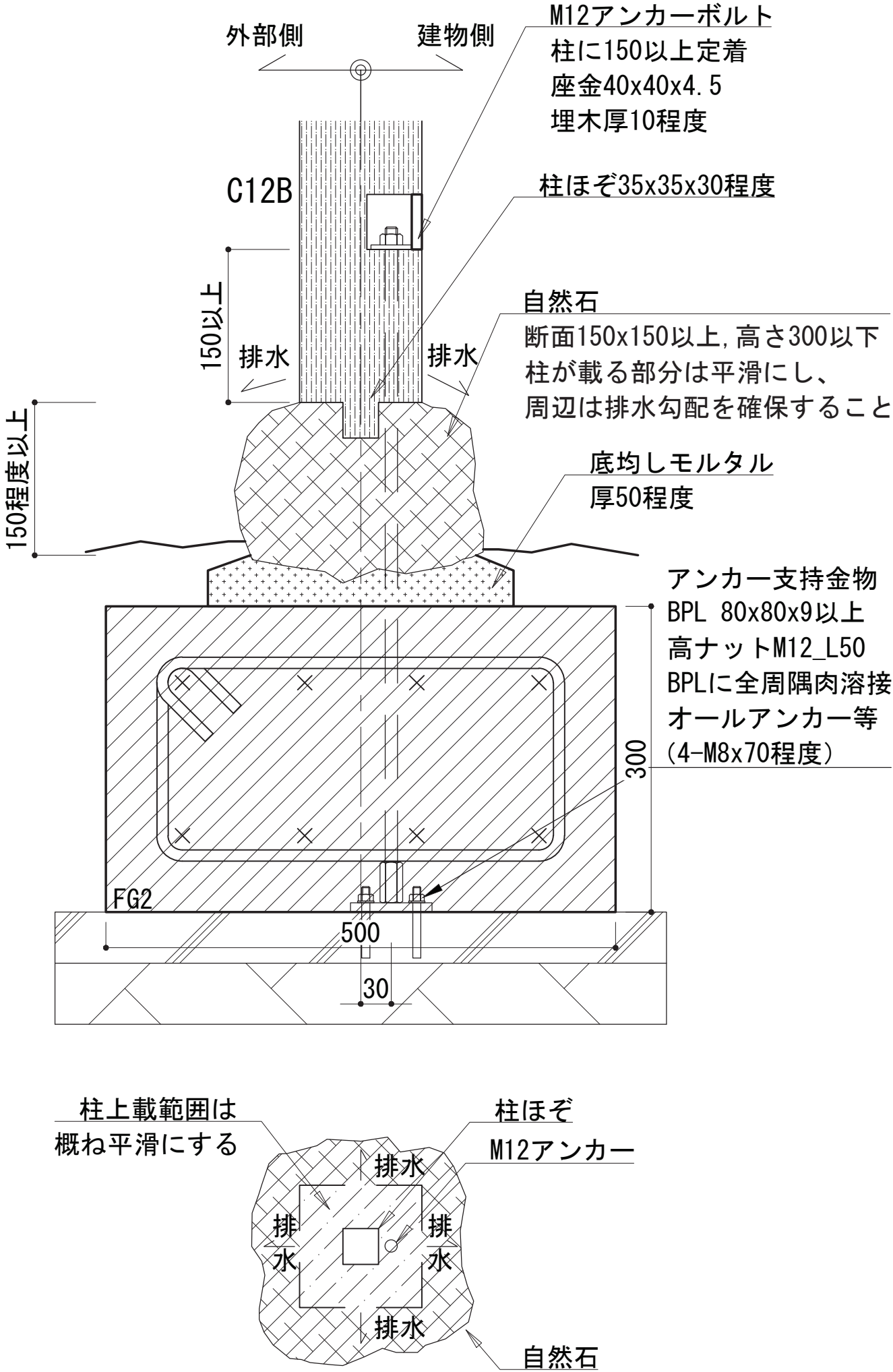
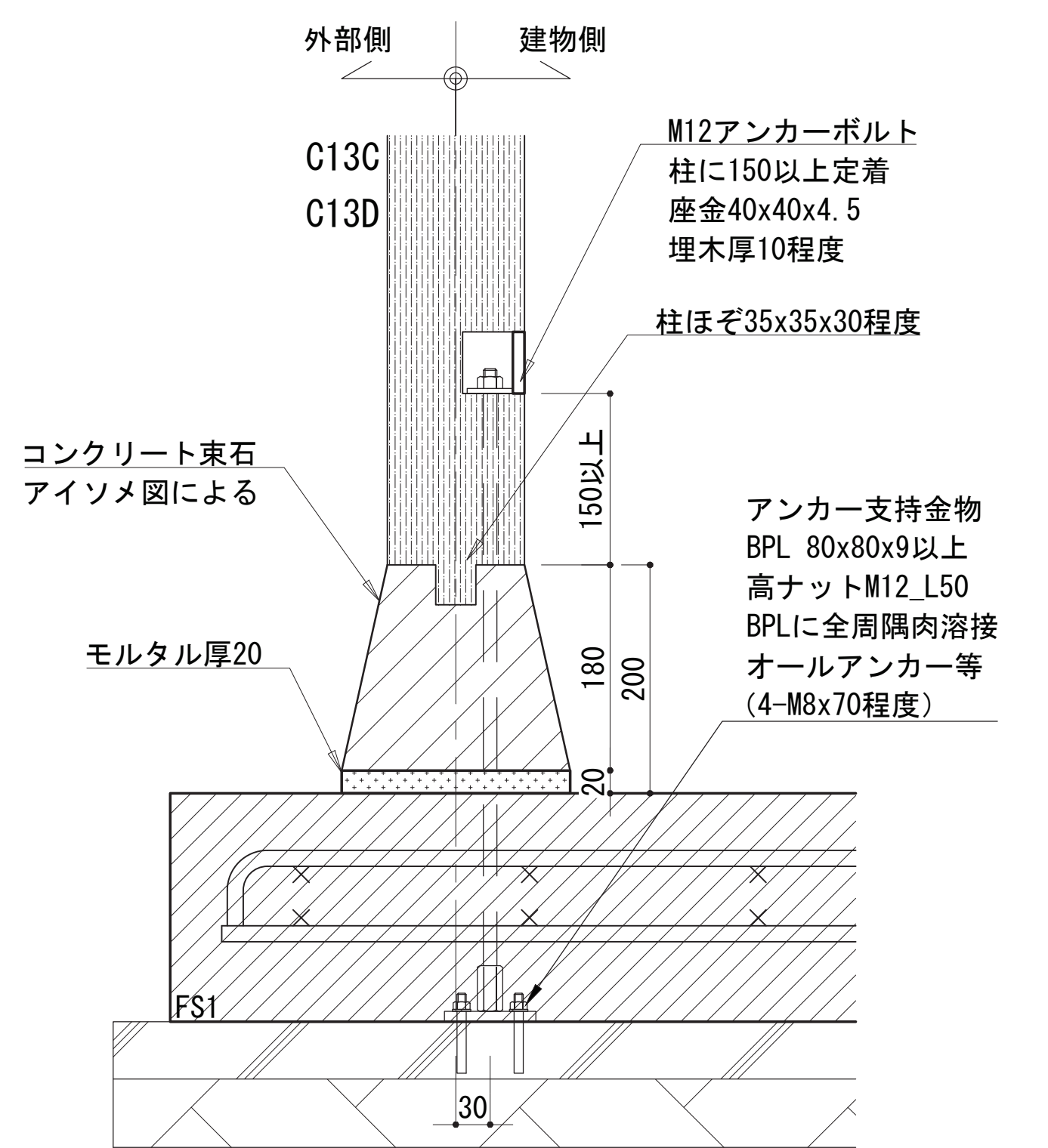
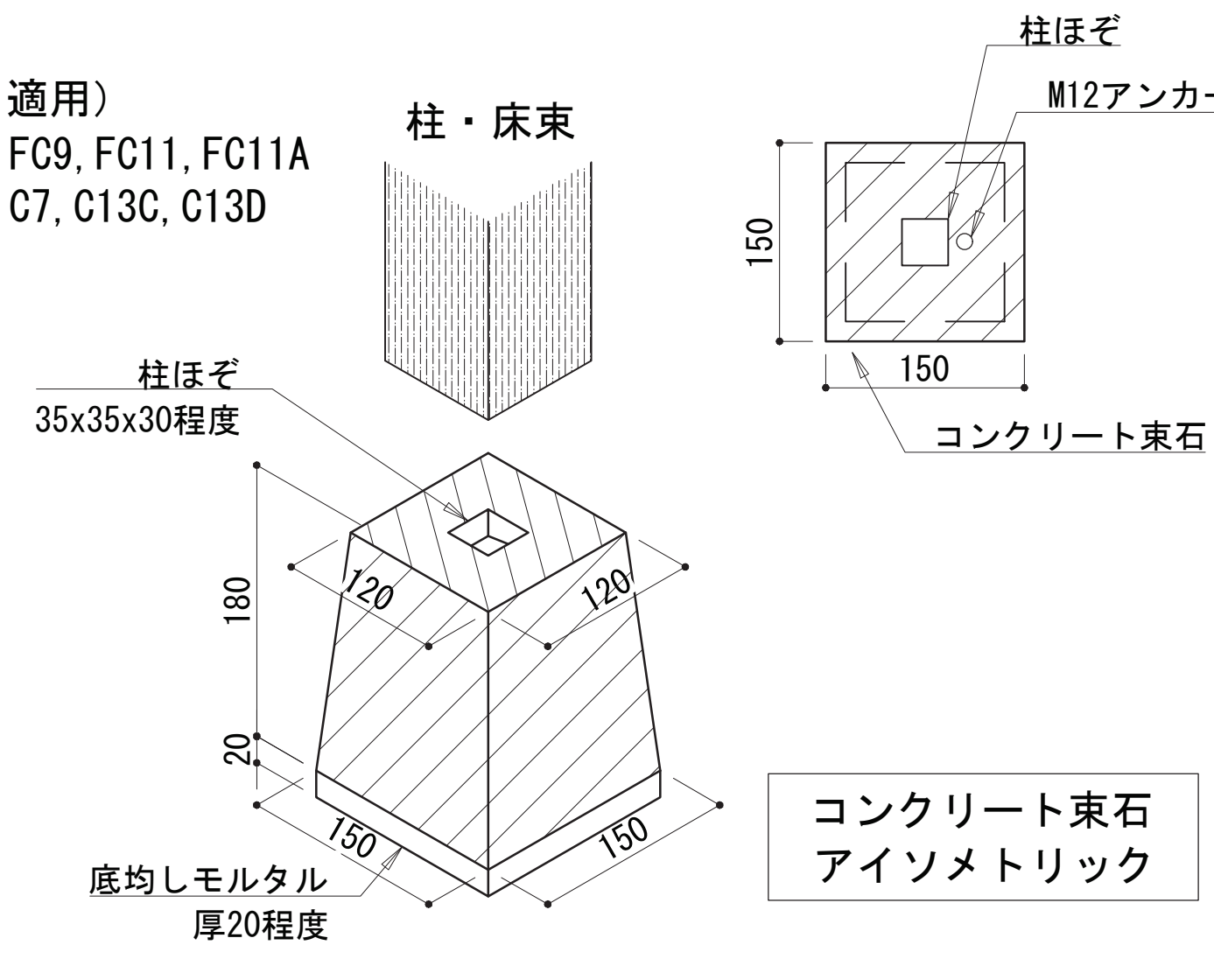
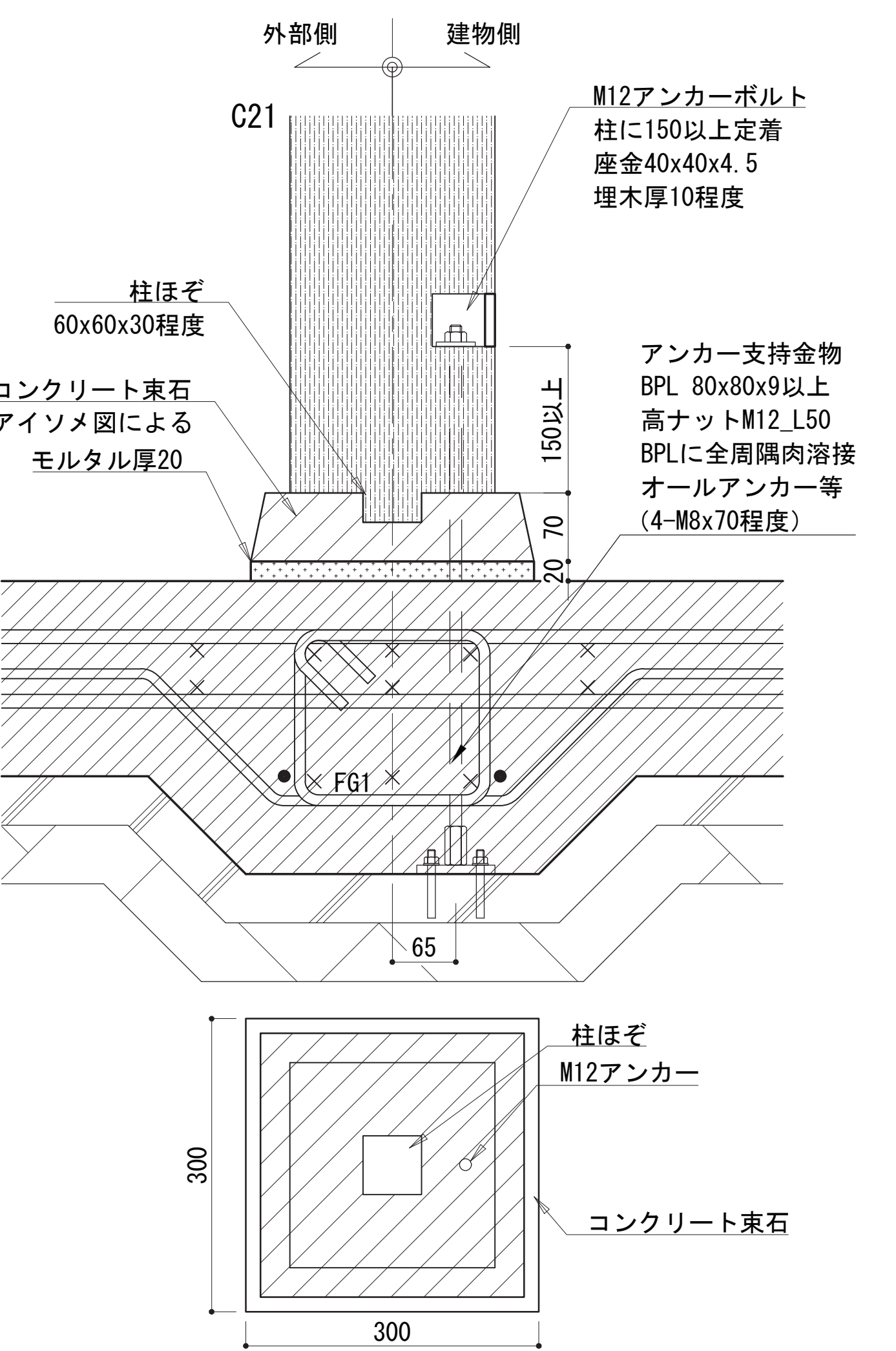
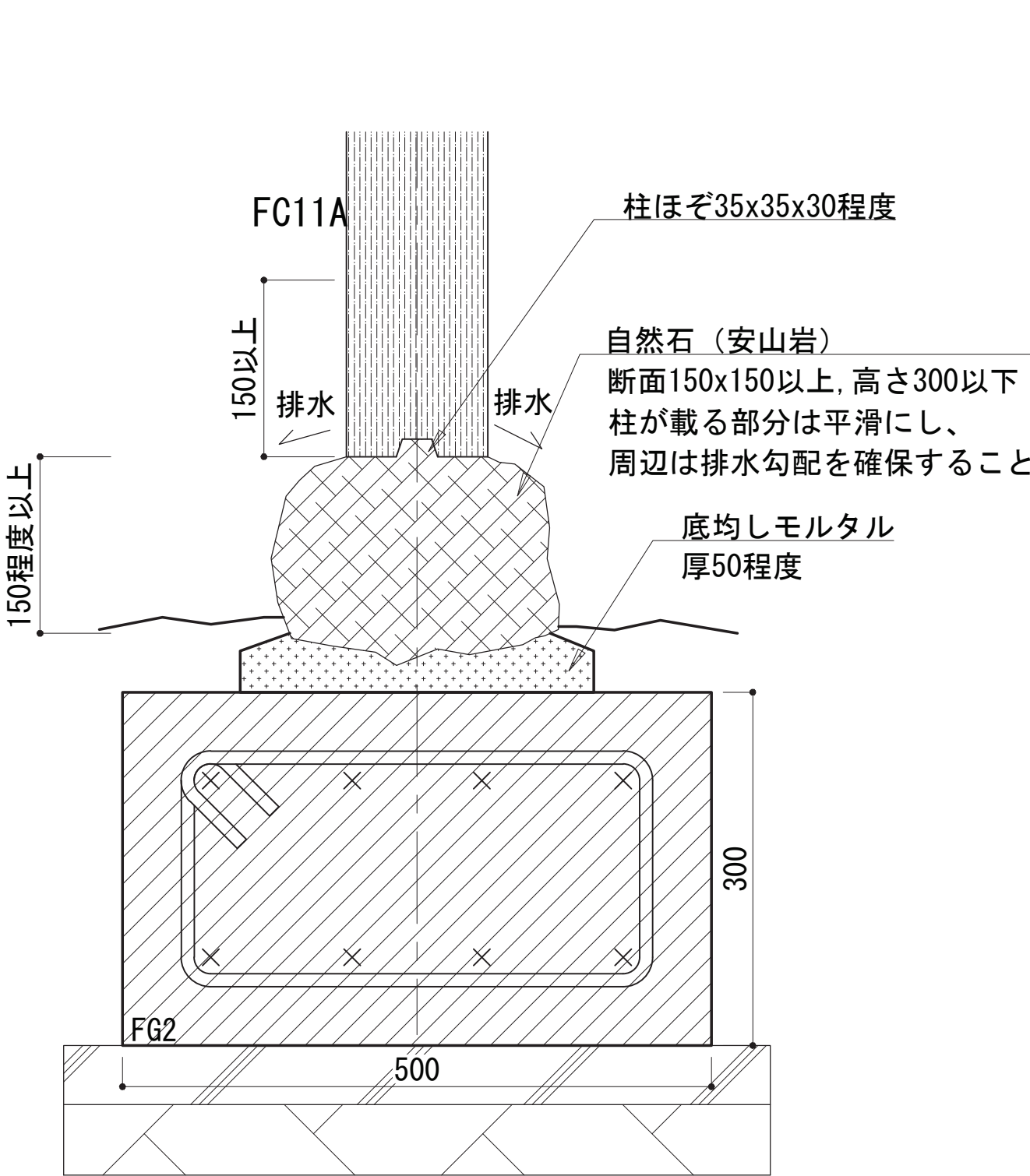
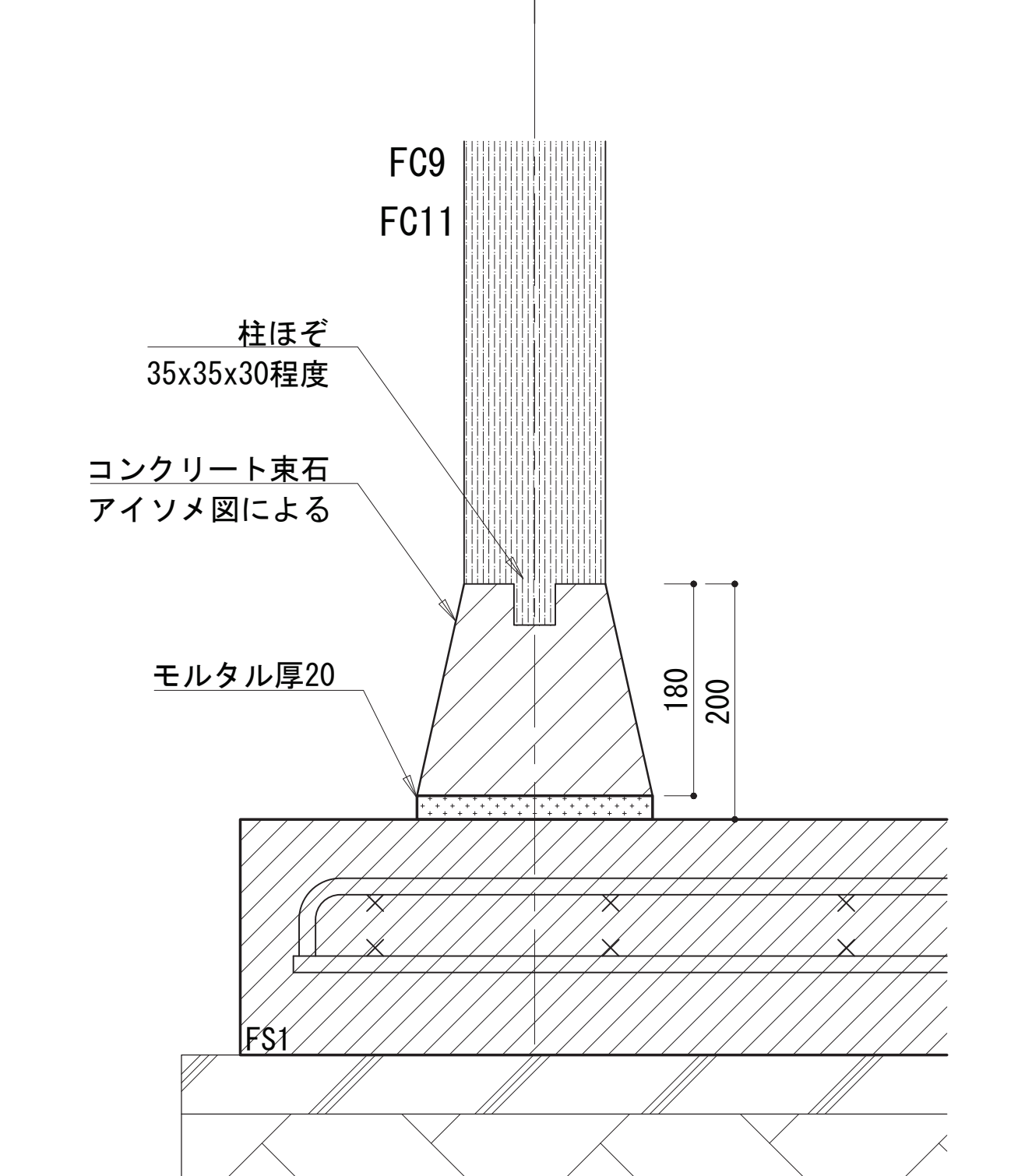
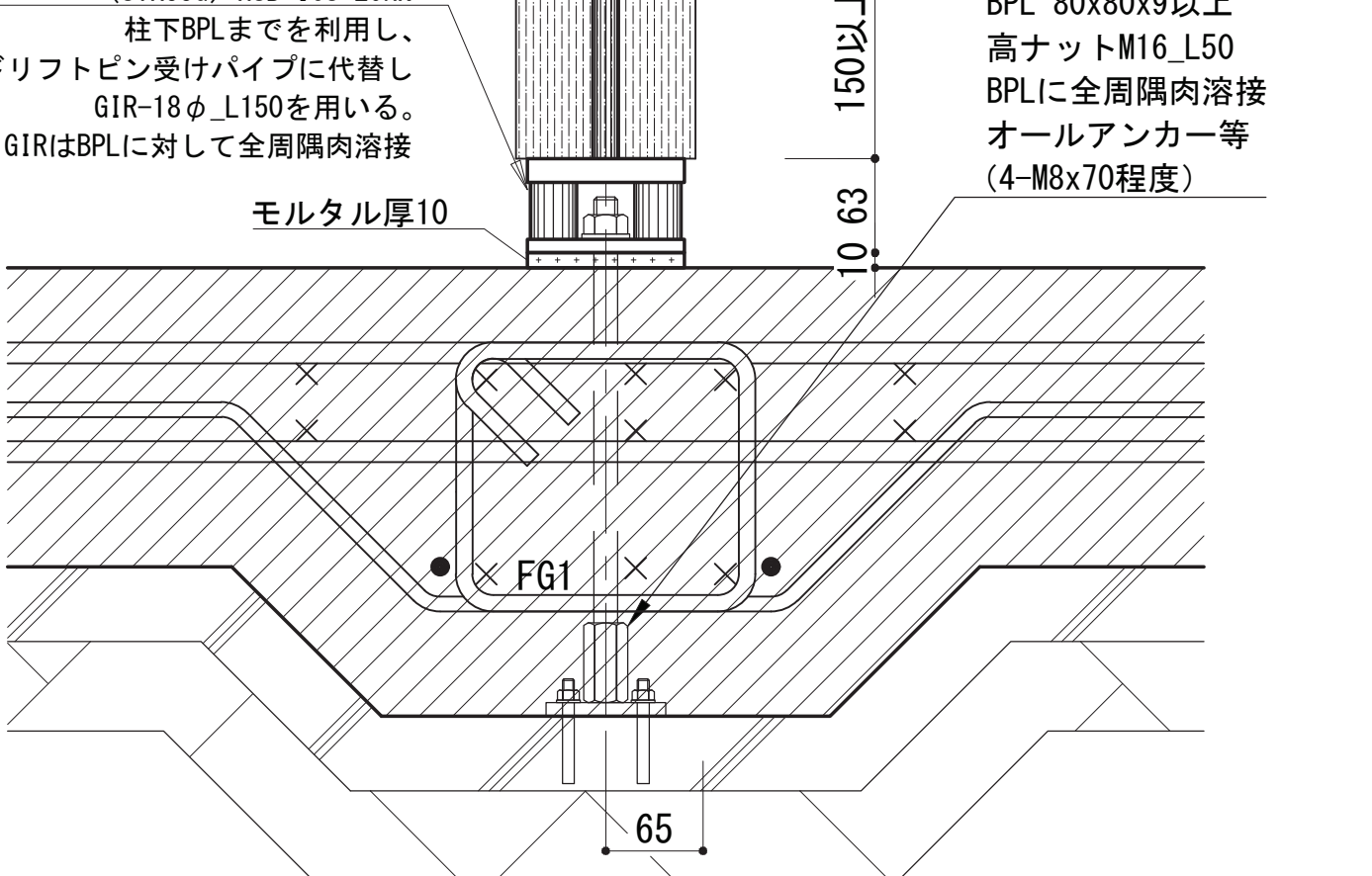
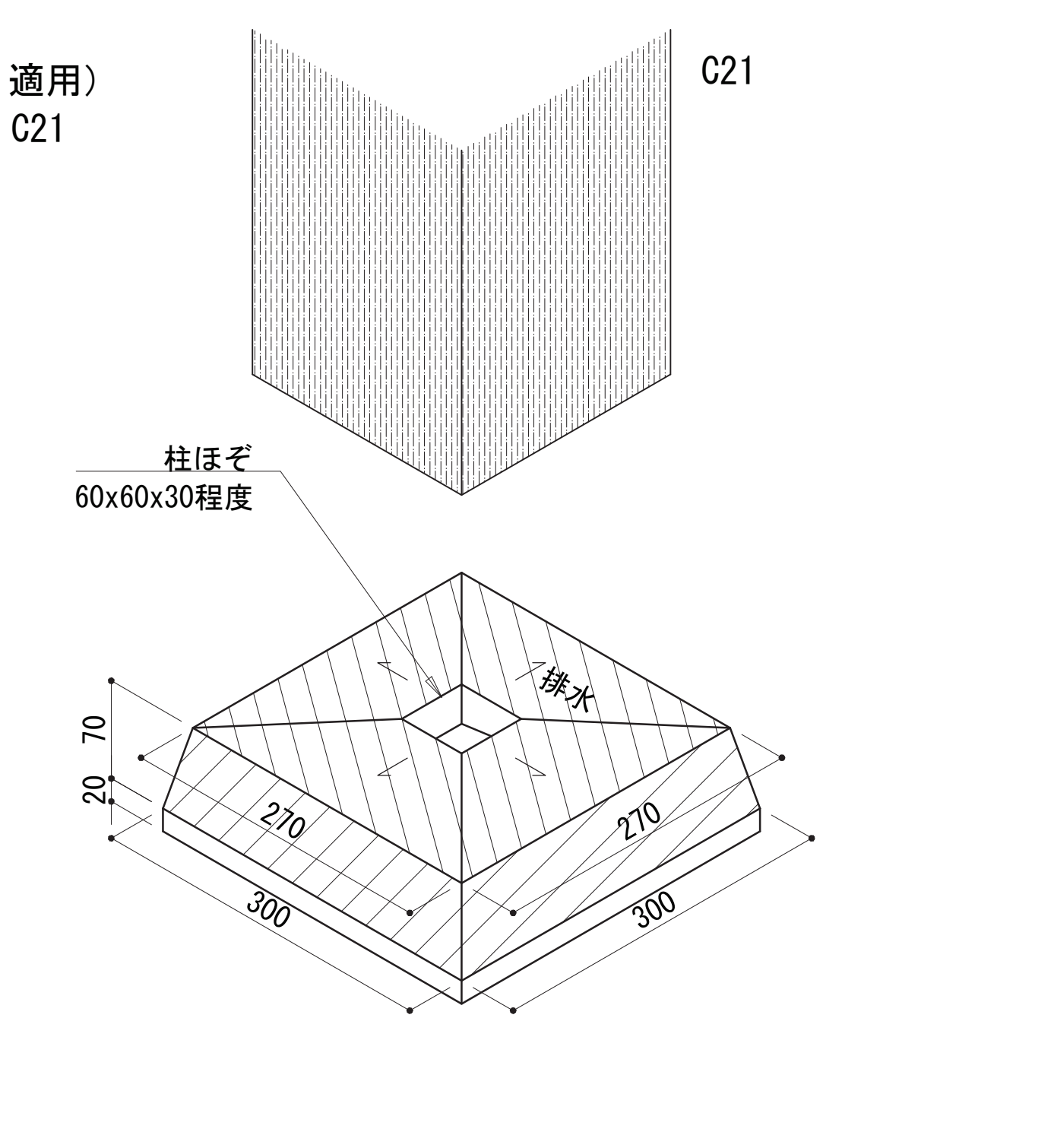
環境省新宿御苑管理事務所

S-31

116

164

軒先断面キープラン		縮尺：1/150 (A1) 1/300 (A3)		軒先断面詳細 タイプB		縮尺：1/10 (A1) 1/20 (A3)	
				本図に示す軒先断面詳細 タイプA,B,Cのうち、断面リストに記載のない部材の材質はすぎ無等級材とする。			
軒先断面詳細 タイプA		縮尺：1/10 (A1) 1/20 (A3)		軒先断面詳細 タイプC		縮尺：1/10 (A1) 1/20 (A3)	
							
K A P		香 山 建 築 研 究 所 K O H Y A M A A T E L I E R		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（Ⅰ）		S-32	
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則（一級建築士第272618号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久（一級建築士第289714号）		垂木詳細図		A1:1/10 A3:1/20	
構造主任技術者 萩生田秀之（一級建築士第341678号） 担当技術者 池谷 聡史（一級建築士第367949号）		一級建築士事務所第12399号（有）香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平（一級建築士第367970号）		環境省新宿御苑管理事務所		117 164	

C12A:新設礎石 納まり詳細 	C12B:既存礎石 納まり詳細 	C13C:束石 納まり詳細  適用) FC9, FC11, FC11A C7, C13C, C13D 	C21:束石 納まり詳細 
FC11A:束石 納まり詳細 	FC9, FC11:束石 納まり詳細 	C12C:GIR納まり詳細 	コンクリート束石 アイソメトリック 適用) C21 

仮設主要数量(参考)

項目	数量	期間	仕様
仮囲いA	55.6m	9.5月	H2000フラットパネル
仮囲いB	218.2m	9.5月	B型バリケード
キャスターゲート	1箇所	9.5月	W7200,H1800
交通誘導員	2名	9.5月	日勤
敷鉄板	76.5㎡	5.0月	t20鋼板
ラフタークレーン	1台	3.0月	25t
外部足場	図示	4.5月	枠組みW900外周メッシュシート貼り
軒下足場	図示	4.5月	鋼製足場板敷 W1000

